

松野町地域防災計画

令和3年3月
松野町防災会議

風水害等対策編

目 次

風水害等対策編.....	3
第1編 総 論.....	1
第1章 計画の主旨.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第4節 用 語.....	2
第5節 基本方針（防災ビジョン）.....	3
第6節 国土強靱化の基本目標を踏まえた町地域防災計画の作成等.....	3
第7節 推進体制.....	4
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第3章 松野町の地形及び気象・災害・社会的条件の概要.....	7
第2編 災害予防対策.....	10
第1章 気象予警報等の伝達.....	10
第1節 定義.....	10
第2節 気象情報の種類.....	11
第3節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統・体制.....	12
第4節 土砂災害警戒情報の発表・伝達.....	14
第5節 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達.....	15
第6節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達.....	15
第2章 防災意識・知識の普及.....	16
第1節 防災教育活動.....	16
第2節 企業防災の推進.....	19
第3章 町民の防災対策.....	20
第1節 町民の果たすべき役割.....	20
第2節 消防団を中核とした地域防災力の充実強化へ向けた取組.....	21
第4章 自主防災組織の防災対策.....	24
第1節 自主防災組織の育成強化.....	24
第2節 地域における自主防災組織の果たすべき役割.....	25
第3節 自主防災組織と消防団等との連携.....	27
第4節 地域における自主防災活動の推進.....	27
第5章 事業者の防災対策.....	28
第1節 事業者の果たすべき役割.....	28
第6章 ボランティアの防災対策.....	30
第7章 防災訓練の実施.....	31
第8章 松野町業務継続計画（BCP）.....	33
第9章 避難対策.....	34
第1節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定.....	34
第2節 避難路の確保.....	35
第3節 町民等への周知のための措置.....	36
第4節 指定避難所の設備及び資機材の配備.....	36

第5節	避難計画	36
第6節	広域避難者への配慮	38
第10章	緊急物資確保対策	39
第1節	食料及び生活必需品等の確保	39
第2節	飲料水等の確保	39
第3節	物資供給体制の整備	40
第11章	医療救護対策	41
第12章	防疫・衛生体制の整備	42
第13章	保健衛生活動体制の整備	44
第14章	孤立地区対策	45
第15章	要配慮者の支援対策	46
第16章	広域的な応援体制の整備	50
第17章	資材・機材等の点検整備	53
第18章	情報通信システムの整備	54
第1節	情報収集・連絡体制の整備	54
第2節	通信施設の整備	56
第3節	防災情報システムの拡充整備	56
第4節	各種情報システムデータのバックアップ保管	56
第19章	水道施設予防対策	57
第20章	道路災害予防対策	58
第21章	建築物災害予防対策	59
第22章	農地・農林業施設災害予防対策	60
第23章	文化財の災害予防対策	61
第24章	水害予防対策	62
第25章	火災予防対策	64
第26章	林野火災予防対策	67
第27章	災害復旧・復興への備え	68
第3編	災害応急対策	70
第1章	応急措置の概要	70
第2章	防災組織及び編成	72
第3章	通信連絡	81
第4章	情報活動	83
第5章	広報活動	90
第6章	避難活動	92
第7章	緊急輸送活動	104
第8章	交通応急対策	106
第9章	孤立地区に対する支援活動	111
第10章	消防活動	112
第11章	水防活動	118
第12章	人命救助活動	122
第13章	遺体の捜索・措置・埋葬	125
第14章	災害救助法の適用	127
第15章	食料及び生活必需品等の確保・供給	130

第16章	飲料水等の確保・供給	133
第17章	医療救護活動	135
第18章	防疫・衛生活動	138
第19章	保健衛生活動	139
第20章	食品衛生活動	140
第21章	廃棄物等の処理	141
第22章	障害物の除去	143
第23章	動物の管理	144
第24章	応急住宅対策	145
第25章	応急教育活動	148
第26章	要配慮者に対する支援活動	151
第27章	ボランティア等への支援	152
第28章	応援協力活動	153
第29章	県消防防災ヘリコプターによる支援活動	155
第30章	自衛隊の活動	157
第31章	公安警備活動	159
第32章	水道の確保	160
第33章	郵便事業の運営維持	161
第34章	豪雪災害防止活動	162
第35章	大規模火災応急活動	163
第36章	林野火災応急活動	164
第4編	災害復旧・復興対策	165
第1章	公共施設災害復旧対策	165
第2章	復興計画	167
第3章	災害復旧資金	170
第4章	被災者等に対する支援	171
第5編	原子力災害対策	176
第1章	原子力災害事前対策	176
第1節	本町の役割	176
第2節	災害応急体制の整備	176
第3節	防災知識の普及	177
第4節	原子力防災訓練の実施	178
第5節	広域避難者受入体制の整備	178
第2章	緊急事態応急対策	179
第1節	応急措置の概要	179
第2節	情報収集活動	179
第3節	緊急時モニタリング	179
第4節	広報・広聴活動	179
第5節	被災地への応援協力活動	179
第3章	原子力災害中長期対策	181
第1節	汚染の除去等	181
第2節	風評被害等の影響の軽減	181

第1編 総 論

第1章 計画の主旨

第1節 計画の目的

この松野町地域防災計画（風水害等対策編）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第42条の規定に基づき、本町の地域に係るあらゆる災害から人的・経済的被害を軽減するための施策として、次の事項について定め、防災機関はもとより自主防災組織等の活動などと合わせ、町民の「自助」「共助」の精神に基づいた取組を強化し、防災の万全を期するものとする。

- 1 町及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 災害発生 of 未然防止と被害の軽減を図るため、防災施設の新設又は改良、平常からの訓練、自主防災組織の育成強化及び町民への防災知識普及等に関する災害予防計画
- 3 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するための災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な事項

第2節 計画の性格

この計画は、町及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに町民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画等に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

第3節 計画の構成

この計画は、次の5編により構成する。

- 1 第1編 総 論
この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要等など計画の基本となる事項を示す。
- 2 第2編 災害予防対策
平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、町民生活の確保方策などの予防計画を示す。
- 3 第3編 災害応急対策
災害が発生した場合の応急対策を示す。
- 4 第4編 災害復旧・復興対策
災害発生後の復旧・復興対策を示す。
- 5 第5編 原子力災害対策
原子力災害の対策を示す。

なお、この計画によるもののほか、地震災害に対応するため「地震災害対策編」を定めるものとする。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 災害とは、次により生ずる被害をいう。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象
- (2) 大規模な火事若しくは爆発
- (3) 放射性物質の大量の放出
- (4) その他大規模な事故

2 松野町災害対策本部

災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき設置される松野町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）をいう。

3 松野町水防本部

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく松野町水防本部（以下「水防本部」という。）をいう。

4 松野町水防計画

水防法第 33 条の規定に基づき定められた松野町水防計画をいう。

5 松野町消防計画

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 4 条第 15 号の規定に基づき定められた松野町消防計画をいう。

6 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、町民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき知事が指定した区域をいう。

7 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域の内、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ町民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域として、土砂災害防止法第 9 条第 1 項の規定に基づき知事が指定した区域をいう。

8 浸水想定区域

想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として、水防法第 14 条第 1 項の規定に基づき知事が指定した区域をいう。

第5節 基本方針（防災ビジョン）

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、又、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれないことから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて、絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

又、防災対策は、町民が自らの命は自ら守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町及び国・県等がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、町民、自主防災組織、事業者、町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災・減災対策の充実はもとより、町民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、町地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等のこれら多様な主体が自発的に行う「自助」「共助」の防災・減災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各関係機関において応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第6節 国土強靱化の基本目標を踏まえた町地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づき作成された「松野町国土強靱化地域計画」は、本町の総合計画と整合・調和を図り、つぎの4つを基本目標として町民、地域、企業、及び国・県等と協働して「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取組を推進するもので、さまざまな分野別計画の指針となる計画である。

- 1 人命の保護が最大限図られること。
- 2 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- 4 迅速な復旧復興が図られること。

上記の松野町国土強靱化地域計画を踏まえ、町は町地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第7節 推進体制

災害対策基本法第16条の規定に基づき、町地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、防災に関する重要事項を審議し、防災行政を総合的に運営するための組織として、松野町防災会議を設置する。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務 の大綱

1 松野町

- (1) 町地域防災計画（風水害等対策編）の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災意識・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成その他町民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の内、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (10) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び指定避難所の開設
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒等の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における町有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- (1) 松野町土地改良区
土地改良施設の整備及び保全に関すること。
- (2) えひめ南農業協同組合（松野支所）
 - ア 共同利用施設等の保全に関すること。
 - イ 被災組合員の援護に関すること。
 - ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- (3) 松野町商工会
 - ア 被災商工業者の援護に関すること。
 - イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- (4) 病院等経営者
 - ア 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
 - イ 被災時の病人等の収容、保護に関すること。
 - ウ 災害時における負傷等の医療、救護に関すること。

- (5) 松野町社会福祉協議会
 - ア ボランティア活動体制の整備に関する事。
 - イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事。
- (6) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設利用者等の安全確保に関する事。
 - イ 施設職員等の応援体制に関する事。
- (7) その他
 - それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関する事。

3 町民・事業者

- (1) 町民
 - ア 自助の実践に関する事。
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参画に関する事。
- (2) 自主防災組織
 - ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関する事。
 - イ 地域における安全点検、防災訓練に関する事。
 - ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関する事。
 - エ 町が実施する防災対策への協力に関する事。
- (3) 事業者
 - ア 利用者、従業員等の安全確保に関する事。
 - イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関する事。
 - ウ 災害応急対策の実施に関する事。
 - エ 町又は自主防災組織が実施する防災対策への協力に関する事。

第3章 松野町の地形及び気象・災害・社会的条件の概要

1 地勢及び風土

本町は、愛媛県西南部に位置し、総面積の 84%を山林が占める中山間地域である。

急峻な山々から発する河川は大小 10 指に余り、その主なものに本町の中心を流れる、四万十川の支流広見川、国立公園滑床溪谷から流れる目黒川等があり、これらの河川流域沿いに、わずかな平野部が広がっており、農地や宅地として活用している。

標高は最低 50m、最高 1,200mで、10 の集落は広見川及び目黒川沿いとその支流の山あい形成され、標高 250mまでが生活の場となっている。

2 気候

気候は、おおむね温暖であるが、西南部鬼ヶ城山系の高山で宇和海と隔てられているため、比較的寒暖の差が激しい。冬季には季節風が強く寒冷で、ときに積雪を見る。夏から秋にかけては例年台風の被害を受けることが多いものの、年間平均気温は 14.9 度、年間平均降水量 2,000 mm内外の高温多雨で農作物の成育を助長し、人々の居住に適した自然環境といえる。

3 過去の気象災害

本町においても、これまでも大きな災害が発生しており、過去の災害を教訓として、防災・減災対策に努めるものである。

4 社会的条件

(1) 人口

平成 27 年の国勢調査による町の総人口は、4,072 人で、昭和 60 年の人口 5,682 人の約 71%であり、約 29%の減少となっている。平成 17 年からの 10 年間では 618 人減少しており、年平均では 56 人の減少となっている。

世帯数は、平成 27 年が 1,675 世帯で、昭和 60 年の 1,727 世帯に比べ約 3%の減少である。

1 世帯あたりの人口は、平成 27 年が 2.26 人で、平成 17 年の 2.51 人、平成 22 年の 2.41 人に比較して核家族化等の要因により減少している。

年齢別でみると、平成 27 年は、年少人口（15 歳未満）が 354 人（8.7%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 1,984 人（48.8%）、老年人口（65 歳以上）が 1,726 人（42.5%）となっている。老年人口の割合は、平成 17 年と比べ、8.7%増加しており、高齢化が進んでいる。

町としては、こうした高齢者の実態を把握するとともに、防災面についても要配慮者対策などに取り組み、関係機関、関係団体と連携して、防災対策を推進していくことが必要となる。

区分		昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総 人 口(人)		5,682	5,325	5,038	4,906	4,690	4,377	4,072
世 帯 数		1,727	1,673	1,711	1,773	1,815	1,748	1,675
1 世帯あたりの人員(人)		3.29	3.18	2.94	2.70	2.51	2.41	2.26
年少人口	人口	1,075	923	759	636	577	471	354

区分		昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
(15 歳未満)	割合 (%)	18.9	17.3	15.1	13.0	12.3	10.8	8.7
生産年齢人口 (15～64 歳)	人口	3,533	3,206	2,937	2,753	2,528	2,274	1,984
	割合 (%)	62.2	60.2	58.3	56.1	53.9	52.0	48.8
老年人口 (65 歳以上)	人口	1,074	1,196	1,342	1,517	1,585	1,632	1,726
	割合 (%)	18.9	22.5	26.6	30.9	33.8	37.3	42.5

※ 国勢調査より抜粋

(2) 産業

本町の基幹産業である農業は、従事者の高齢化と担い手不足が急速に進んでいることに加え、野生鳥獣による農産物被害の増加、生産経費の高騰と販売価格の低迷などの要因もあって、非常に厳しい経営環境となっている。作付面積は、水田、畑とも減少傾向にあり、特に昭和 50 年代に里山を開墾した開発団地で栽培している桃、梅、茶の特産 3 品目は、担い手不足が顕著で耕作放棄地が年々拡大している。

商工業の状況は、事業所の閉鎖や撤退により町内での雇用機会が減少している一方で、高齢者や障がい者のための福祉関連施設が整備され、新たな雇用の受け皿にもなっている。小売業については、後継者不足と近隣への大型店舗の進出により地元の小規模商店では存続が困難な状況となっている。

また、国立公園滑床溪谷や清流広見川などの恵まれた自然環境を活かした観光交流によるまちづくりを展開しており、虹の森公園などの観光施設を整備するとともに、アウトドアスポーツやグリーンツーリズムの推進、四万十地域との連携などの施策を展開することにより、産業の振興と地域の活性化に一定の効果が上がっている。

産業（大分別）		年度	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総数	人数（人）		2,337	2,233	2,026	1,839
	割合（%）		100.0	100.0	100.0	100.0
第 1 次産業	人数（人）		443	453	455	291
	割合（%）		19.0	20.3	22.5	15.8
第 2 次産業	人数（人）		717	548	367	335
	割合（%）		30.7	24.5	18.1	18.2
第 3 次産業	人数（人）		1,175	1,231	1,199	1,165
	割合（%）		50.3	55.1	59.2	63.3
分類不能の産業	人数（人）		2	1	5	48
	割合（%）		0.1	0.0	0.2	2.6

※ 国勢調査より抜粋

(3) 交通

本町の交通網は、町の中央を通り高知県へと続く国道 381 号と、目黒を通り四万十市へと続く主要地方道西土佐松野線が基幹道路となっている。

交通機関としては、JR 予土線と宇和島自動車の路線バス、町のコミュニティバスがあるが、自家用車の普及と過疎化進行により利用者数が減少している。

(4) 土地利用

松野町の土地利用状況は次のとおりである。

農地	山林	宅地
668ha	8,230ha	100ha

町内のわずかな平坦地は、ほとんどが農地と宅地として利用されているが、過疎化・高齢化の進展により、耕作放棄地や空き家が増加傾向にある。国道 381 号沿線などに店舗や住宅の新築が若干見られるものの、周辺部では担い手となる町民の減少が著しい地域もあり、土地の利用効率の低下とともにコミュニティ機能の維持が困難になっている集落もある。

第2編 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するため、防災に関する施設の整備点検及び防災に関する物資・資材の備蓄整備、点検並びに防災訓練等のほか、町民の防災意識の高揚が重要であるため、本編では、災害の予防活動及び対策について定める。

第1章 気象予警報等の伝達

第1節 定義

1 災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

2 特別警報

特別警報とは、大雨、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して松山地方気象台が行う予報をいう。

3 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して松山地方気象台が行う予報をいう。

4 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して松山地方気象台が行う予報をいう。

5 気象情報

気象情報とは、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に松山地方気象台が発表するものをいう。

6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、県と松山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度がさらに高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や町民の避難行動の参考となるよう、市町ごとに発表されるものをいう。

7 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

8 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

9 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第13条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交

通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、避難判断水位に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

10 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて町や消防本部に伝達されるものをいう。

11 火災警報

火災警報とは、消防法第 22 条第 3 項の規定に基づき、町長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

第 2 節 気象情報の種類

1 気象情報の種類

（1）気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

- ア 全国を対象にして気象庁が発表する「全般気象情報」
- イ 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
- ウ 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

（2）気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

- ア 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの
- イ 注意報、警報が発表された後の経過の予想、防災上の注意点を解説するもの
- ウ 記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの
- エ 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起又は解説するためのもの

（3）気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報（本町は対象外）、黄砂に関する情報、記録的短時間大雨情報※、竜巻注意情報※などがある。

※ 記録的短時間大雨情報：県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。具体的には 100mm 以上の 1 時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

※ 竜巻注意情報：積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表される。この情報の有効期限は、発表から 1 時間である。

第3節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統・体制

1 種類及び発表基準

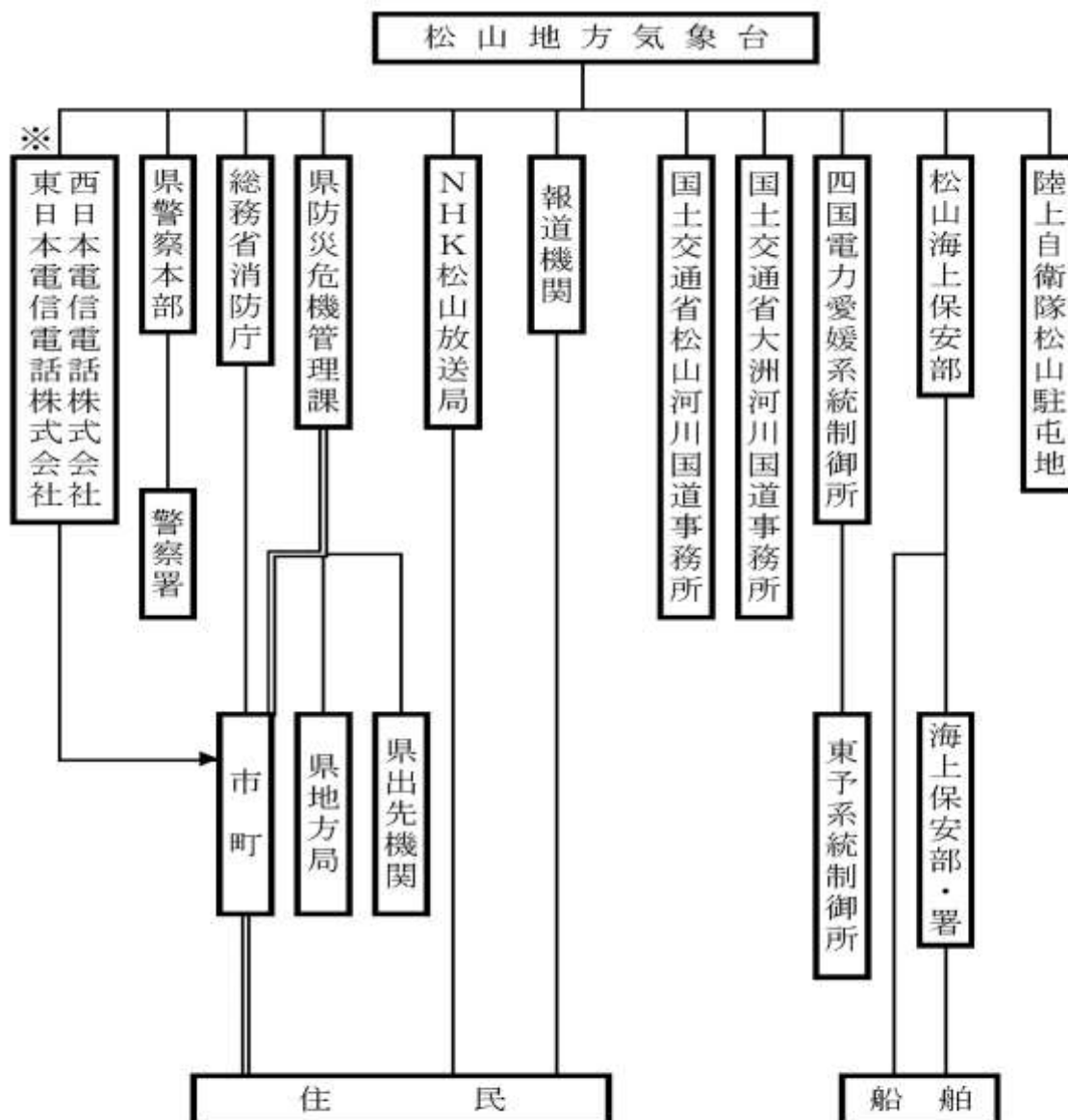
特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、松山地方気象台が県内に発表する基準のとおりである。

2 伝達系統

特別警報・警報・注意報及び第2節の気象情報の伝達系統は、以下のとおりである。

特別警報・警報・注意報の伝達系統図（松山地方気象台）

平成27年4月1日現在



※印は警報のみ。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3 伝達体制

松山地方気象台から発表された特別警報・警報・注意報について、県から伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線、I P 告知システム等によって町民へ周知するものとする。又、関係機関に通知し必要な体制の確保を図るものとする。

又、さまざまな環境下にある町民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報メール等を含む。）、災害情報共有システム（Lアラート）、インターネット（ホームページ、SNS等）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、気象警報、避難勧告等を町民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。

地震に関する情報の伝達については、地震災害対策編第3編第2章「情報活動」によるものとする。

4 非常時の伝達体制

災害等により、防災行政無線、I P 告知端末及び公衆通信回線等が不通となった場合は、衛星電話、広報車による伝達及び消防団員等による伝達体制の確保を行うものとする。又、県との通常の伝達系統が途絶した場合は、愛媛県非常通信協議会※に加盟する各機関の協力を得て、最寄りの無線局等を通じ非常無線通信により伝達するなど、伝達系統の確保に努めるものとする。

※ 愛媛県非常通信協議会：非常通信の円滑な運用を図ることを目的に、昭和29年に設立され、非常通信に係る機関が連携し、非常通信訓練の実施、各関係機関間の意見調整、その他非常通信に関する周知、啓発に取り組んでいる協議会

4 気象警報等発表時における町や町民の対応例

町の対応	町民の行動	気象警報等の種類				
		大雨		暴風	大雪	暴風雪
		(土砂災害)	(浸水害)			
・担当職員の連絡態勢確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難所の確認 ・非常持出品の点検	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報
・警報の町民への周知 ・避難所の準備、開設 ・必要地域に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・応急対応態勢確立 ・必要地域に避難勧告・避難指示（緊急）の発令 ・避難の呼びかけ	・避難の準備をし、避難所へ避難する ・危険な場所に近づかない ・日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）	大雨警報（浸水害）	暴風警報	大雪警報
			大雨特別警報（土砂災害）	大雨特別警報（浸水害）	暴風特別警報	大雪特別警報
・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの町民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう町民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動をとる（近くの安全な場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）					

第4節 土砂災害警戒情報の発表・伝達

土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため、必要な措置を講じる。その伝達系統は、第3節の特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

1 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と重ねおおむね2時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

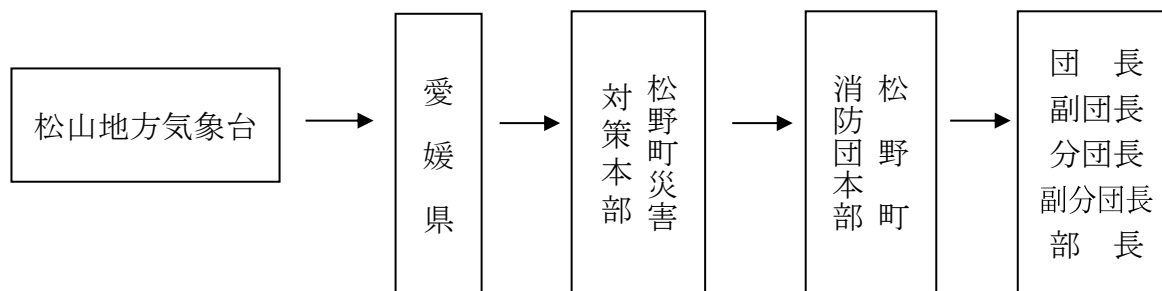
2 解除基準

降雨の実況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

第5節 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達

洪水予報（指定河川）、水防警報及び水位到達情報（洪水予報の指定河川以外）の発表及び伝達系統は、水防計画並びに第3節の特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

【水防計画における連絡系統図】



第6節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

1 火災気象通報

火災気象通報は、次のいずれかの場合に行う。

- (1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7 m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- (2) 平均風速12 m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。

伝達は、本編第25章「火災予防対策」によるものとする。

2 火災警報

火災警報を発表したとき又は解除したときは、第3節の特別警報・警報・注意報の伝達系統及び伝達体制に準じて、町民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡するものとする。

第2章 防災意識・知識の普及

自らの命は自ら守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの命を守るよう行動することが重要である。又、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者等を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、地方公共団体等が行う防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町及び関係機関は、町民等に対し、防災意識の普及、徹底を図り、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及啓発に努める。

第1節 防災教育活動

1 職員に対する教育

町は、職員が的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、講習・研修等を通じ教育を行うものとする。

(1) 気象災害に関する基礎知識

(2) 町地域防災計画の周知徹底

ア 職員の初動・参集マニュアルの周知・徹底

町は、災害等時の初動・参集マニュアル（松野町職員危機発生時の職員行動基準）を職員に周知・徹底する。

イ 教育内容

a 風水害等に関する事項

① 災害予防対策

- ・気象災害予防の心得
- ・農作物の災害予防措置
- ・避難措置の心得
- ・その他

② 災害応急対策

- ・災害対策の組織、編成、分掌事務
- ・被害の調査、報告要領及び連絡方法
- ・防疫の心得及び消毒方法等
- ・災害時の心得
- ・避難先及び携帯品

③ 災害復旧対策

- ・被害家屋・施設・農作物等に対する応急対策
- ・被災者等に対する金融対策
- ・その他

b 地震に関する事項

- ① 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ② 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- ③ 家庭及び地域における地震防災対策
- ④ 自主防災組織の育成強化対策
- ⑤ 地震防災対策の課題

⑥ その他 a の①～③に掲げる事項で、震災対策における共通事項

なお、災害が発生した場合に職員が具体的に取るべき行動に関する知識、職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）については、毎年度、各課において所属職員へ十分に周知する。又、各課は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

教育委員会及び学校長は、教職員（臨時職員等を含む。）への教育を行うとともに、学校安全計画の中に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒等が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、適切な行動ができるよう安全教育の徹底を指導するものとする。又、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- （１）各教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、災害に関する基礎的知識を習得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路避難方法の確認、防災知識の普及啓発等）の周知徹底を図る。
- （２）中学校の生徒を対象に、応急処置の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。

3 町民に対する普及啓発及び防災情報の提供

町は、災害発生時に町民が的確な判断に基づき行動ができるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとする。又、普及にあたっては、要配慮者への対応や、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮する。

併せて、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、町民に提供する。

（１）一般啓発

ア 啓発の内容

- a 気象災害に関する基礎知識
- b 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- c 防災関係機関等が講じる防災対策等に関する知識
- d 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- e 浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域等に関する知識
- f 指定緊急避難場所、指定避難所、その他避難対策に関する知識
- g 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- h 応急手当等看護に関する知識
- i 避難生活に関する知識
- j 要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- k コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- l 早期自主避難の重要性に関する知識
- m 防災士の活動等に関する知識

n 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- a テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- b 防災行政無線、I P 告知端末の利用
- c ホームページ等の利用
- d 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- e 防災ハザードマップの利用
- f 映画、DVD、ビデオテープの利用
- g 講演会、講習会の実施
- h 広報車の巡回
- i 防災訓練の実施
- j 各種ハザードマップの利用

(2) 社会教育を通じての啓発

町及び教育委員会は、老人クラブ、PTA等（以下「社会教育団体」という。）を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

町民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、研修会等において実施する。

又、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施などの諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 「えひめ防災週間」における啓発

町は、県の定める「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの1週間）」において、その趣旨にふさわしい町内事業の実施に努める。

4 自主防災組織に対する指導及び助成

(1) 自主防災組織づくりの推進及び自主防災に関する意識の高揚

町は、自主防災組織づくりを推進するとともに、町民の自主防災に対する認識の向上と、自主防災組織の充実を図るため、必要に応じて講座や研修会等を開催するものとする。

又、消防署は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

(2) 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実強化を促進するものとする。

又、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の育成に努める。

5 普及の際の留意点

(1) 防災ハザードマップの活用

防災ハザードマップについては、町民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。

又、防災ハザードマップの作成にあたっては、町民も参画する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努める。

(2) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や取組を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第2節 企業防災の推進

各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備や行政と事業所等が連携した防災訓練を実施するほか、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検見直しなど防災活動の推進に努めるものとする。

このため、町は、従業員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

第3章 町民の防災対策

災害による被害を軽減するためには、町民一人ひとりが災害や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職域等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

第1節 町民の果たすべき役割

町民は、災害から自らの命は自ら守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災対策を実践する。

1 平常時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 緊急速報メール、緊急地震速報等の防災情報を覚知したときにとるべき具体的な避難行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 土砂災害や洪水等地域の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び、家族との連絡方法を確認し、家族で災害時の役割分担及び安否確認方法をあらかじめ決めておく。
- (4) 家屋をはじめとする建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- (5) ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、補強、撤去等の落下倒壊対策を講じる。
- (6) 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための固定対策等を講じるとともに、石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等の火災予防措置を実施する。
- (7) 飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。（飲料水、食料については最低7日分、内3日分は非常用持出し。）又、動物飼養者にあつてはペットとの同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (8) 防災ラジオ、消火器その他の必要な防災資機材を備えるよう努める。
- (9) 地域の防災訓練に進んで参加し、隣近所と災害時の協力についてあらかじめ話し合う。
- (10) 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 災害発生時の実施事項

- (1) まず自らの命は自ら守る。
- (2) 出火防止及び初期消火に努める。
- (3) 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- (4) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (5) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。

- (6) 自力による生活手段の確保を行う。
- (7) 正しい情報を見極め、風評やうわさに惑わされない。
- (8) 秩序を守り、衛生に努める。
- (9) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (10) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

第2節 消防団を中核とした地域防災力の充実強化へ向けた取組

1 地域防災力の一層の充実強化に向けた議論の創出等

町は、南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、多様な方々との間で今後の地域防災力に関する議論を効果的に進めることができるようにするため、消防庁作成の「地域防災力自己診断カルテ」を活用して検討を図る。

2 消防団の充実強化

(1) 消防団の充実強化に向けた定量的な目標の設定

町域において地域防災体制の中核を担うのは、地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を持つ消防団であるため、町は、地域防災力の現状や将来の地域防災力に関する議論等を踏まえ、将来の地域において消防団の果たす役割、機能に関する検討を早期に行い、消防団員の数や装備の改善等、消防団の体制についての定量的な目標の設定を検討していく。

(2) 基本団員を中心とした消防団員の確保等

ア 基本団員の計画的な確保と質の向上

町は、引き続き消防団員の確保に努めるとともに、特に、消防団の中核としてあらゆる災害に対応できる基本団員の確保に計画的に取り組むものとする。

消防団員の確保にあたっては、入団促進に向けた取組と退団への対策の両方を講じることが重要であるため、これらに関する現状及び課題について、先進的な取組を行っている他自治体の事例を参考にしつつ、分析を行う。

また、近年の災害は多様化、大規模化していることから、消防団員の数の確保とともに、装備・訓練の改善や装備に関する先進的な機器等の積極的な活用等による消防団員のさらなる質の向上を通じて、消防団の災害対応能力の向上を図るものとする。

イ 「大規模災害団員」の導入

町は、基本団員の確保とあわせて、「大規模災害団員」の導入を検討する。

消防職員OBや消防団員OB（定年等による退団者のみならず、本業の多忙等により退団する消防団員を含む。）の経験・知見の活用は有効であることから、これらの者を「大規模災害団員」や町民への防災知識の啓発等の役割に限定した機能別団員等の消防団員として位置付けるとともに、他の消防団員の指導を行う消防団員として活用し、安心して活動できる環境を整備する。

(3) 多様な人材の活用

ア 女性の人材活用

町は、基本団員はもとより、女性の強みを生かし活動のしやすさに配慮した機能別団員制度の活用などにより、女性の入団促進に積極的に取り組む。

イ 学生の活用

町は、「学生消防団活動認証制度」を活用し、地域社会へ多大なる貢献をし

た大学生、大学院生又は専門学校生の功績を認証することで就職活動を支援する。

ウ 事業所・団体等の活用

町は、被用者の入団促進に向けて、消防団活動に対する事業所の理解・協力を得るため、町と消防団とが連携し、地域の事業所を訪問する取組等を検討する。

エ 公務員等の活用

町は、大規模災害時の参集体制の確保等に配慮しつつ、職員の消防団への加入促進を図る。

(4) 社会環境の変化等に伴う退団等への対応

ア 休団制度の積極的な活用

町は、近親者や家族の介護、育児等を行いやすい環境づくり等を進める観点から、団員の身分を保持したまま消防団員としての活動を一定期間行わないこととすることができる制度である休団制度を積極的に活用することが有意義であると考えられることから、休団制度の活用について検討する。

なお、休団制度の活用にあたっては、休団期間中、当該消防団員に対して年額報酬等を不支給とし、退職報償金については在職年数不算入とすることができる制度であることに十分留意するものとする。

イ 転居や本業の多忙等に伴う退団への対策

町は、転勤や進学に伴う転居により退団する層の存在を踏まえ、転出先でも消防団活動を容易に継続できるようにするため、平成 30 年 1 月 19 日付け消防地第 15 号において例示した消防団員歴を示す紹介状を活用して、転入先自治体における入団手続の簡素化、消防団員歴の継続による福利厚生の上昇を図る。

また、本業が多忙等の理由により退団が見込まれる者については、活動を限定した「大規模災害団員」等への移行や休団制度の活用等により、消防団活動を継続しやすい環境を整備する。

さらに、団長・分団長・部長等の役職を退いた消防団員については、団員の階級に戻り消防団にとどまることや、「大規模災害団員」になること等、経験や知見を生かして活躍してもらうための工夫をする。

ウ 処遇の改善

消防団の活動実態に見合う適切な額の年額報酬や出動手当を支給する必要があるため、年俸報酬や出動手当の引き上げを検討する。

消防団員に対する年額報酬等の支給方法については、消防組織法第 23 条の規定に基づき、年額報酬等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給する。

エ その他地域の実情に応じた退団への対策

町は、上記の取組のほか、例えば、異なる分団等に所属する消防団員同士が定期的に交流できる機会の創出等による、消防団員としての活動をしやすい環境づくりや、加重的な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施することなど、地域の実情に応じ、消防団活動を継続しやすい環境の整備に向け、創意工夫を図る。

(5) 装備の改善

町は、消防団の救助活動用資機材等の装備について、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）及び消防団の装備の基準（平成 26 年消防庁告示第 2 号）に基づき、計画的な充実・改善に努める。

(6) その他の留意事項

ア 自主防災組織等との連携等

町は、消防団の充実強化を図り、地域防災力全体の向上につなげるため、消防団が自主防災組織の教育訓練等において指導的な役割を担うなど、平時から消防団と自主防災組織や防災士等との連携を強化する。また、自主防災組織等において防災活動を中心的に担う者を「大規模災害団員」とし、情報収集や消防団との連絡調整等を行う。

イ 外国人の消防団への加入

外国人を消防団員に任命することについては、公務員に関する基本原則を踏まえ、公権力の行使をしない範囲で活動すること等に留意しつつ、町において、外国人が消防団員として避難誘導や避難所における通訳等の活動、平時における広報活動等を行うことは、地域防災力の充実強化を図るうえで効果的であることから、地域の実情に応じ、適切に対応するものとする。

ウ 防災ボランティアへの加入促進

町は、防災ボランティアについて、将来の地域防災の担い手となることも考えられるため、地域の実情等を踏まえ、防災ボランティアに対し、町担当課等との連携等により、機能別団員等としての入団促進を検討する。

第4章 自主防災組織の防災対策

災害による被害を軽減するためには、町民一人ひとりが、災害や防災に関する正しい知識をもち、家庭、地域、職場等で実践することが重要であり、町民が相互に協力し、地域や職場において自発的に活動することが、より効果的である。

このため、町は、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、活動指針を示し、町民による自発的な防災活動を促進する。

第1節 自主防災組織の育成強化

町民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、自治会等を中心とした自主防災組織の活動が極めて重要である。

このため、町は自主防災組織の育成強化を積極的に促進し、要配慮者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、育成強化を図るものとする。

又、各種整備事業等を活用して、活動拠点施設の整備や資機材の充実を図るものとする。

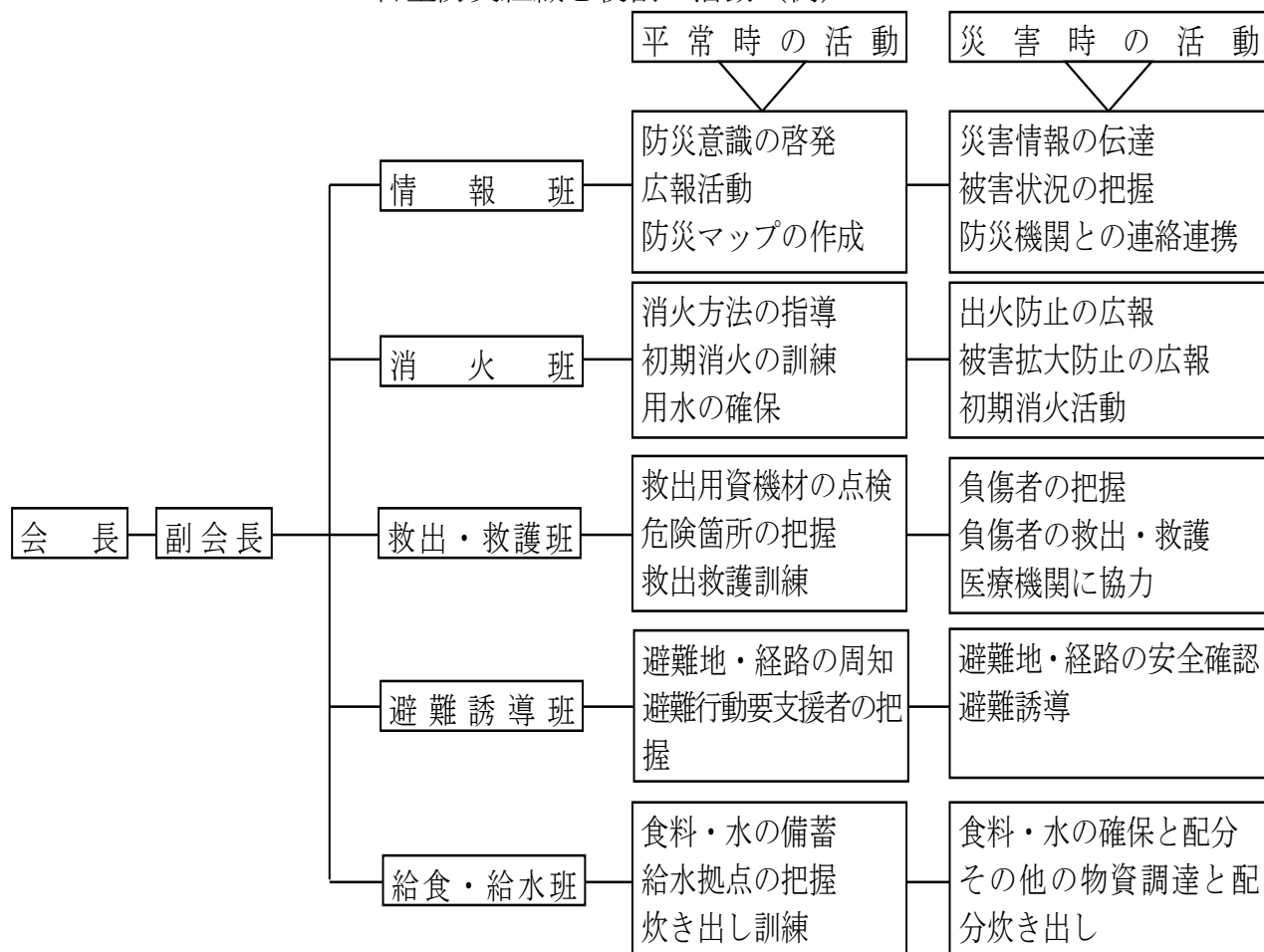
1 組織づくりと編成例

既存の自治会や社会教育団体等の自主組織を、自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行うものとする。

- (1) 各区長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。
- (2) 社会教育団体や地域で活動している組織が、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (3) 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動できるよう、誰が何を受け持つかをあらかじめ具体的に決めるなど、お互いの役割や関係を体系づけておく。

又、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると、次のとおりである。

自主防災組織と役割・活動（例）



※ 上記は例示であり、班編成や役割分担等は、各自主防災組織の状況（構成員数や年齢構成、就業状況等）に合わせて実行性のあるものとする。

第2節 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害等の発生に備えて、平常時において次の活動を行うものとする。

1 防災知識の普及

災害等の拡大を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備えと災害時の適切な行動が重要であるため、防災学習会、訓練その他の集会等を利用して防災に対する正しい知識及び防災意識の普及を図るものとする。

又、要配慮者や女性を含む広く町民が参加できる防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努めるものとする。

主な啓発事項：

- (1) 南海トラフ地震等の知識
- (2) 地震情報の性格や内容
- (3) 平常時における防災対策
- (4) 災害時の心得
- (5) 自主防災組織が活動すべき内容
- (6) 自主防災組織の構成員の役割等

2 「自主防災ハザードマップ」の作成

自主防災組織は、町が作成する防災ハザードマップ等をもとに身近に内在する危険や、指定避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、町民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の迅速化と的確化を図るものとする。

3 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書に定めておくものとする。

4 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動体制、資機材等の現況及び災害等発生時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。なお、作成にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意するものとする。

- (1) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (2) 避難行動要支援者台帳
- (3) 防災資機材台帳

5 「防災訓練」の実施

災害発生時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を定期的を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織及び関係機関等と有機的な連携を図るものとする。併せて、防災活動用の資機材の整備及び点検を実施する。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練
- (5) 炊き出し訓練
- (6) 防災資機材の整備・点検

6 地域内の他組織との連携

地域内事業所の自主防災組織や地域における多様な団体や組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

7 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握し、町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を町民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておくものとする。

- (1) 防災関係機関の連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段・方法
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

8 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、避難行動要支援者の避難等の援護を円滑に行うため、町及び関係機関等と連携しながら、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

9 防災資機材等の整備

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材を備えるよう努める。

第3節 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成され、消防組織法に基づいて町に設置される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に積極的に参加し、消防・防災に関する啓発活動や資機材の取扱指導を実施するとともに、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援を求めるなど、人的な交流等を図りながら、組織間の連携を密に相互の協力体制を確立するものとする。

第4節 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

町民及び町内に事業所を有する事業者は、居住する地域や事業所の所在する地域における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地域における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合、必要があると認めるときは町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地域について、地域住民等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、町地域防災計画において、各地域の地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第5章 事業者の防災対策

災害による被害を軽減するためには、企業や福祉施設等の事業所等が、災害時に果たす役割（従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、利用者、従業員及び事業所等の周辺で生活する町民の安全確保をはじめ、災害時においても重要な事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第1節 事業者の果たすべき役割

町内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行うものとする。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。このため、事業所等においては、あらかじめ消防・防災の体制を定めておくとともに、町や関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努めるものとし、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災措置を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における利用者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時にも重要な事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化、耐火性の確保に努める。
- (4) 災害時に交通網が途絶した際などに、利用者、従業員等が一定期間事業所等内にとどまれるように、応急的な措置として必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (5) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (6) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (7) 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (8) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (9) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (10) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する要配慮者施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

河川氾濫による浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水・土砂流入等の防止のため、水防法第15条及び土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき町地域防災計画（資料編）に登載された要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者

が利用する施設)の所有者又は管理者は、以下の事項を行う。

- (1) 防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、避難確保を図るための施設整備、防災教育及び訓練等について定めた避難確保計画を策定すること。
- (2) (1)の避難確保計画を策定した場合にはその計画内容を、自衛水防組織を設置した場合にはその構成員等を町へ報告すること
- (3) 避難確保計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施すること。

上記の(1)から(3)に関して、町からの指示に従わなかった場合は、その旨を公表されることがある。

3 災害発生時の実施事項

- (1) 利用者、従業員等の安全の確保に努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、町、県等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

第6章 ボランティアの防災対策

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティアコーディネーター※等の養成や地域のボランティア団体やNPOとのネットワーク化など幅広いボランティア体制の整備に努めるものとする。

1 災害救援ボランティアの要請・登録等

町は、社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行うものとする。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、町民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人及びグループ別に区分するとともに、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティアリーダー※や災害発生時にボランティアの斡旋等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体、NPO相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

2 災害救援ボランティアの活動環境の整備

町は、災害に備えた指定避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について配慮するものとする。

3 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）の介護及び看護補助
- (3) 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

※ ボランティアコーディネーター：ボランティア希望者とその活動場所の設定調整や、ボランティア活動のための情報提供などの支援を行う専門家

※ ボランティアリーダー：自発的に社会事業活動に無報酬で参加する人たちの統率者

第7章 防災訓練の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、町地域防災計画に定める災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう技能の向上と町民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施するものとする。

その際、自衛隊、警察、消防などの関係機関の協力を得るとともに、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

又、孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させるものとする。

1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 町は、単独又は他の災害予防責任者※と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 職員をはじめ、災害予防責任者の機関に属する職員は、町地域防災計画の定めるところにより、防災訓練に参加する。
- (3) 町民その他関係ある団体は、町が行う防災訓練に協力する。

※ 災害予防責任者：災害対策基本法第 47 条第 1 項「指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者」

2 防災訓練の種別

訓練種別	場 所	時期	参加対象	訓練内容
水防訓練	広見川流域	夏季	鬼北消防署 消防団員	水防工法の習得 人命救助
消防訓練	町内全域	夏季	宇和島警察署 鬼北消防署 消防団員	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技、ポンプ操法、予防、火災防ぎよ
避難訓練	保育園 各学校 事業所 各地区	随時	園児・児童 生徒・教員 事業所・町民・鬼北消防署・消防団員	町地域防災計画、学校、事業所計画等による避難訓練
通信連絡訓練	役場 町内全域	随時	職員 消防団員	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達、非常用電源設備を用いた訓練
非常招集訓練	役場 町内全域	随時	職員	災害を想定した職員の招集訓練

訓練種別	場 所	時期	参加対象	訓練内容
災害救助 訓練	社会福祉施設 町内全域	随時	宇和島警察署 鬼北消防署 消防団員 利用者 町民	避難行動要支援者の避難救 助訓練
土砂災害 防災訓練	土砂災害警戒 区域	随時	職員 消防団員 町民	避難訓練
震災訓練	各学校 町内全域	随時	児童・生徒・ 教員 宇和島警察署 鬼北消防署 消防団員 町民	地震を想定した避難誘導訓 練
総合防災 訓練	町内全域	随時	防災関係機関 町民 消防団員	風水害、火災、東南海・南 海地震等大規模災害を想定 した総合訓練
教養訓練	役場	随時	職員	防災活動上必要な教養訓練

上表の訓練のほか、町は、県や県内市町、防災関係機関とともに、「県・市町災害対策本部合同運営訓練」や「県総合防災訓練」等に参加するものとする。

3 訓練の時期

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

4 訓練の方法

町は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で訓練を行うものとする。

なお、訓練の実施にあたっては、広報に努め、町民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努めるものとする。又、要配慮者に対する救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとする。

特に、避難訓練については、あらかじめ策定した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

5 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

町は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、災害対応能力の向上に努める。

第8章 松野町業務継続計画（BCP）

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定・見直しに努める。

1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、町は、災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、非常用電源や災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 町の業務継続計画

町は、発災後 72 時間までは人命救助に関する業務を最優先に、職員の安全を確保しつつ全庁を挙げた災害対応体制をとることとし、災害応急活動以外の行政サービスについてはなるべく早期に再開できるよう、災害時においても町の各課等の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

又、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

3 町庁舎、防災拠点施設及び来庁者駐車場等の整備

大規模災害時に町災害対策本部を設置する施設の機能確保は、業務継続の点からも重要であり、本庁舎の建替に伴い、新庁舎に防災拠点施設を併設し、防災拠点施設に町災害対策本部室や防災担当課執務室をはじめとする災害対策機能を集約するとともに、公用車用及び職員用の駐車場（車庫を含む。）の他、来庁者用駐車場においても、大規模災害時には防災関係機関の使用可能な災害応急対策用のスペース（緊急通行車両用等の駐車場等の応急対策用スペース）としての機能確保が必要とされることから、併せて整備を図る。

第9章 避難対策

町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、町民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行うものとする。

町は、避難計画の作成にあたっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所を指定し、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難者の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等の実施を盛り込むものとする。

避難勧告、避難指示（緊急）のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図るものとする。

又、避難所運営マニュアルに基づき避難所の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等についてあらかじめ協議等を行うとともに、情報を共有する。

さらに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第1節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

（松野町防災ハザードマップ参照）

町は、町民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備、確保し、町地域防災計画に定めるとともに、指定避難所の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

又、指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から広く町民に周知を図るものとする。

なお、要配慮者に対しては、福祉避難所や福祉避難スペース等、多様な避難先の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、ペットの同行避難も検討する。

1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準はおおむね次のとおりとする。

なお、指定緊急避難場所となる公園、グラウンド、駐車場等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。又、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所等を近隣市町に設けるものとする。

- (1) 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (3) 地震に対して安全な構造を有する施設又は周辺に地震が発生した場合において生命、身体に危険を及ぼすおそれがない場所であること。
- (4) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (5) 要避難地区のすべての町民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき 0.5 m²以上を目安とする。
- (6) 地区分けをする場合は、自治会等の単位を原則とする。

2 指定避難所

被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係機関や地域住民等の関係者と調整を図る。又、町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき 2.0 m²以上を目安とする。
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援体制が整備されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ被災者等を集団的に収容できること。

第2節 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備し、確保するものとする。

なお、河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図るものとする。

又、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努めるものとする。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等危険度の高い工場等がないことを配慮し選定する。
- (4) 避難路の選択にあたっては、町民の理解と協力を得て選定する。

- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

第3節 町民等への周知のための措置

町は、町民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

又、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害時に当該施設へ避難することが不適当である場合があること等について、日頃から町民等への周知徹底に努める。

第4節 指定避難所の設備及び資機材の配備

町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN等の通信機材・設備
- (2) 施設内での放送等設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (5) 仮設トイレ
- (6) 工具類
- (7) 備蓄食料及び飲料水

第5節 避難計画

1 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立を図るものとし、又、計画作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるものとする。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を行う客観的基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 指定避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、生活必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護

(5) 指定避難所の管理に関する事項

- ア 避難生活中的の秩序維持
- イ 避難者に対する災害情報の伝達
- ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- エ 避難者に対する相談業務

(6) 災害時における広報

- ア 防災行政無線、ＩＰ告知端末による広報
- イ 広報車による広報
- ウ 避難誘導員や自主防災組織等による現地広報

(7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、的確に避難勧告等を行うため、次の事項に留意して「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

なお、作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるとともに、町民への周知徹底を図るものとする。

(1) 対象とする災害

洪水、土砂災害等の災害事象ごとに、過去の災害や想定される災害を検証し、避難勧告等の発令対象となる災害を特定

(2) 避難対象区域

災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定

(3) 避難勧告等の客観的な発令基準

- ア 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定
- イ 避難すべき区域ごとに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の客観的発令基準を策定
- ウ 国又は県に避難勧告等について必要な助言を求めることができるよう、ホットラインをはじめとする連絡調整窓口、連絡方法を決定

(4) 避難勧告等の伝達方法

- ア 災害ごとの避難勧告等の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定
- イ 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定
- ウ 時々刻々と変化する情報を町民・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること。

(5) その他留意すべき災害特性

- ア 想定される災害の特性（危険性）の周知
- イ 災害時の状況等に応じ、近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や、2階以上への垂直避難等の「屋内での安全確保行動」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること。
- ウ 同じ避難勧告の対象区域の中でも、それぞれの町民等がとるべき避難行動が異なること。

3 避難所運営マニュアルの整備

町、町民（自主防災組織）、施設管理者の協議により、指定避難所における必要な情報の入手や暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど、長期にわたる

避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いを踏まえ、予定される指定避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」の策定を図るものとする。

又、ペット同行避難が可能な避難所については、避難所におけるペット飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

【避難所運営マニュアルの内容】

- (1) 避難所開設・管理責任者
- (2) 避難所運営組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (3) 避難所生活の基本的ルール
 - ア 居住区画の設定・配分
 - イ 共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
 - ウ プライバシーの保護等
- (4) 避難状況の確認方法
- (5) 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
- (6) 平常体制復帰のための対策
- (7) 町及び関係各機関との連絡方法
- (8) その他避難所生活に必要な事項

4 その他の事前計画の検討

各指定避難所に要配慮者を優先すべきスペースを設定すべきことや、各学校等においては授業体制の迅速な復旧のため児童生徒等が専用して使用することなどを想定し、一般の避難者を立ち入り禁止とするスペースをあらかじめ定めるなど、避難所開設時に必要な対策を検討するものとする。

5 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、医療機関、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係者等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整えるものとする。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時間及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡し方法及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (2) 学校においては、児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 医療機関においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、収容施設の確保、移送の実施方法等について定める。

第6節 広域避難者への配慮

大規模災害が発生した場合において、近隣市町や県外からの避難者（以下「広域避難者」という。）を受け入れることが想定される。このため広域避難者の受入に迅速に対応できるよう、あらかじめ受入方法を含めた手順、避難経路、受け入れる避難所等を検討しておく。

第 10 章 緊急物資確保対策

地震、災害が発生した場合の町民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

又、備蓄を行うにあたって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を勘案した分散備蓄に配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、町は県の協力を得て、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先等の情報共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

第 1 節 食料及び生活必需品等の確保

1 町の活動

町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を適切に確保・供給できるよう、あらかじめ次の事項を定めた確保・供給計画を策定する。

- (1) 非常持出しができない被災者等に対する食料の最低限の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の促進
- (3) 町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫※方式により確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

2 町民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)の内、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- (3) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (4) 緊急物資の共同備蓄の推進

第 2 節 飲料水等の確保

1 町の活動

- (1) 最低限の飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 町民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

2 町民の活動

(1) 家庭における貯水

ア 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。(内3日分程度を非常持出用として準備)

イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ 貯水容器は、衛生的で安全性が高く、地震により水もれや破損のしないものを用いる。

(2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

イ 災害発生時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、水質改良剤(次亜塩素酸カルシウム等)の資機材を整備する。

※ 流通在庫：工場(生産者)から出荷されて顧客・消費者に届くまでの流通過程に滞留している商品在庫のこと。大きく「小売在庫」「卸売在庫」「物流在庫」の3つに分けられる。小売在庫とは、店頭の陳列棚やバックヤードに保管されている商品在庫のこと。卸売在庫とは、卸売業者の倉庫に保管されている商品の在庫を指す。物流在庫とは、工場から顧客に届くまでの物流過程に存在している商品のことで、一般的には輸送途中などの非保管在庫を指す。

第3節 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。特に、地域内輸送拠点(物資集積場所)から指定避難所等に至る輸送(ラストワンマイル)について、町は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等さまざまな機関と連携して行う必要がある。

1 町の活動

- (1) 地域内輸送拠点(物資集積場所)の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

第 11 章 医療救護対策

町は災害時の医療体制について、宇和島医師会をはじめ、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、医療・防疫用資機材の整備を図るものとする。

1 初期医療体制の整備

災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、宇和島医師会に協力を要請するとともに、上記方針により次のとおり初期医療体制の整備に努めるものとする。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、町民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 管内の医療機関の協力により、救護班を編成する。
- (4) 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

2 災害情報の収集・連絡体制

町は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努めるものとする。

3 難病患者等の状況把握

町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者や精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者などの状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努めるものとする。

4 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

町は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努めるものとする。

5 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練

町は、町民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージ※の意義やメンタルヘルス※などの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進するものとする。

6 町民及び自主防災組織が実施すべき事項

町民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努めるとともに、献血者登録に協力するものとする。

※ トリアージ（Triage）：災害医療における多数の傷病者を重症度と緊急性によって治療の優先順位を決める方法。

※ メンタルヘルス：精神の健康促進をはかったり、精神障がい予防や治療をはかったりする活動及び研究。

第 12 章 防疫・衛生体制の整備

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、災害時における防疫活動が迅速にできるよう、町の行う消毒方法及び清潔方法、町民が行う防疫及び保健活動の指導方法等の防疫実施計画を作成しておく。

1 実施体制

(1) 防疫班の編成

実施にあたっては、防疫班を編成し行うものとし、町のみでは実施が困難な場合は、隣接市町、県（保健所）へ応援要請を行う。

(2) 仮設トイレの備蓄

水の供給が不可能となる場合に備えて、仮設トイレの備蓄を検討し、又、調達体制の整備を図る。

(3) 防疫実施計画の立案

一時的に大量に発生するゴミ又はがれきの処理の仮置場や避難所等、優先して防疫措置の必要な箇所を想定した防疫実施計画を立案するとともに、事前に作成する計画については、発生する季節ごとに重要事項を整理する。

2 防疫用薬品等の調達

防疫用薬品については、平時から備蓄に努めるとともに、調達先業者の把握を行っておく。

3 し尿処理の確保

(1) 町の体制

ア 被害想定に基づき発生するし尿の応急処理計画を定める。

イ し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を備蓄する。

(2) 町民及び自主防災組織の体制

ア し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 自主防災組織を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。

4 ごみ及び災害廃棄物処理体制の確保

(1) 町の体制

ア 被害想定に基づき発生するごみ及び災害廃棄物の応急処理計画を定める。

イ 町民及び自主防災組織に対し、ごみ及び災害廃棄物の応急処理方法やごみ及び災害廃棄物を処理するうえでの役割分担を明示し、協力を求める。

ウ ごみ及び災害廃棄物の臨時収集場所の選定及び清掃のための資機材について備蓄する。

(2) 町民及び自主防災組織の体制

ア ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 自主防災組織が中心となり、地域ごとに町民が搬出するごみの仮置場を選定する。

(3) 災害廃棄物処理計画の実行

災害廃棄物の処理主体である町は、松野町災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月策定）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力を推進するものとする。

5 町民への指導

避難所又は各家庭においては、被災者による衛生対策が重要となるため、被災者自身が行うトイレ、ゴミ置場等における衛生対策について事前に留意事項の整理を行う。

第 13 章 保健衛生活動体制の整備

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行う体制を整備する。

1 保健衛生活動体制の整備

- (1) 町は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。
- (2) 町は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。又、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）※等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

※ 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）：Disaster Health Emergency Assistance Team の略で、重大な健康危機が発生した際に、健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員によって組織された災害時健康危機管理支援チーム。

第 14 章 孤立地区対策

町は、災害時に、道路、電気、電話等のライフラインが寸断され孤立するおそれのある地区に次の措置を行うものとする。

- (1) 孤立が予想される地域の事前把握
- (2) 孤立の危険性に関する町民への周知
- (3) 外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信設備等の非常用電源の確保
- (4) 臨時ヘリポートの整備等による孤立時における緊急救出手段の確保
- (5) 孤立地域に対する集団避難の避難勧告・避難指示（緊急）の検討
- (6) 孤立を想定した食料等の備蓄

【孤立可能性集落一覧】

	地区名	組名（集落名）
1	豊岡後	1 番組（石ケ内）
2	上家地	1 区
3	上家地	2 区
4	上家地	3 区
5	目黒	下組
6	目黒	中央 1
7	目黒	中央 2
8	目黒	国木谷
9	目黒	西の川
10	目黒	上目黒
11	吉野	梁瀬
12	吉野	葛川
13	蕨生	延行
14	蕨生	奥内
15	奥野川	下組
16	奥野川	本村
17	奥野川	中組
18	奥野川	上組

※ 「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査（平成 22 年 1 月内閣府政策統括官(防災担当)）」に基づく。①地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積等の要因により、道路交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行き来可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となるもので、②地区または集落へのすべてのアクセス道路が土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）または山地災害危険地区に隣接している農業集落（農林業センサスにおける農業集落のうち地勢「平野」、形態「密居」を除いたもの）

第 15 章 要配慮者の支援対策

町及び要配慮者利用施設管理者は、外国人（旅行者含む。）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア、関係団体等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当課と福祉担当課等が連携して、避難支援計画の策定など避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

又、町は、避難支援計画等の策定にあたっては、福祉避難所や福祉避難スペース等、多様な避難先の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

1 在宅の避難行動要支援者の対策

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るための特に支援を要するものを「避難行動要支援者」として把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、町は、地域の実情に応じた支援対策を推進するため、避難行動要支援者避難支援プランにおける全体計画及び避難行動要支援者名簿を更新するとともに、地域と連携して災害時に効果的に利用することで適切な援護を行う。

特に、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月〔内閣府〕）を踏まえ実施する。また、避難支援に係る細目的な事項については、避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に定める。

さらに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、適切な管理に努める。

(1) 避難行動要支援者の対象

- ア 要介護認定 3 以上を受けている者
- イ 要介護認定訪問調査で、障がい高齢者の日常生活自立度がランク B 以上の者
- ウ 要介護認定訪問調査で、認知症高齢者の日常生活自立度がランク II 以上の者
- エ 満 65 歳以上で 1 人暮らしの者
- オ 満 75 歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- カ 身体障害者手帳の交付を受けており、視覚障害・肢体不自由 1 ～ 2 級、聴覚障害 2 級、呼吸器機能障害・腎臓機能障害 1 級の者
- キ 療育手帳の交付を受けている者
- ク 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が 1 級の者
- ケ 難病患者
- コ 上記以外で、支援の必要があると町長が認める状態にある者

(2) 避難支援等関係者

- ア 自治会
 - イ 自主防災組織
 - ウ 民生児童委員
 - エ 消防機関
 - オ 社会福祉協議会
 - カ 警察
 - キ 避難行動要支援者自身が指名する個人協力員
 - ク その他町長が認める者
- (3) 名簿作成に必要な情報の入手方法
- ア 住民基本台帳
 - イ 保健福祉課から提供
 - ウ 県福祉部局に提供依頼
 - エ 民生児童委員、自主防災組織等に提供依頼
- (4) 名簿の記載事項
- ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他連絡先
 - カ 避難支援を必要とする理由（災害発生時において避難支援等の際に必要な人員数や支援方法等を的確に判断するうえで必要な情報）
 - キ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認めること。
- (5) 名簿情報の提供に際し情報の漏えいを防止するための措置
- 町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿の提供先に対して、以下のとおり情報の漏えいの防止等留意事項を順守するよう指導するものとする。
- ア 避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - イ 避難支援等関係者は、災害対策基本法第 49 条の 13 の規定に基づき、避難支援等関係者でなくなった後も守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - ウ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所などに厳重に保管し、必要以上に複写しないよう指導する。
 - エ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
 - オ 名簿情報の取扱状況を報告させる。
 - カ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
- (6) 名簿情報の更新に関する事項
- ア 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）

イ 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供している避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。）

ウ 関係機関からの情報提供（例としては、要配慮者利用施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除するなど。）

なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

（７）避難行動要支援者が、円滑に立退き避難を行うことができるための通知又は警告の配慮

ア 町は、災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。

イ 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

b 同じ障がいであっても、必要とする情報を多様な手段により伝達する。

c 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで伝達すること。

ウ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

（８）避難支援等関係者の安全確保等

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくものとする。又、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。

ア 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画をつくり、周知することが適切である。そのうえで、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解を求めるとともに、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

イ 町は、あらかじめ自治会、民生児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、要配慮者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。又、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。

ウ 町は、要配慮者利用施設等の管理者との協議により、相談や介助等の必要な要配慮者が安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定に努める。

エ 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

オ 難病患者への対応のため、町及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

2 避難行動要支援者に係る避難体制の整備

避難行動要支援者ごとに避難支援者を定め、自主防災組織等、地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、あらかじめ具体的に定めておくなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成するものとする。

3 要配慮者に係る避難体制の確立

指定避難所の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者のための福祉避難所の設置を検討するほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮したものとする。

さらに、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得られるよう、支援体制の確立に努める。

4 要配慮者に対する防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

5 要配慮者利用施設等管理者の活動

(1) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

又、同施設管理者は、町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

(2) 防災教育・訓練の充実

町の協力を得て、災害時において施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(3) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

(4) 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。特に、土砂災害警戒区域、浸水想定区域に所在する場合は、土砂災害防止法及び水防法に基づき、避難確保計画を策定し、これに基づく避難訓練を実施しなければならない。

第 16 章 広域的な応援体制の整備

町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援体制が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施する体制の整備を進めるものとする。

災害時に町独自で対応できない場合は、既に締結している災害時における相互応援協定に基づき、関係市町村に対し応援要請を行うものとする。

今後の相互応援協定の締結にあたっては、大規模な風水害や地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。又、町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1 全県的な消防相互応援体制の整備

「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、災害の鎮圧と被害の軽減を図るものとする。

(1) 対象となる災害は、次のとおりである。

- ア 大規模な地震、風水害等の自然災害
- イ 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模火災
- ウ 航空機災害、列車事故等の集団救急救命事故
- エ その他特殊な災害事故等

(2) 応援の内容

消火、救急、救助

(3) 応援手順

ア 応援要請

町長は、他の市町村等の長に対し、必要な部隊（消火隊、救助隊、救急隊、科学隊等）の派遣を要請する。

イ 要請方法

町長は、他の市町村等の長に対し、電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊（種類、人員、車両）資機材（種類、数量）などを連絡する。

ウ 応援派遣

他の市町村の長は、町長に対し、応援部隊の出発日時、出動場所、人員、車両、資機材（種類、数量）等を要請側へ連絡し、派遣する。

2 町における防災相互応援体制の整備

(1) 災害時における愛媛県市町相互応援協定

県及び県内 20 市町で平成 28 年 2 月 17 日に相互応援協定を締結している。

生活必需物資（食料、飲料水を含む。）の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等の応援を行う。

(2) 四国西南サミット災害時相互応援協定

愛媛県宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、黒潮町及び三原村の 7 市 6 町 1 村で平成 23 年 5 月 23 日に、相互応援協定を締結している。

大規模災害発生時において、以下の応援を行う。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

ウ 救急活動に必要な車両及び舟艇等の提供

エ 被災者を一時収容するための施設の提供

オ 被災児童生徒等の一時受入れ

カ アからエまでに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣

キ 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(3) 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

県、県内 20 市町及び 4 広域事務組合で平成 18 年 3 月 1 日に、県が所有する消防防災ヘリコプターによる支援活動（災害応急対策、救急、救助、火災防御、広域航空消防防災応援、災害予防対策、消防防災訓練）に関する協定を締結している。

(4) 西土佐村消防相互応援協定

四万十市（旧西土佐村）と昭和 46 年 4 月 28 日に、消防相互応援協定を締結している。

(5) その他防災相互応援体制の整備

町は、消防以外の分野について、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

(6) 協定の充実

ア 協定内容の見直し

町は、協定締結市町村等と、締結している相互応援協定内容を適宜見直すとともに、新たに締結先の確保に努めるなど、内容の充実を図る。

なお、締結の際は、1 の（1）に掲げる災害を対象とするほか、次の内容に関して行う。

a 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

b 被災者の救出及び救護、防疫等災害応急活動に必要な物資及び資機材の提供

c 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供

d 災害応急活動等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員及び情報収集、連絡事務等に必要な職員の派遣

e 被災者を一時収容するための施設の提供

f その他の事項

イ 防災訓練等の実施

平常時から協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。

ウ 協定締結の推進

町は、同時に被災する可能性の少ない県外の市町村との相互応援協定の締結について、今後検討する。

(7) 応援要請等の整備

ア 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係者に要請手続、要請内容等の周知を図っておく。

イ 受入体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、担当課は、平常時から応援部隊の受入施設、資材置場の検討、連絡責任者の選任等の受入体制の整備を図る。

3 受援計画の策定・運用

県は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、選定した広域防災拠点を中心として、支援受入れの基本的な体制や手順等について定めた受援計画（「愛媛県広域防災活動要領」。以下「県計画」という。）を策定した。

このため、町は県計画と連携した町受援計画の策定に努めるとともに、訓練等を通じて実効性を高め、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行う。

第 17 章 資材・機材等の点検整備

町は、自己の保有する災害応急措置に必要な資材・機材、施設について、災害時にその機能が最大限有効利用できるように常時点検整備を行うものとする。

1 点検整備を要する資材・機材

- (1) 水防用備蓄資材・機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料等生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 防雪除雪用資機材
- (7) 通信機材
- (8) 災害対策用資機材
- (9) 給水用資機材
- (10) 消防用資機材

2 点検整備実施内容

- (1) 資材・機材
 - ア 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
 - イ 薬剤等の効用・効果の測定
 - ウ その他必要な事項
- (2) 機械類
 - ア 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
 - イ 機能試験の実施
 - ウ その他必要な事項

3 留意事項

- (1) 点検整備の実施結果は記録しておく。
- (2) 資機材に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講ずる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講ずる。

第 18 章 情報通信システムの整備

町は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

又、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについても検討しておくものとする。

第 1 節 情報収集・連絡体制の整備

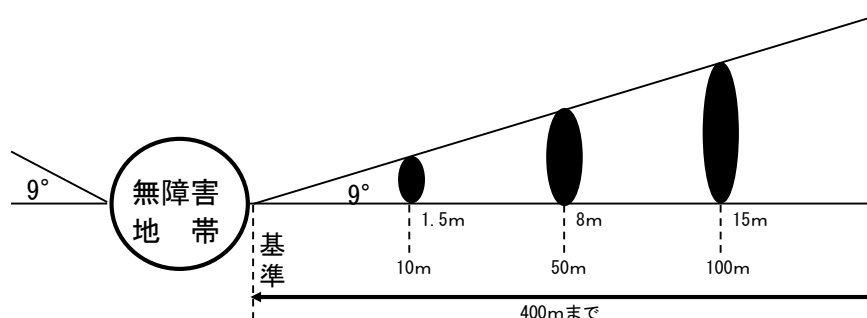
町は、大規模地震・災害時において県及び防災関係機関との間で、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制の明確化を図り、情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮するものとする。

1 体制の整備

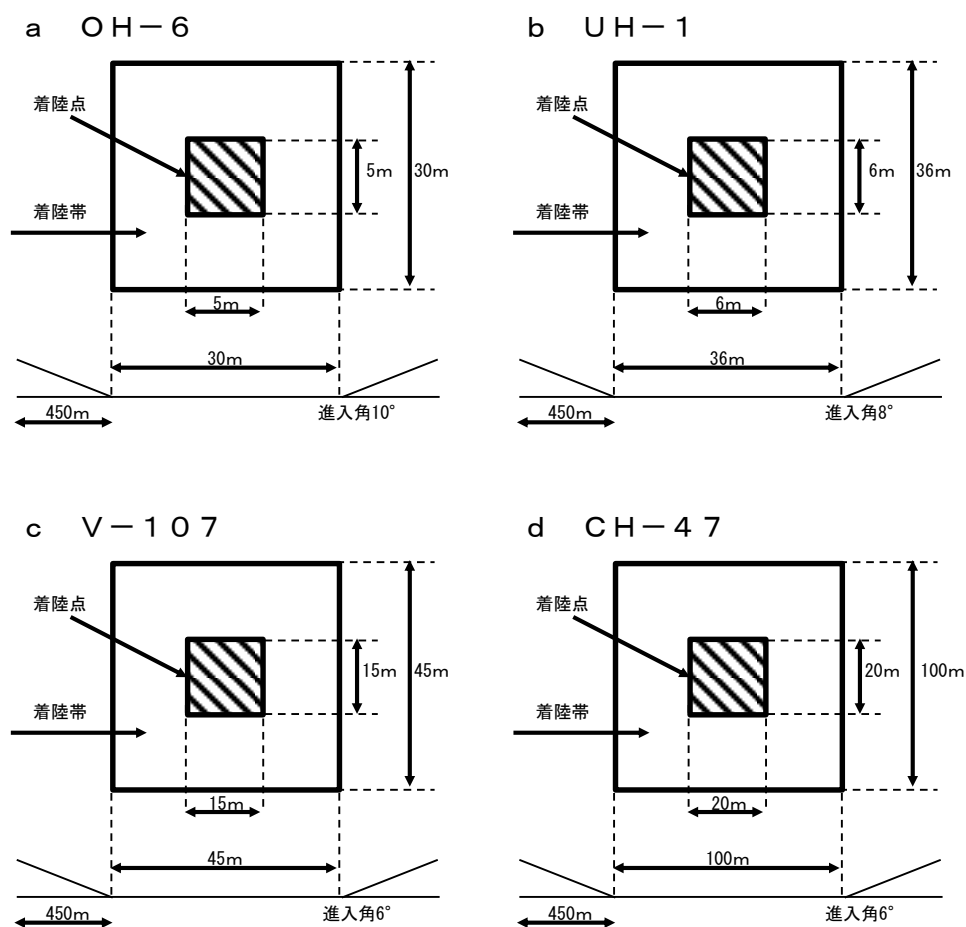
- (1) 防災行政無線、I P 告知端末をはじめ、多様な通信手段の整備を図るとともに、その運用管理に努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- (3) アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (4) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。
- (5) 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線 LAN 環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

<臨時ヘリポートの基準>

ア 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



a 各航空機に応じた離着地点（着陸点及び着陸帯）及び無障害地帯の基準



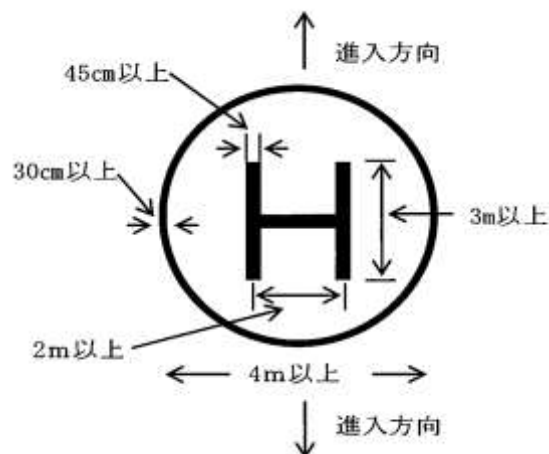
b 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と並行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向及び風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

a 着陸中心点

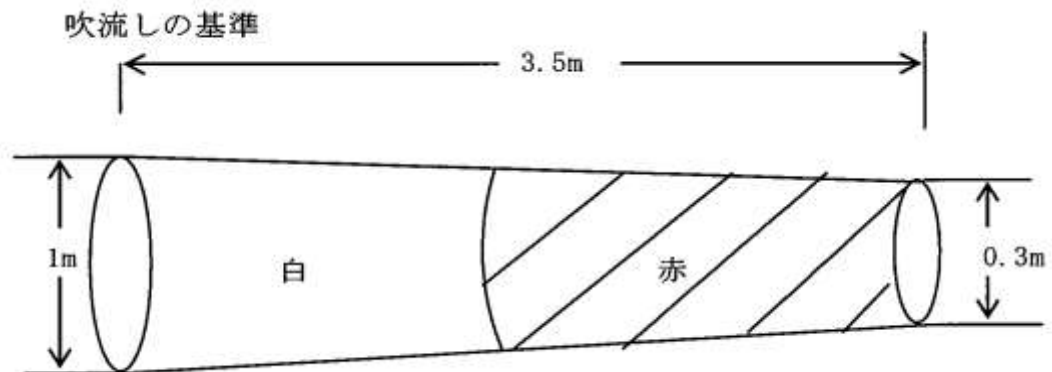
着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を表示して着陸中心を示すこと。

H記号の基準



b 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方角を示す吹き流し又は旗を立てること。



第2節 通信施設の整備

町は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保するものとする。

又、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線及びIP告知端末を整備しており、引き続き携帯電話等の他の通信技術を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、常に動作状態を確認しその都度必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 非常用電源設備を整備するとともに、浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び非常用電源設備の高所への移設設置等必要な措置を講じる。
- (4) 中継局には定期的に保守要員を派遣し点検を行うとともに、必要に応じて待機させる体制を整える。

第3節 防災情報システムの拡充整備

大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制及び初動体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる情報通信ネットワークを構築するとともに、県消防防災ヘリコプターテレビ伝送システム、固定カメラ等による被災地映像などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備を図るとともに防災関係機関との防災情報の共有化を推進するものとする。

第4節 各種情報システムデータのバックアップ保管

災害発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する装置の導入に努める。

第 19 章 水道施設予防対策

水道施設の被災は、町民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに災害時の生活環境の悪化等をもたらすことから、次の事業を実施するものとする。

1 町の活動

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時の町民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 他の市町や民間企業等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第 20 章 道路災害予防対策

各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備及び長寿命化対策に努めるとともに、通行規制措置等を行い、風水害等に対する安全性の確保を図るものとする。

又、避難路、緊急輸送にあてる道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

さらに、発災後の道路啓開（道路上に放置される車両や障害物等を排除し、通行可能にすること。）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、体制の整備を図る。又、道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開計画等を立案するものとする。

1 防災点検等の実施

道路管理者は、定期的に防災点検を実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

2 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等に対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

3 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

4 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

第 21 章 建築物災害予防対策

町は、風水害や大火災等による建築物の被害を予防するため、適正な土地利用を進め、災害に強いまちづくりを行う。

1 風水害に強い町づくり

町は、災害を予防するため、次の措置を講ずる。

- (1) 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。
- (2) 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域について、町民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の防災対策を推進する。
- (4) 土砂災害危険箇所情報の周知を図るとともに、避難方法、避難場所などの警戒避難体制を整備する。
- (5) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設）において、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第 15 条及び土砂災害防止法第 8 条の 2 の規定に基づく当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法については、本編第 1 章第 3 節の「特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統・体制」に準ずるものとする。
- (6) 内水氾濫等の発生のおそれのある区域については、土地造成等の都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第 22 章 農地・農林業施設災害予防対策

町は、農地・農林業施設における災害を未然に防止し、又、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施するものとする。

1 農地

本町における農地は約 668ha であり、内水田は約 413ha で、その内約 70%が基盤整備済みである。又、農地開発事業による開発団地は約 110 ha で、時代により作目の変遷はあったが、現在は柚子、桃、梅が主力となっているほか、一部では法人経営による大規模な野菜生産が行われている。

農地の担い手が減少する中、集中豪雨などによる農地の流失や荒廃等を防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、町土地改良区と連携して排水路や周囲の砂防施設の整備を行う。

2 農林業施設

自然災害による農道や林道、排水路等への被害を防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により防災施設の整備や被災箇所の早期改修を実施する。

3 ため池

町内 57 箇所のため池について、緊急度や予測される被害の状況等により優先順位をつけて、老朽化等により危険度の高いものから農業農村整備事業等で計画的に改修を行う。

また、町は、防災重点ため池について、浸水想定区域図を作成するとともに、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路を示すハザードマップの作成、普及啓発を図ることによって防災意識を向上させ、災害発生時における避難誘導や、町民自らの適切な避難活動の指針として、被害の未然防止及び軽減に努める。

第 23 章 文化財の災害予防対策

1 文化財の保護

風水害や火災等による文化財への被害を予防するため、又、被害を最小限にとどめるため、建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の災害時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、教育委員会は、県教育委員会と協力連携し、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- （１）文化財及び文化財が収蔵されている建築物等の補強工事の実施
- （２）日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- （３）避難方法・避難場所の設定
- （４）災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- （５）文化財防火デー（１月 26 日）や文化財保護週間（11 月 1 日～7 日）等に合わせた防災訓練の実施

第 24 章 水害予防対策

梅雨期の長雨や豪雨をはじめ、近年、多発する風水害を防ぐため、治水及び砂防に関する予防事業を計画的に実施する。

1 治水

県から指定を受けた浸水想定区域については、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等の事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置により町民、滞在者その他の者に周知する。

洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として町民、滞在者その他の者へ周知する。

なお、同一水系に位置する市町間で、相互に河川の状況や避難勧告等の情報が共有できるよう連絡体制を整備する。

その他、町長は水防法第 15 条の 3 の規定に基づき、浸水想定区域に所在する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合、又は、作成した旨を報告していない場合等において、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。（参照 本編第 5 章第 1 節の 2）

2 砂防

町は、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、県に必要な土砂災害対策の実施を要請するとともに、警戒避難体制の確立等を推進し、大雨により発生する土石流や急傾斜地のがけ崩れ等、土砂災害の未然防止に努める。

（1）ハード対策

土砂災害危険箇所の内、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開する。

ア 保全人家 30 戸以上の土砂災害危険箇所

イ 高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害危険箇所

ウ 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網集中地域の土砂災害危険箇所

エ 災害時に重要となる緊急輸送にあてる道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する土砂災害危険箇所

オ 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する土砂災害危険箇所

以上のほか、その他の溪流であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応する。

（2）ソフト対策

町は、土砂災害防止法に基づき土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制・既存住宅の移転促進等のソフト対策を図り、県が行う土砂災害警戒区域等の指定に協力する。

ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊・土石流・地滑りを起因として起

くる自然災害をいう。

土砂災害警戒区域等が指定された場合、町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を町民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じるものとする。

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

ア 県の「土砂災害情報相互通報システム」の活用を推進する。

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に係る意見

県において、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査が行われ、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されるときは、町長は警戒避難体制の整備に係る事務（市町村地域防災計画への記載、防災ハザードマップ配布等による町民への周知等）を円滑に行うため、県に対して意見を述べるものとする。

ウ 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域内において、開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設等の用途を目的とするもの）である開発行為をしようとする者は土砂災害防止法に基づく知事の許可を受けなければならない。

又、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、知事から移転等の勧告が行われる。

エ 土砂災害ハザードマップの作成・普及の促進

町は、土砂災害ハザードマップの作成・普及に努め、県に対して必要な資料の提供や技術的な支援を要請する。

オ 要配慮者利用者施設への指導等

町長は、土砂災害警戒区域に所在する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合、又は、作成した旨を報告していない場合等において、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。（参照 本編第5章第1節の2）

（3）土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報の周知

国又は県から土砂災害緊急情報が通知された場合、町は県と共に、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、町民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する町民に説明を行う。

第 25 章 火災予防対策

各種火災に対処するため、消防団員の教育訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援による火災予防や消防思想の普及徹底に努め、町民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減するものとする。

1 消防団員の教育・育成

(1) 教育

町は、消防団の資質向上と技能習得を図るため、消防署や愛媛県消防学校へ派遣し、消防団員としての使命と責任感の醸成に努める。

又、消防団は、消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた火災予防活動が期待されていることから、町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第 3 条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入促進等による地域防災力の強化に努める。

ア 消防署による教育

イ 愛媛県消防学校による教育

(2) 訓練

ア 消防用機械器具操法訓練

イ 機械運用及び放水演習

ウ 防火啓発

エ 救急訓練

2 消防施設の拡充強化

消防力の整備指針に基づき、町の消防施設の拡充強化を図り、消防の機動化を行い、有事即応体制の確立に努めるものとする。併せて、宇和島地区広域事務組合消防本部及び 2 署 2 分署についても、本町における消防力及び防災力の強化を図るため、管内の最適配置を念頭に建替え整備を進めるものとする。特に、消防本部及び津島分署については、津波浸水想定区域内にあることから、早急な移転を進めるものとする。

(1) 消防用の機械の整備

消防用機械については、消防設備整備計画に基づき整備する。

(2) 消防水利の確保

消防水利の不足する地域については、耐震性貯水槽等を整備するものとする。

3 防火思想の普及啓発

生活様式の変化により、火気の使用が激増し、これに伴う防火思想の高揚が急務であることから、春秋 2 回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及啓発に努める。

4 火災予防

消防団長は、火災の予防及び警戒を行い、町民の生命、身体及び財産を火災から保護する目的のもとに、予防検査を強化充実させるとともに、春秋の火災予防期間に実施している火災予防運動や、広報紙等を通して町民へ予防喚起を行い、住民各層の防火意識の向上を高めるものとする。

(1) 予防査察

ア 定期予防査察

年 2 回消防団の分団が、管轄地区の全世帯に対して実施する。

イ 臨時予防査察

ウ 特別予防査察

(2) 予防広報

5 火災警報

(1) 火災警報の発令基準

消防法第 22 条第 3 項の規定に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は地域気象状況が火災の予防上危険である場合は、次の基準により町長は必要に応じ火災警報を発令することができる。

又、風速を補う必要がある場合は、強風注意報を持って当てる。

ア 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下かつ最大風速 7m/ s 以上の風が吹く見込みのとき。

イ 平均風速 12m/ s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(2) 火災警報の解除

上記の気象状況でなくなったときには、解除するものとする。

(3) 火災警報発令時の火の使用期限

火災警報発令時には、宇和島地区広域事務組合火災予防条例（平成元年宇和島地区広域事務組合条例第 32 号）第 29 条の規定に基づき、次のとおり火の使用を制限するものとする。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 火遊び又はたき火をしないこと。

エ 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近、山林、原野等の場所で火災が発生するおそれがある場所で喫煙をしないこと。

オ 残り火、たばこの吸いがら等の始末を完全にすること。

カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

6 消防団の警戒体制の確保

(1) 警戒のための組織体制

(2) 警戒区域の分掌

(3) 警戒出動のための要員出動又は伝達方法

(4) 煙火打ち上げ、火入れ等の火気使用制限などの規制計画

7 特殊火災対象物の警戒

木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所及び文化財等について、防火管理者等の協力により特別警戒体制がとれるようあらかじめ協議のうえ、所要の警戒計画を定めておくものとする。

8 消防資機材の点検整備と非常出動体制の整備

別に定める消防計画による。

9 火災警報発令時の周知方法

(1) I P 告知端末等による緊急広報

(2) 予防広報等

広報車の巡回、防災行政無線放送施設の利用

(3) 特別予防査察

10 火災防ぎょの措置

非常事態に際し、町長は、消防組織法第 43 条の規定に基づく知事からの指示を受けた場合、必要な火災防ぎょの措置を行う。

第 26 章 林野火災予防対策

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。

このため、次のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図るものとする。

1 林野火災消防計画

町長は、関係機関と密接な連絡を取り、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を策定するものとする。

(1) 特別警戒実施計画

特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。

(2) 消防計画

消防分担区域、出動計画、防ぎょ・鎮圧要領等について定める。

(3) 資機材整備計画

林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。

(4) 啓発活動の推進計画

山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。

(5) 林野火災防ぎょ訓練の実施計画

町単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

2 林野所有（管理）者の予防対策

(1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備

(2) 防火帯、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入

(3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備

(4) 事業地の防火措置の明確化

(5) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、松野町火入れに関する条例（昭和 59 年条例第 7 号）及び宇和島地区広域事務組合火災予防条例等の厳守

(6) 消防機関等との連絡方法の確立

(7) 火災多発期（2 月～5 月）における見巡りの強化

3 林野火災対策用資機材の整備

町及び林野の所有（管理）者は、林野火災対策用資機材（トラック、ジープ、工作車、チェーンソー、鋸、鍬、鎌、トランシーバー等）の整備に努めるものとする。

4 空中消火体制の整備

町長及び消防本部は、大規模林野火災に対処するため、「愛媛県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、愛媛県災害対策本部南予地方本部に空中消火を要請するものとする。

又、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、町長は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行うものとする。

※ 県消防防災ヘリコプターの要請方法等については、第 3 編第 29 章「県消防防災ヘリコプターによる支援活動」を参照。

第 27 章 災害復旧・復興への備え

1 平常時からの備え

町は、平常時から国、地方公共団体等関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、現在締結している協定のほか、必要な業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 複合災害への備え

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、町地域防災計画等を見直し、備えを充実する。

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

さまざまな複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

3 災害廃棄物の発生への対応

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

又、県と連携し、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

4 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設について、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避

するため、複製を別途保存するよう努める。

5 保険・共済の活用

保険（地震保険を含む。）・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県と協力し、その制度の普及促進にも努める。

6 り災証明書交付体制の整備

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

7 復興事前準備の実施

町は県の協力のもと、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

8 復興対策の研究

町は、町民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における町民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第3編 災害応急対策

第1章 応急措置の概要

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害を被ることとなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、町及び関係機関は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防ぎよ又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期するものとする。

1 町のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- (2) 気象に関する予警報の周知徹底
- (3) 災害調査の実施及び災害情報の県に対する報告
- (4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）、災害発生情報の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び被災町民の受入れ
- (5) 消防団（水防団）に対する出動命令又は警察官に対する出動要請
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 指定避難所等の設置・運営
- (8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
(必要に応じて、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知)
- (9) 救援物資の配布
- (10) 指定避難所以外の被災者受入施設（町営住宅の空き物件、民間住宅の借上げ等）の供与
- (11) 応急文教対策の実施
- (12) 被災箇所の応急復旧
- (13) その他応急対策の実施

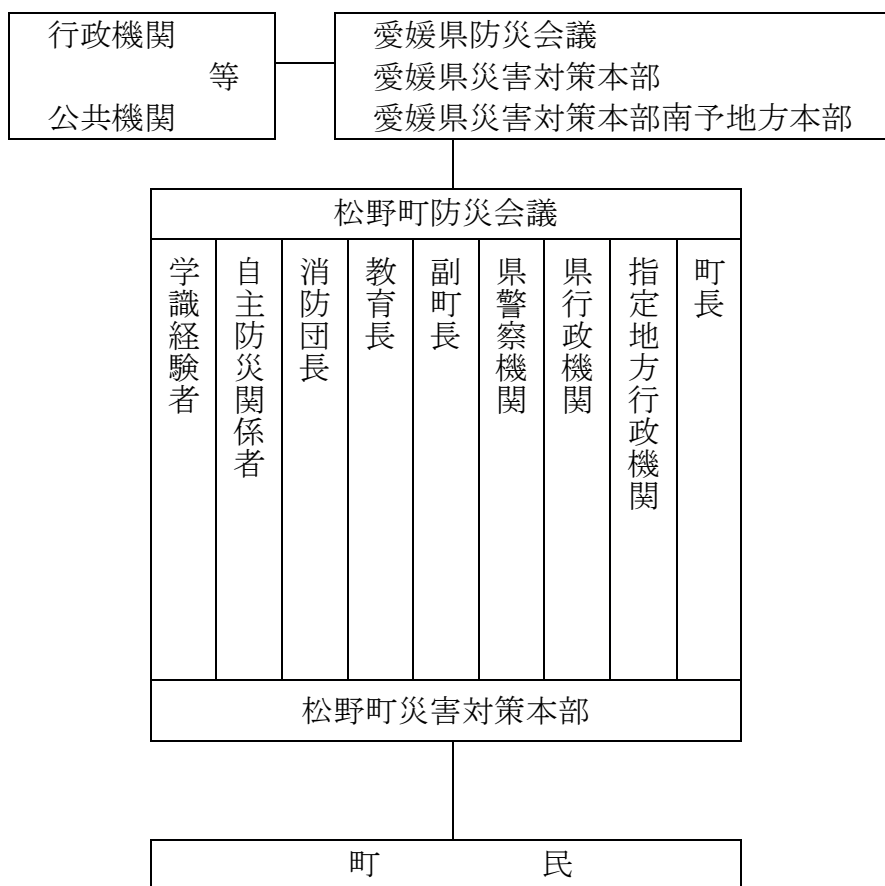
2 町民のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の、松野町役場又は警察への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- (3) 救助隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地域への避難（高齢者、幼児、障がい者等を優先）

3 関係機関のとるべき措置

- (1) 災害情報の町に対する通報
- (2) 町の要請に基づく救援の実施
- (3) 応急復旧作業の実施

応急対策組織図



第2章 防災組織及び編成

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、災害の発生を防ぎ、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 松野町災害対策本部

災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うため、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条及び松野町災害対策本部条例（平成17年条例第19号）の規定に基づき、災害対策本部を設置するものとする。

(1) 本部長不在時の対応

本部長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定め、本部長である町長が事故や不在時の非常時には、定めた順位により災害対策本部を命令し、又は指揮をとる。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

第3順位 総務課長

第4順位以下 町長の職務代理者の順序を定める規則（昭和53年規則第4号）に定める者の順、松野町課設置条例（昭和46年条例第21号）に定める課の課長の職にある者の順、出納室長、議会事務局長、教育課長の順とする。さらに課等の長もすべて欠けるときは、同順の課長補佐の職にある者の順とする。

(2) 災害対策本部設置の基準

ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報、特別警報が発令されたとき（大雪警報を除く。）。
イ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用されるような大規模な災害の発生が予想されるとき。
ウ 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれのあるとき。
エ その他町長が必要と認めたとき。

(3) 災害対策本部解散の基準

ア 災害の危険が解消したと見られるとき。

イ 災害応急対策がほぼ終了したと認められるとき。

(4) 通知、公表

災害情報については、その旨を次の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班	庁内放送、口頭、電話	総務課長
町民	防災行政無線放送（戸別受信機含む。）、IP告知端末、報道機関、サイレン、警鐘、広報車、その他迅速な方法	総務課長
県南予地方局	防災通信システム（地上系・衛星系）、電話、FAX、その他迅速な方法	総務課長

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
消防本部及び 鬼北消防署	電話、FAX、その他迅速な方法	総務課長
宇和島警察署 及び鬼北交番	電話、FAX、その他迅速な方法	総務課長
報道機関	口頭、電話、文書、FAX、Ｌアラート	総務課長

なお、解散した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

(5) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として別館２階防災安全課執務室（新庁舎建設後は、併設する防災拠点施設）に設置する。ただし、庁舎（別館、新庁舎建設後の防災拠点施設を含む。）が被災し使用不能のときは、コミュニティセンターに、コミュニティセンターも被災し使用不能のときは、保健センター等に代替本部を設置する。ただし、災害事案によりそれ以外の場所を選定することができるものとする。

2 災害対策本部の組織及び所掌事務

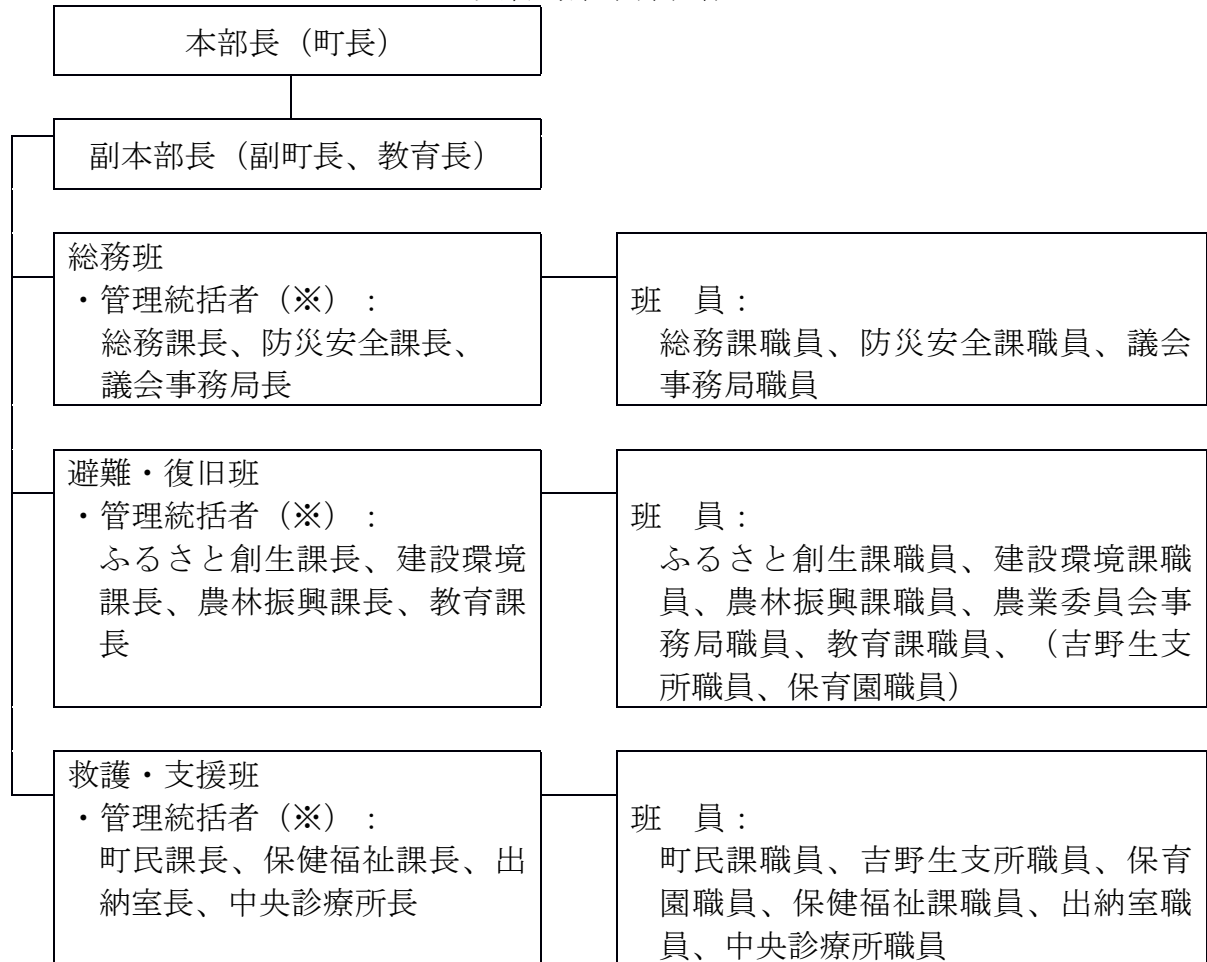
(1) 災害対策本部の組織及び事務分掌

ア 災害対策本部は、町長（本部長）の統括のもとに、副本部長に副町長、教育長をもってあて、班を置き、それぞれの関係課長を管理統括者にあてる。

イ 各班管理統括者は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに必要簿冊を備える等体制を整備する。

ウ 災害対策本部に事務局を置き、総務班がその任にあたるものとする。

災害対策本部組織



※管理統括者：全員が管理統括の責任者として、連帯して対応するものとし、大規模災害等で対応が長期化する場合には、ローテーションにより対応するものとする。

班別事務分掌

班	管理統括者	事務分掌
各班共通		1 班員の状況確認及び動員配備に関すること。 2 災害対策本部及び各班間、所管する関係機関との連絡調整に関すること。 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。）。 4 所管する施設の利用者の安全確保及び避難に関すること（要配慮者利用施設を優先すること。）。 5 他班の応援に関すること。
総務班	総務課長、 防災安全課長、 議会事務局長	1 災害対策本部の開設、閉鎖に関すること。 2 本部員・職員の招集に関すること。 3 災害関係の被害調査及び情報の収集とりまとめに関すること。

班	管理統括者	事務分掌
		4 警戒レベル(1～5)による避難情報の発令に関する こと。 5 町民への広報・周知(防災行政無線、IP告知、広 報車等)に関すること。 6 救助を要する者の救出及び行方不明者等の捜索に関 すること。 7 消防団への連絡、要請に関すること。 8 防災関係機関(自主防災会及び防災士を含む。)へ の連絡、応援要請に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。 10 被害報告に関すること。 11 受援に関する状況把握・とりまとめ、体制確保に関 すること。 12 町有車両の緊急通行車両としての配備及び確認届出 に関すること。 13 防災備蓄品、管財に関すること。 14 議会との連絡に関すること。 15 報道機関との連絡調整に関すること。 16 各班の連絡調整、人員調整に関すること。 17 その他各班に属さないこと。
避難・ 復旧班	ふるさと創生課長、 建設環境課長、 農林振興課長、 教育課長	1 道路、河川、橋梁、土砂災害危険地域、水道施設等 の被害状況調査、応急対策、被害拡大防止に関するこ と。 2 指定避難所の開設(閉鎖)・運営に関すること。 3 被災者の飲料水・食料確保、配給に関すること。 4 寝具、衣類、炊事道具、日用品、光熱材料等の調達 に関すること。 5 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関す ること。 6 災害時のし尿処理に関すること。 7 災害廃棄物の処理及び処理施設の確保に関するこ と。 8 被災建築物の被害調査及び指導に関すること。 9 応急仮設住宅の用地及び入居者の選定に関するこ と。 10 農林業・鉱業関係被害状況調査、応急対策、被害拡 大防止に関すること。 11 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 12 被災宅地の危険度判定に関すること。 13 被災住宅の応急復旧工事等に関すること。 14 災害時の環境衛生(ペット対策を含む。)に関する こと。

班	管理統括者	事務分掌
救護・支援班	町民課長、 保健福祉課長、 出納室長、 中央診療所長	1 災害現場における被災者の救護及び指導に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者への支援、安否確認等に関すること。 3 遺体の収容等に関すること。 4 福祉避難所の開設に関すること。 5 災害救助法の適用とその運用に関すること。 6 り災証明に関すること。 7 被災者台帳の作成に関すること。 8 被災住民の相談に関すること。 9 医薬品の調査補給に関すること。 10 医師会等との連絡調整に関すること。 11 災害ボランティアに関すること。 12 伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。

3 災害対策本部会議について

本部長（町長）は、災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて災害対策本部会議を開催することとし、当面の応急対策について協議するものとする。

当該会議の開催場所は、別館 2 階防災安全課執務室（新庁舎建設後は、併設する防災拠点施設 2 階災害対策本部室）とするが、庁舎被災状況に応じて、コミュニティセンターに、コミュニティセンターも被災し、使用不能のときは、保健センター等の代替場所を選定するものとする。ただし、災害事案によりそれ以外の場所を選定することができるものとする。

又、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連帯強化に努める。

本庁舎損壊時においても災害対策本部の指令機能を十分に確保できるよう新たな拠点施設として、新庁舎及び防災拠点施設の整備を推進するものとする。

4 災害発生時の配備体制

（1）非常配備の基準

注意報、警報、特別警報が発表されたとき、又は災害対策本部が設置されたときの非常配備の種別、内容等の基準は次によるものとする。

非常配備に関する基準

種 別	配備内容	配備判断基準及び配備時期	配備要員・伝達方法
第 1 配備 （警戒体制）	事態の推移に伴い速やかに第 2 配備に切替える体制とする。 （災害対策本部の設置）	1 町内に次の警報等の内いずれかが発表されたとき。 (1) 暴風警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 (4) 暴風雪警報	【配備要員】 各班管理統括者（必要に応じ関係職員、消防団長を招集） 【伝達方法】 ・気象警報 ・宿・日直者からの電話連絡

種 別	配備内容	配備判断基準及び配備時期	配備要員・伝達方法
		2 広見川（小倉観測所）の水位が避難判断水位（5.40m）に達したとき。 3 町内で震度4の地震が発生したとき。 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 5 避難準備・高齢者等避難開始の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき。 6 その他町長が必要と判断するとき。	・職員参集メール 等
第2配備 （非常体制）	全職員をもってあたるもので、状況により直ちに救助応急対策活動を開始できる完全な体制とする。 （災害対策本部の設置）	1 土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 2 特別警報が発表されたとき。 3 広見川（小倉観測所）の水位が氾濫危険水位（5.70m）に達したとき。 4 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表されたとき。 6 相当規模の災害（避難勧告及び避難指示（緊急）の発令（警戒レベル4）が検討される災害）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 7 その他町長が必要と判断するとき。	【配備要員】 全職員及び消防団長（吉野生支所及び目黒基幹集落センターを連絡所とし、配備職員は、支所については、支所勤務職員、目黒地区については、地区出身の職員をもってあてる。連絡所職員は、地区の状況把握及び情報伝達等のため、連絡所に出動する。） 【伝達方法】 ・各班連絡網 ・気象情報（マスコミ配信、緊急速報メール等を含む。） ・職員参集メール 等

※1 伝達が到達する以前若しくは伝達が到達しない場合にも、該当する状況にあることが判断できる場合は、自主的に参集すること。

※2 消防団に入団している職員は消防団活動に従事する。ただし、配備招集があった場合は、消防団活動より所属する担当班の業務対応を優先すること。

※3 所属する班以外の活動についても、積極的に連携・協力すること。

ア 第1 配備下の体制

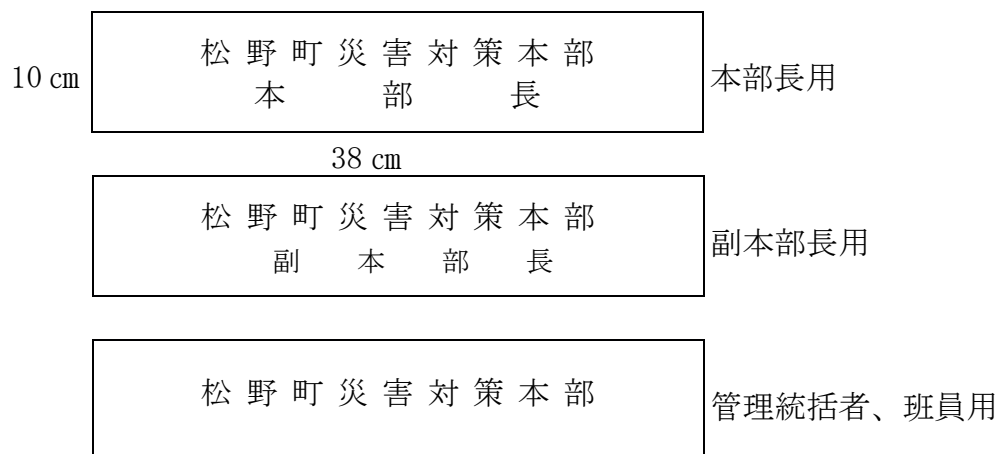
- a 総務班管理統括者は、県及び関係機関と連絡をとって、気象、その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告する。
- b 各班管理統括者は、所掌業務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。
- c 本部長は、各班管理統括者（必要に応じ関係職員）を招集し、各班の情報を聴取して当該情勢に対応する措置を検討し、対応を指示する。

イ 第2 配備下の体制

- a 各班管理統括者は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ① 班員の参集状況を確認し、所要人員等を整理する。
 - ② 災害の現況について班員に周知し、所要人員を非常配備につかせる。
 - ③ 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
- b 各班員は、自身及び家族の安全を確認した後、所属する班の管理統括者の指示のもと、自身の安全を第一に担当業務にあたる。
- c 各班管理統括者は災害対応業務に全力を集中するとともに、その対応状況について総務班管理統括者を通じ、本部長に報告する。

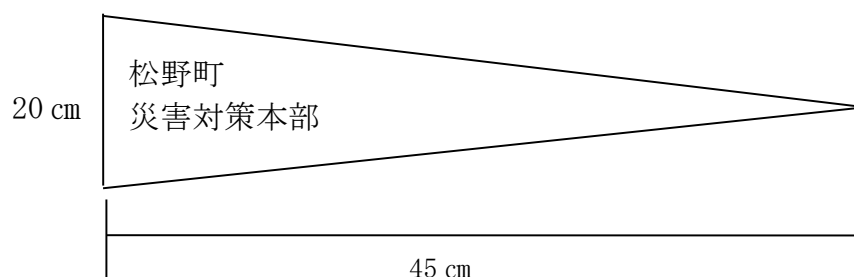
(2) 本部職員の腕章等

腕章



(注) 台地を白色とし文字は赤色とする。

標記



5 防災関係機関への応援要請

(1) 行政機関に対する応援要請

ア 応援要求等

応援対策を実施するにあたり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、町長は、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定により、協力を求めるものとする。

応援要請の種別は、次のとおりである。

要請先	要 請 の 内 容	根拠法等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条
知 事	(1) 災害応急対策（又は災害復旧）に係る指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋要請 (2) 災害応急対策（又は災害復旧）に係る他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋要請 (3) 災害応急対策に係る応援要求及び災害応急対策の実施要請 (4) 災害応急対策（又は災害復旧）に係る職員の派遣要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項 災害対策基本法第 30 条第 2 項 災害対策基本法第 68 条 地方自治法第 252 条の 17

第3章 通信連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び町民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実に行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期するものとする。

1 通信連絡手段

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡手段は、通信施設の被災状況等によって異なるが、次の手段のほか、災害時優先電話や衛星携帯電話等多様な手段で行うものとする。

(1) 県との通信連絡

県防災通信システム（地上系、衛星系）

(2) 宇和島地区広域事務組合消防本部との通信連絡

県防災通信システム（地上系、衛星系）

(3) 町民への情報伝達

防災行政無線（同報系）、I P 告知端末、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車

2 非常通信の利用

町は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条、第 74 条の規定に基づき、無線局を開設している者に対して、非常通信を依頼できる。

3 公共放送の利用

(1) 緊急放送要請

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難勧告、避難指示（緊急）を発令及び屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第 57 条、第 61 条の 3、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続により、知事を通じて放送事業者に緊急放送を要請することができる。

ア 放送の要請事項

町の地域の大半にわたる災害で、広域にわたり周知を必要とするもの

イ 放送要請の内容

放送を求める理由、放送の内容、放送の範囲、放送希望時間、その他必要な事項

ウ 要請責任者

町における放送要請責任者は、総務班管理統括者とする。

エ 町民への情報伝達

本編第 5 章「広報活動」により行う。

4 インターネットの利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難勧告、避難指示（緊急）を発令及び屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害

対策基本法第57条、第61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続により、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

5 孤立地域との通信連絡

災害により通信や交通が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合、町は、衛星携帯電話やアマチュア無線等を活用した通信の確保に努めるとともに、バイクや徒歩による連絡に努めるものとする。

又、県災害対策本部南予地方本部を通じて県災害対策本部に県消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

※ 県消防防災ヘリコプターの要請方法等については、本編第29章「県消防防災ヘリコプターによる支援活動」を参照。

第4章 情報活動

町は、災害情報について、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達し、情報の共有を行うものとする。

1 情報収集体制の確立・強化

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

本部長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概要情報を含め、把握できた情報から直ちに県災害対策本部南予地方本部（不通の場合又は緊急の場合は県災害対策本部）へ連絡するものとする。

県災害対策本部へも連絡できない場合、直接国（総務省消防庁経由）へ連絡するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

又、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人の内、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県へ連絡する。

2 処理すべき情報の種類

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部から通知される災害に関する情報等は、町災害対策本部（災害対策本部設置前においては防災担当課）において受理する。

イ 受理した情報については、防災行政無線（同報系）、IP告知端末、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、自主防災組織による連絡網等を活用して、町民に対して周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりとする。

又、119番通報状況による被害概況の早期把握と、職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努めるものとする。

ア 被害状況

イ 避難勧告、避難指示（緊急）の発令若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示又は警戒区域設定状況

ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

エ 物資の価格、役務の対価動向

オ 金銭債務処理状況及び金融動向

カ 指定避難所の設置状況及び町民の避難生活状況

キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

ク 観光客等の状況

ケ 県の実施する応急対策の実施状況

3 情報収集活動

本部長（町長）は、防災行政無線（移動系）、衛生携帯電話、自主防災組織を通じた連絡等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いるものとする。

（１）自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び被害応急対策実施状況等の収集は、関係機関、諸団体及び住民組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は区長、組長等を通じ直ちに災害対策本部に通報されるよう周知徹底に努める。

（２）職員派遣による収集

災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成するなど、必要に応じて職員を地域に派遣し、情報収集にあたる。災害危険箇所については、関係課職員及び消防団員により警戒パトロールを行う。

（３）参集途上の職員による収集

勤務時間外において災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

（４）応援要請

被害が甚大で、町において情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関の応援を要請する。

（５）防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、消防、県及び関係機関と十分連絡をとる。

（６）発見者の通報義務

災害の発生又は災害が発生するおそれのある異常現象（著しい降雨雪、異常水位、地滑り、火災等）を発見した者は、災害対策本部、警察又は消防に通報する。

（７）情報の伝達

町と県との間の情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ、多様な通信手段を活用して行う。

町民へは、防災行政無線やＩＰ告知端末、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車又は自主防災組織等を活用して情報の伝達を行う。

4 報告及び要請事項の処理

県災害対策本部南予地方本部に対する報告は、消防庁の定めた災害報告取扱要領及び火災・災害等速報要領に基づき行うものとする。

（１）県災害対策本部南予地方本部に対する報告及び要請

災害対策本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部南予地方本部に対し報告又は要請を行うものとする。ただし、県災害対策本部南予地方本部に報告できない場合は、一時的に国（総務省消防庁）へ報告する。又、地震の場合、町の区域内で震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び町の区域内で震度 5 強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び消防庁へ連絡する。この場合、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。

(消防庁への報告先)

回線別	区 分	平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	63-90-49013	63-90-49102
	F A X	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
	F A X	64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

(県の報告先)

防災危機管理課			
県防災通信システム	電話 :	500-0-2318、500-1-2318	FAX : 500-201
I P 多機能端末	電話 :	11 ~ 20	
N T T 回線	電話 :	089-912-2318	FAX : 089-941-2160

(2) 報告の内容と時期

報告は次の方法により行うものとする。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告する。

ア 県防災通信システム (地上系、衛星系)

イ 電話 (FAX、携帯電話を含む。)

ウ 県災害情報システム

エ インターネット

(3) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、本部長 (町長) 及び防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに報告するものとする。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

<災害発生報告様式に示す事項>

- 1 災害発生の日時
- 2 災害発生場所
- 3 災害発生原因
- 4 災害の概況
 - (1) 状況

(2) 死傷者（氏名、年齢、住所等） (3) 被害家屋（世帯主氏名、年齢、所在地等） 5 災害に対してとられた措置 (1) 避難状況 (2) 消防機関の活動状況（消防署員・消防団員の出動人員等）

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、報告が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにするものとする。なお、報告の基準については、「被害認定基準」によるものとする。又、報告にあたっては、警察、消防等と緊密な連絡をとりながら行う。

＜別表 災害の被害認定基準＞

分類	用語		被害程度の判定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのものとする。
		軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。又、主として、学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取り扱う。
	全壊、全焼又は流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上

分類	用 語	被害程度の判定基準
		に達した程度のものとする。なお、報告については棟数並びに世帯数及び人員とする。
	半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が量を超えた程度のものをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。
	一部破損	損壊の程度が半壊焼に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス 2～3 枚が割れた程度のものを除く。
非住家の被害	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。なお、学校、病院、神社、仏閣等は非住家とし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの
	冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他被害	道路決壊	一般国道、県及び町道（道路法第 2 条第 1 項に規定する道路。以下同じ。）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋梁を除いたものとする。
	橋梁流失	町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）にいう 1 級河川及び 2 級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。

分類	用 語	被害程度の判定基準
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数の内、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数の内、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数の内、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火 災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建 物	土地に定着する工作物の内屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第 11 条に起因する町長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校等における教育の用に供する施設とする。
	砂防被害	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条の規定に基づく砂防施設、同法第 3 条の規定に基づき同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定に基づき同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には河川、砂防施設、道路等。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する施設とする。

分類	用 語	被害程度の判定基準
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立ち木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後 10 日以内に、「災害発生報告様式」により行う。

エ その他報告事項

次に掲げる事項が発生した場合、町長は直ちに報告する。

- a 災害対策本部を設置又は解散したとき。
- b 町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- c 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行ったとき。

5 大規模災害時における町の行政機能の確保状況の把握

大規模風水害が発生した場合、町における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、県へ報告するものとする。

第5章 広報活動

町、防災関係機関は、相互の連携を密にして町民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行うものとする。

広報活動は、原則として本部長（町長）が承認した内容を広報責任者（総務班）が実施するものとする。

1 広報事項

町は、管内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、町民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行うものとする。

主な広報事項は次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (4) 避難の準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の発令及び屋内での待避等の安全確保措置の指示
- (5) 指定緊急避難場所及び指定避難所
- (6) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等（ライフライン）の被害状況
- (7) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (8) 防疫に関する事項
- (9) 医療救護所の開設状況
- (10) 被災者等の安否情報
- (11) 不安解消のための町民に対する呼びかけ
- (12) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (13) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (14) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (15) 災害復旧の見込み
- (16) 被災者生活支援に関する情報

2 実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ策定した支援プランに基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保するものとする。

- (1) 防災行政無線、IP告知端末による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙の掲示、配布
- (5) 広域避難所への広報班の派遣
- (6) 自主防災組織を通じた連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) インターネット（ホームページ）等を活用した情報提供

3 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行うものとする。

4 町民が必要な情報を入手する方法

町民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 情報源と主な情報内容

ア ラジオ、テレビ、CATV、インターネット（ホームページ、SNS等）

各種警報等の発表状況、避難勧告等の発令状況、町長の放送要請事項、災害情報、ライフライン（電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等）の状況等

イ 防災行政無線、IP告知端末、緊急速報メール、スマートフォン向けアプリ、広報車

主として町内の情報、指示、指導等

ウ 自主防災組織を通じての連絡

主として災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

エ サイレン等

火災発生のお知らせ、河川の増水

5 広聴活動

町及び各防災関係機関は、被災町民、関係者等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設するものとする。

6 安否情報の提供

町は、被災者の安否について町民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第6章 避難活動

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、町民の避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

なお、町民に対し避難を求めるにあたっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施するほか、地域の防災活動に参加協力することを含めて啓発するものとする。

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び指示（緊急）

災害時に土砂崩れによる家屋倒壊、震災時には同時多発の火災が拡大延焼するなど、町民の生命及び身体並びに財産を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告等を行うものとする。

又、避難勧告等の解除にあたっては、安全性の確認を行うよう努める。

(1) 避難勧告等の発令基準

町長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令について、河川管理者等の協力を得ながら、浸水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、気象情報や現地情報を含めて総合的に発令する。

又、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

特に、台風等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

【浸水】

ア 具体的な基準を作成する対象を広見川とする。

イ 避難勧告等は、以下の基準を参考に、気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断し発令する。

区分	判断基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	1：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル3水位））に到達し、次の①により、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ・ 広見川の小倉観測所〔鬼北町〕：4.80m ① 上記の上流の雨量観測所（日吉）で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「警戒」が表示された場合 3：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「警戒」が表示された場合 4：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	1：次の水位観測所の水位が一定の水位（避難判断水位（警戒レベル4水位））に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合

区分	判断基準
	・ 広見川の小倉観測所〔鬼北町〕： 5.40m ①上記の河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上記の上流の雨量観測所（日吉）で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「非常に危険」が表示された場合 3：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「非常に危険」が表示された場合 4：異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※ ※ 1については、河川の状況に応じて①、②の内、適切な方法の一つ又は複数選択する。 ※ 5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
避難指示（緊急）	1：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫危険水位（警戒レベル4水位））に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ・ 広見川の小倉観測所〔鬼北町〕： 5.70m 2：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「極めて危険」が表示された場合 4：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「極めて危険」が表示された場合 5：決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）
観測所	【愛媛県河川・砂防情報システム（水位観測所）】 水位観測所：小倉（県南予建設部） 【愛媛県河川・砂防情報システム（雨量観測所）】 雨量観測所：目黒（国〔中村河川国道事務所〕）、近永【鬼北町】（国〔中村河川国道事務所〕）、日吉【鬼北町】（国〔中村河川国道事務所〕）
注意事項	●避難勧告等の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難勧告等の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

【土砂災害】

ア 本町の土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、町域のあらゆる箇所に点在していることから、職員や消防団員等による危険箇所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報をもとに、避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」を判断する。

イ 避難勧告等の発令は、県が「愛媛県河川・砂防情報システム」で提供している土砂災害警戒情報等の以下の基準を参考情報として、町が避難勧告等を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、気象情報や土砂災害危険箇所等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	1：大雨警報（土砂災害）〔気象庁〕において、町域内に「警戒」（警戒レベル3相当）が表示された場合 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
避難勧告	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表された場合 2：大雨警報（土砂災害）〔気象庁〕において、町域内に「非常に危険」（警戒レベル4相当）が表示された場合 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示（緊急）	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）〔気象庁〕において、町域内に「極めて危険」（警戒レベル4相当）が表示された場合 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を町民等に促す必要がある場合 4：土砂災害が発生した場合
観測所	【愛媛県河川・砂防情報システム（雨量観測所）】 雨量観測所：目黒（国〔中村河川国道事務所〕）
注意事項	●避難勧告等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難勧告等の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

（2）避難勧告・避難指示（緊急）等は、次の者が実施責任者として行う。

実施責任者	実 施 内 容	根拠法令
町 長	○避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発	災害対策基本法 第56条

実施責任者	実 施 内 容	根拠法令
	生する可能性が高まったとき避難準備・高齢者等避難開始を提供する。	
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町民の生命及び身体並びに財産を保護するため必要があるとき、当該地区の町民等に対し避難の勧告を行う。 ○危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難指示（緊急）を行う。 ○避難のための立退きを行うことが危険なときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。	災害対策基本法 第 60 条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町民の生命及び身体並びに財産を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入制限、立入禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法 第 63 条
知事	○災害が発生した場合で、当該災害により町長が避難のための勧告及び避難指示（緊急）を発令できなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法 第 60 条第 6 項
	○災害が発生した場合で、当該災害により町長が警戒区域の設定ができなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法 第 73 条
警察官	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難指示（緊急）・屋内での待避等の安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき、当該地域の町民等に対し避難の指示（緊急）・屋内での待避等の安全確保措置を行う。	災害対策基本法 第 61 条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、町長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入制限、立入禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法 第 63 条第 2 項
	○災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法 第 4 条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第 29 条

実施責任者	実 施 内 容	根拠法令
知事又はその命を受けた吏員	○地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の町民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法第 25 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法第 94 条

(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の内容

避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品
- カ 避難行動における注意事項

(4) 避難勧告等の伝達方法

避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示（緊急）又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合、町長は、直ちに避難勧告又は避難指示（緊急）が出された地域の町民に対して、防災行政無線等による放送、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車等による呼びかけを実施するほか、警察、自衛隊、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

又、町は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した避難行動要支援者支援プランに基づき避難誘導を行う。

避難勧告等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営業者等に協力を求める。

なお、町はこれらの勧告、指示（緊急）等を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

(5) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

- a 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町民等の生命や身体並びに財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- b 警察官は町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察

官は直ちにその旨を町長に通知する。

c 知事は、災害の発生により町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

d 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。

イ 規制の内容及び実施方法

a 町長は警戒区域を設定したときは、町民の立ち入りの制限、退去又は立ち入り禁止の措置を講じる。

b 町長は、警察、消防機関と協力し町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(6) 指定地方行政機関への助言の要請

町は、避難勧告等の対象地域、判断時期等について、必要に応じて指定地方行政機関に助言を求めるものとする。

(7) 防災気象情報と警戒レベル（１～５）相当情報の関係

平成 31 年 3 月避難勧告等に関するガイドラインの改定により、町民が主体的に避難行動をとれるよう、次表のように、５段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について運用が開始された。

警戒 レベル	町民が 取るべき行動	町民に行動を 促す情報	町民が自ら行動をとる際の判断に 参考となる情報（警戒レベル相当 情報）	
		避難情報等	洪水に関する情 報	土砂災害に関す る情報
警戒 レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※ ¹ (※ 1 可能な範囲で発令)	(大雨特別警報(浸水害)) ※ ³	(大雨特別警報(土砂災害)) ※ ³
警戒 レベル 4	- 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 - 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 - 避難場所までの移動が危険と思	- 避難勧告 - 避難指示(緊急) ※² (※ 2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令)	- 洪水警報の危険度分布（非常に危険） - 避難判断水位（広見川小倉観測所の水位 5.40m） - 氾濫危険水位（広見川小倉観測所の水位 5.70m）の到達	- 土砂災害警戒情報 - 土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） - 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険） ※⁴

警戒 レベル	町民が 取るべき行動	町民に行動を 促す情報	町民が自ら行動をとる際の判断に 参考となる情報（警戒レベル相当 情報）	
		避難情報等	洪水に関する情 報	土砂災害に関す る情報
	われる場合は、 近くの安全な場 所や、自宅内の より安全な場所 に避難する。			
警戒 レベル 3	・ 高齢者等は立退 き避難する。 ・ その他の者は立 退き避難の準備 をし、自発的に 避難する。	避難準備・高 齢者等避難開 始	・ 洪水警報 ・ 洪水警報の危 険度分布（警 戒） ・ 氾濫注意水位 （広見川小倉 観測所の水位 4.80m）の到 達	・ 大雨警報（土 砂災害） ・ 土砂災害に関 するメッシュ 情報（警戒）
警戒 レベル 2	避難に備え自らの 避難行動を確認す る。	洪水注意報 大雨注意報	洪水警報の危険 度分布（注意）	土砂災害に関す るメッシュ情報 （注意）
警戒 レベル 1	災害への心構えを 高める。	早期注意情報 （警報級の可 能性）		

※ 3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル 5 相当情報〔洪水〕や警戒レベル 5 相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、町長は警戒レベル 5 の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※ 4 「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注 1）町が発令する避難勧告等は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

2 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった町民は、可能な限り自主防災組織（自治会等）の単位ごとに集団避難の方法により、消防団等の誘導のもと指定緊急避難場所に避難を行うものとする。又、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行うものとする。

(1) 避難勧告等が発令された要避難地区で避難を要する場合

ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

- a 町民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。
- b 自主防災組織、事業所等の防災組織は、集合場所を中心に可能な限り消火・救出・救護・情報収集活動を行う。
- c 町民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定緊急避難場所、指定避難所へ避難する。
- d 避難場所へ避難した町民等は、当該避難場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに消防団、警察及び自衛隊の誘導のもとに、他の安全な避難場所へ避難する。

なお、町長が発令する避難勧告等に従わず要避難地にとどまる者に対し、消防団、警察及び自衛隊等は、警告等を発するほか、避難の勧告等に従うことができる限り説得に努める。

- e 山・がけ崩れ危険予想地域の町民は、出火防止措置を講じた後、直ちに安全な場所へ避難する。

(2) 任意避難地区で避難を要する場合

町民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

特に、山・崖崩れの危険が予想される地域の町民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

(3) 避難誘導

避難誘導は、消防団、警察及び自衛隊があたり、避難誘導については、要配慮者を優先的に行う。

避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両等により行う。

(4) 広域災害による大規模避難

被災地が広域で、町単独では措置できないような場合は、町長は県災害対策本部に対し、避難者移送（避難のための移送）を要請する。

(5) 携行品の制限

避難誘導者は、町民に対し、携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

3 避難道路の確保

町は、避難路の確保にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、避難・復旧班、警察及び自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

4 指定避難所の設置及び避難生活

本部長（町長）は、被災者の救助のために指定避難所を設置する場合は、自主防災組織及び避難所の管理者の協力を得て、町民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じるとともに、指定避難所の運営については要配慮者や男女のニーズの違いのほかプライバシーの確保にも十分配慮するものとする。又、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路

の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(1) 指定避難所の開設

町は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに町民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるよう、自主防災組織及び避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

又、町民の自主避難にも配慮し、指定避難所の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等を考慮して必要に応じ、避難者の健全な生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供等のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

指定避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

本部長（町長）は、「町地域防災計画」に定めた場所に指定避難所を設置するものとする。

又、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用するものとする。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

- a 山・崖崩れや浸水等の危険のない地域に設置する。
- b 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。
 - ① 学校、体育館、公民館等の公共建築物
 - ② あらかじめ協定した民間の建築物
 - ③ 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）
- c 要配慮者については、その状況に応じて収容するための福祉避難所、要配慮者利用施設の確保や、民間賃貸住宅、旅館の借上げを行うほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難先の確保に努める。
- d 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

(3) 設置期間

本部長（町長）は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県災害対策本部南予地方本部と協議して設置期間を定める。

(4) 指定避難所の運営

ア 本部長（町長）は、自主防災組織や学校等避難所の管理者の協力を得て避難所を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- イ 指定避難所には指定避難所等の運営を行うために必要な職員を配置する。
又、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- ウ 避難生活の運営に当っては、要配慮者等に配慮し、必要に応じて、協定を締結している福祉避難所への移動を促す。福祉避難所への移動は、原則、家族等が行うこととし、家族等での移送が困難な場合は、共助による移送方法を検討する。特殊な医療機器を使用しているなど、どうしても移送が困難な場合のみ、災害対策本部による移送を行う。
- エ 自主防災組織は、指定避難所の運営に関して町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送られるように努める。
- オ 本部長（町長）は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な要配慮者の要配慮者利用施設等への移送に努める。
- カ 本部長（町長）は、指定避難所における生活環境に注意を払い、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に十分配慮するように努める。食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、常に良好なものとするよう必要な対策を講じる。
- キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ク 本部長（町長）は、必要に応じ、指定避難所におけるペットのためのスペース確保に努める。
- ケ 本部長（町長）は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- コ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- サ 本部長（町長）は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等による、指定避難所の早期解消に努める。
- シ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難者の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行うものとする。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者等への虐待防止等について配慮する。
- ス 指定避難所の運営にあたっては、指定避難所で生活する避難者だけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等の保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、こ

これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

セ 県や国際交流協会（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター）等と連携し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

5 指定避難所等における職員等の役割

町長が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため職員（消防団員を含む。）を配置する。又、必要により警察官の配置を要請するものとする。

指定避難所に配置された職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行うものとする。

- (1) 被災者の収容
- (2) 被災者に対する食料、飲料水の配給
- (3) 被災者に対する生活必需品の供給
- (4) 負傷者に対する医療救護の支援
- (5) 火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- (6) 避難した者の掌握と状況に応じ避難した者への帰宅指示、保護者への引き渡し又は指定避難所への収容

6 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どのように発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、平常時から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、教育委員会は、「愛媛県学校安全の手引」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。又、町の関係課等や自主防災組織等の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

7 避難状況の報告

本部長（町長）は、指定避難所等を開設した場合、速やかに町民に周知するとともに、県災害対策本部南予地方本部、警察等関係機関に連絡を行うものとする。

又、指定避難所等ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努める。その際、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災

害対策本部に依頼するものとする。

8 他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ

町は、町内に設置した指定避難所で避難者の収容が困難な場合、県及び協定締結市町村に対して、避難者の受入れを要請する。

町は、県又は他市町村からの避難者の受入れの要請又は協定締結市町村から避難者の受入れの要請を受けた場合、公営住宅や避難所等を活用し、可能な範囲で避難者の受入れに努める。

第7章 緊急輸送活動

緊急輸送の実施にあたっては、町民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行うものとする。

1 実施体制

被災者、災害応急対策要員の移送及び災害救助・応急対策用資機材の輸送は、町及び関係機関が行う。

2 緊急輸送の対象等

(1) 輸送の対象とする人員、物資等

- ア 医療（助産）救護を必要とする者
- イ 医療品、医療資機材
- ウ 食料、飲料水等の救護用物資
- エ 応急復旧資機材
- オ 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
- カ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- キ その他必要なもの

(2) 輸送順位

- ア 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

3 緊急輸送体制の確立

輸送施設や交通施設の被害状況及び復旧状況のほか、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案のうえ、状況に応じた緊急輸送体制を確立し、緊急輸送計画を作成するものとする。又、地域内輸送拠点（物資集積場所）を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

(1) 陸上輸送体制

- ア 本部長（町長）は、道路被害状況等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。
- イ 災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行う。
- ウ 緊急輸送車両については、町有車両を運用するとともに、町内の運送業者、タクシー会社等へ協力を要請し車両の確保に努める。
- エ 町内の幹線道路の確保を最優先に、応急復旧や代替道路の設定等を実施する。

(2) 航空輸送体制

- ア 町長は、陸上輸送が不可能な場合は、県災害対策本部南予地方本部へ県消防防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

※ 県消防防災ヘリコプターの要請方法等については、本編第29章「県消防防災ヘリコプターによる支援活動」を参照。

- イ ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とし、ヘリポートの使用可能状況を把握し、県災害対策本部南予地方本部へ報告する。

ウ 町長は、孤立が想定される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努める。

臨時ヘリポートを確保したときは、あらかじめ県に報告しておく。

エ 臨時ヘリポート適地の確保にあたっては、第2編第18章第1節「情報収集・連絡体制の整備」1<臨時ヘリポートの基準>に基づくものとする。

オ 臨時ヘリポートに輸送した物資の保管、輸送のため、あらかじめ保管場所や輸送道路、輸送体制等の受入体制を定める。

(3) 燃料確保対策

町有車両、その他町の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、町内の業者へ協力を要請し確保に努める。

4 応援の要請

町は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し調達、斡旋を要請する。

ア 輸送区間及び借上期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

第8章 交通応急対策

災害時に交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努めるものとする。

1 道路、橋梁の危険箇所の把握

(1) 危険箇所の把握

本部長（町長）は、道路の破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害時に迅速、適切な措置が取れるよう努めるものとする。

(2) 危険箇所の報告のための啓発指導

町内の自動車の運転者、一般町民に対して、道路の決壊、橋梁流失等の災害が発生した場合は、直ちに町へ報告するよう常に啓発に努めるものとする。

2 交通規制の実施機関

(1) 本部長（町長）は、被災地及びその付近の現地調査をするとともに、公安委員会、警察本部、宇和島警察署及び道路管理者と連携し、交通制限、迂回等の応急対策を講ずるものとする。

又、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会に要請して次の処理をするものとする。

ア 交通が停滞し、緊急輸送の円滑を阻害している状況にあるときは、緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。

イ 前項の規制により通行を制限された車両に対しては、迂回路線の設定又は時間的解除等により便宜を図るよう努める。

(2) 交通の規制は、次の区分により行う。

実施機関	実施責任者	範囲	根拠法
道路 管理者	国土交通大臣 知事 町長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法（昭和27年法律第180号） 第46条第1項
警察等	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合。 区域又は道路の区間を指定して、通行禁止又は制限をすることができる。	災害対策基本法 第76条 道路交通法（昭和35年法律第105号） 第4条第1項

実施機関	実施責任者	範囲	根拠法
		2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	
	警察署長	道路交通法第4条第1項の規定に基づき、公安委員会の行う規制の内、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

3 陸上交通確保の基本方針

- (1) 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- (3) 道路管理者（町長）は、その管理する道路について、早急に被災状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。
又、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限するものとする。
この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- (4) 公安委員会及び道路管理者（町長）は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

4 交通規制の実施

- (1) 交通規制措置
災害時において道路損壊等が発生した場合、又は予想される場合、被災地における災害応急対策の円滑な推進を図るため、公安委員会、警察本部、各警察署及び道路管理者（町長）は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとるものとする。
- (2) 交通規制を実施した場合の広報
交通規制を実施した場合の関係機関への通知、区域内への周知については、公安委員会が行う。
- (3) 緊急輸送にあてる道路確保のための交通規制

責 任 者	規 制 内 容
知 事	道路被害状況の調査結果に基づいて、警察本部及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。 この場合、警察本部は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

責 任 者	規 制 内 容
公安委員会	緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。又、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
警察本部	1 緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。 2 緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。 3 交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとるものとする。
消防吏員及び消防団員	定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとるものとする。
道路管理者等（町長）	緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

5 道路交通確保の措置

（１）道路交通確保の実施体制

道路管理者（町長）、公安委員会は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

（２）道路施設の復旧

道路管理者（町長）は、早急に被害状況を把握し、（一社）愛媛県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行うものとする。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行うものとする。

町においては、災害対策本部（役場庁舎、新庁舎建設後は防災拠点施設）、総合福祉団地や旧松野南小学校グラウンド等のヘリポートその他応急対策を実施するうえで重要な施設を結ぶ道路を緊急輸送にあてる道路として設定し、優先的に応急復旧を図るものとする。

（３）交通安全施設の復旧

緊急輸送にあてる道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧は、公安委員会が行う。

（４）障害物等の除去

ア 路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、道路管理者（町長）、警察本部、消防機関、自衛隊等は協力して必要な措置をとる。

イ アにより除去した障害物は、町があらかじめ仮集積場として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等集積する。又、適当な集積場所がない場合は、緊急輸送にあてる道路、その他町内の幹線道路以外の道路の路端等に集積する。

（５）警察官等の措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。又、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 2 項の規定に基づき派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

（６）道路管理者（町長）の措置命令

ア 道路管理者（町長）は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

イ 上記アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者（町長）は、自ら当該措置をとることができる。又、この場合において、道路管理者（町長）は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 知事は、町道に関し、緊急通行車両の運行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者（町長）に対し、上記アに係る指定若しくは命令をし、又は上記イに係る措置をとるべきことを指示することができる。

（７）応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは、県災害対策本部南予地方本部に自衛隊の派遣を要請して応急復旧を図る。

※ 自衛隊の要請方法等については、本編第 30 章「自衛隊の活動」を参照。

6 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

ア 町長をはじめとする車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

イ 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 6 条に規定する標章及び証明書を交付する。

(2) 緊急通行車両の確認事務

ア 災害対策基本法施行令第 33 条の規定に基づく確認事務は、知事に対し行うものは県防災危機管理課、公安委員会に対し行うものは警察本部交通規制課及び宇和島警察署交通課において行う。

イ 確認の手續の効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができることから、町長は、緊急通行車両事前届出制度の活用を図るものとする。

7 道路占用工作物の保全対策

町長は、道路占用工作物（電力、通信、水道その他）等に被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全対策を命じ道路の保全を図るものとする。

第9章 孤立地区に対する支援活動

町は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握して、町民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策として、次の措置を行うものとする。

又、必要に応じて、関係機関へ援助を要請するものとする。

- 1 孤立地区の把握
- 2 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保
- 3 孤立時における緊急救出手段の確保（ヘリコプター・バイク）
- 4 孤立地区に対する集団避難の勧告・指示の検討
- 5 町民不在地区における防犯パトロールの強化
- 6 緊急支援物資の確保・搬送

第10章 消防活動

火災は一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、町はもとより町民や自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、町、消防機関は、他の機関等との連携を図りながら、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組むものとする。

1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限にくい止めるため、町は、消防機関の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命の安全優先

消防機関は、消防計画の定めるところにより、人命救助を最優先にした消防活動を行う。

2 消防本部の活動

消防本部消防長は、鬼北消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

オ 要救助者の状況

カ 医療機関の被災状況

(2) 消防活動の留意事項

次の事項に留意して消防活動を行う。

ア 同時多発火災が発生している地域では、町民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

イ 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、町民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

カ 町民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

3 消防団の活動

火災の予防、警戒及び鎮圧を行い、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に起因する被害を軽減するため、災害発生時の応急措置等について次のとおりとする。

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部消防長（若しくは鬼北消防署長）の指揮下にはいり、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

(1) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

(2) 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、町民にこれを伝達し、関係機関と連絡をとりながら町民を安全な場所へ避難させる。

(3) 救急救助活動

消防本部及び鬼北消防署による救助活動を補助し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

4 消防活動の応援要請

火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防ぎよが困難な場合、又は困難が予想される規模の場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、町外の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第 39 条）を速やかに行うものとする。

(1) 「南予地区広域消防相互応援協定」に基づくもの

南予地区の他の消防機関の応援を得て対応する場合は、同協定に基づき応援要請を行う。

(2) 「西土佐村消防相互応援協定」に基づくもの

県境を越えて隣接の四万十市に応援を得て対応する場合は、同協定に基づき応援要請を行う。

(3) 「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づくもの

上記以外の県内の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。又、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域応援実施計画」の定めるところによるものとする。

(4) 緊急消防援助隊の応援要請の手続

町長は、災害の状況により大規模な消防の応援等の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を電話により直ちに要請する。又、知事に対して連絡ができない場合には、消防庁長官に対して電話により直ちに要請することができる。

ア 災害の概況

イ 出動を希望する区域及び活動内容

ウ 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

(県の連絡先)

消防防災安全課 N T T回線	電話：089-912-2315 FAX：089-941-0119
--------------------	-------------------------------------

(消防庁の連絡先)

回線別	区 分	平日 (9:30～18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	63-90-49013	63-90-49102
	F A X	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
	F A X	64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

応援等要請のための連絡事項

第	報
年	月
日	時
分	分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	年	月	日	時	分
災 害 発 生 場 所	都道 府県				市区 町村
出勤を希望する区域・活動内容					
災 害 の 状 況	原子力施設等	有・無	被 害	有・無・不明	
	石油コンビナート等	有・無	被 害	有・無・不明	

応 援 等 連 絡 日 時	年	月	日	時	分
必要とする応援隊 (必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊		特 殊 災 害 小 隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特 殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
		その他()			
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)					

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

(5) 県消防防災ヘリコプターの活用

火災発生時における情報収集や応援対策等を効果的に実施するとともに、救急・救助・消火等の消防活動を迅速かつ的確に行うため、町長は必要により県消防防災ヘリコプターの応援を要請する。応援要請は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対して、次の事項を明らかにしてヘリコプターの出動を電話により要請する。

ア 災害等の発生日時、場所

イ 災害種別、状況

ウ 発生現場の気象状況

エ 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制

オ 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段

カ 支援に要する資機材の種別・数量

キ その他必要事項

(愛媛県防災航空事務所の連絡先)

消防防災航空隊（N T T回線）

緊急連絡用電話：089-965-1119、一般事務用電話：089-972-2133

FAX：089-972-3655

5 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 事業所の自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の住民等に対し、避難などの必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ 警察、消防機関に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 事業所内への立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

6 自主防災組織の活動

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブ閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、消火栓等を活用して初期消火に努める。

(3) 要配慮者への支援

要配慮者に対する避難誘導と支援活動に努める。

(4) 消防団への協力

消防、消防団が到着した場合は、その指揮者の指示に従う。

7 町民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

(2) 初期消火活動

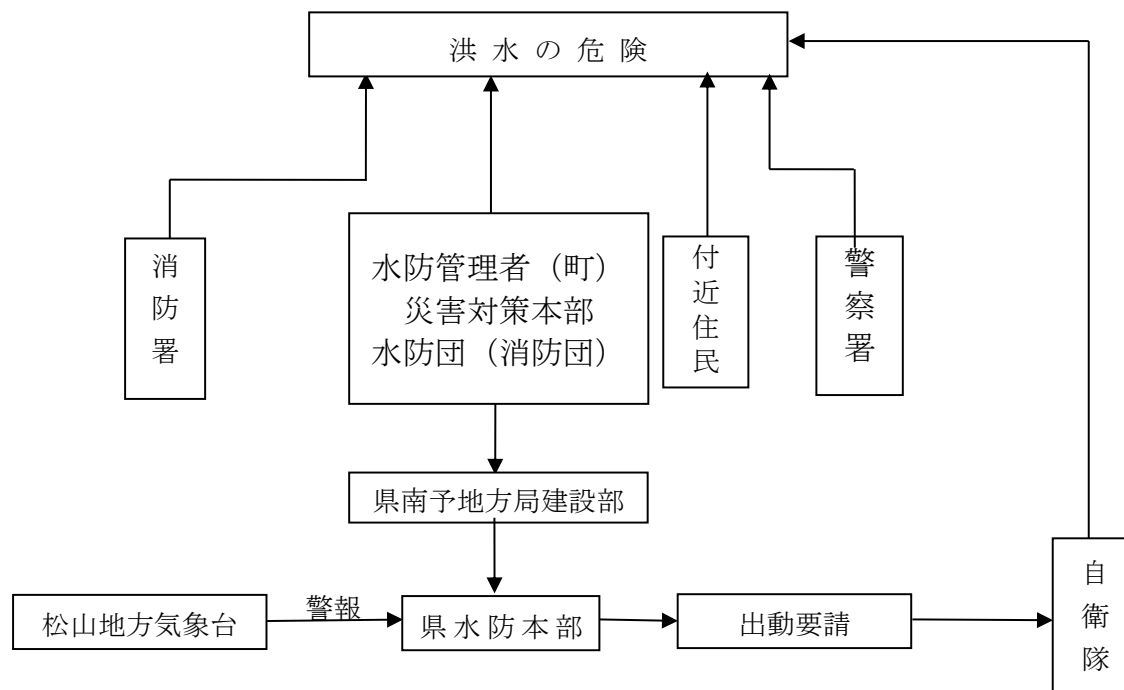
火災が発生した場合は、家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。又、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

第 11 章 水防活動

町は、洪水等による水害を警戒し、防ぎよするなど万全の水防体制を確立して、次のとおり被害の軽減を図るものとする。

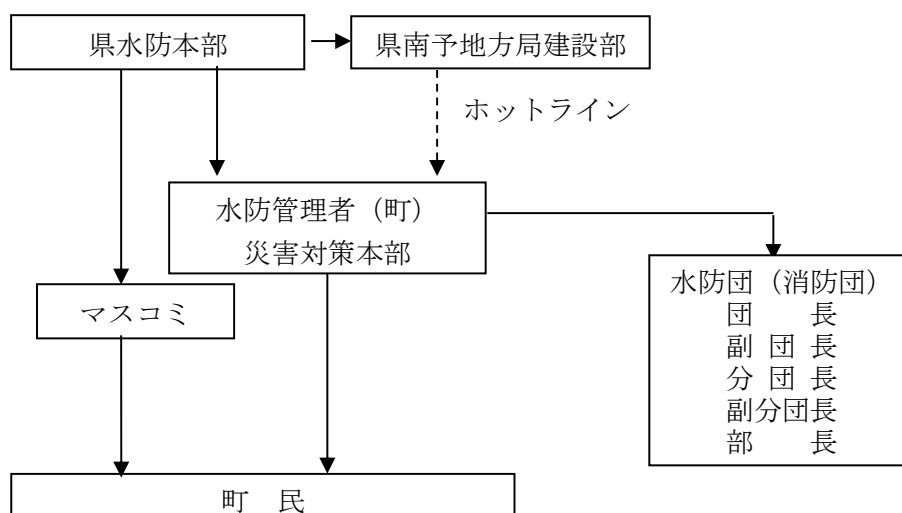
1 水防体制及び水防警報等の連絡系統

(1) 水防体制



※ 町の災害対策本部体制等は、本編第2章「防災組織及び編成」を準用する。

(2) 水防警報等の連絡系統



2 水防管理団体（町）

水防管理団体（町）は、県南予地方局建設部から水防に関する通報を受けたときは、松野町水防計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制を敷くとともに、次の場合、直ちに県南予地方局建設部に通知するものとする。

- （１）水防団（消防団）が水防のために出動したとき。
- （２）堤防等に異状を発見したとき。
- （３）水防作業を開始したとき。
- （４）応援を求めるとき。
- （５）立退避難を指示したとき。
- （６）水防本部を設置したとき。

3 水防団（消防団）の出動

水防管理者（町長）は、次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

（１）待機

水防団（消防団）の足留を行う体制

（２）出動準備

水防資器材の整備、点検、水門開閉等の準備と幹部が出動する体制

水防管理者（町長）は、次の場合、水防団（消防団）に出動準備をさせる。

- ア 広見川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、水位の上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。
- イ 豪雨、地震等により堤防の決壊、漏水、がけくずれ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、雨水出水等の危険が予想されるとき。

（３）出動

水防団が出動する体制

- ア 広見川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- イ 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- ウ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認められたとき。

○水防警報河川（対象河川：広見川、基準水位観測所：小倉）

左右岸	区域	延長	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)
左岸	自 鬼北町大字小倉 464 番 3 地先 (轟橋上流 50m) 至 松野町大字蕨生 1504 番 2 地先 (真土橋下流 1,100m)	18,850m	4.10m	4.80m
右岸	自 鬼北町大字広見 1038 番地先 (轟橋上流 100m) 至 松野町大字蕨生 3 番 2 地先 (真土橋下流 860m)	18,850m		

(令和 2 年 5 月 13 日付け 2 河第 117 号 愛媛県土木部長通知)

○水位周知河川（対象河川：広見川、基準水位観測所：小倉）

左右岸	区域	延長	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)
左岸	自 鬼北町大字小倉 464 番 3 地先 (轟橋上流 50m) 至 松野町大字蕨生 1504 番 2 地先 (真土橋下流 1,100m)	18,850m	5.40m	5.70m
右岸	自 鬼北町大字広見 1038 番地先 (轟橋上流 100m) 至 松野町大字蕨生 3 番 2 地先 (真土橋下流 860m)	18,850m		

(令和 2 年 5 月 29 日 2 河第 183 号 愛媛県土木部長通知 愛媛県水防計画)

(4) 解除

水防活動終了

4 監視及び警戒

避難・復旧班は、河川、堤防等を随時巡視し、警戒するとともに特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに町長を通じ、又、緊急を要する場合は、その状況及び見通しを直ちに、直接、県南予地方局建設部及び警察に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

又、必要な水防作業を次のとおり実施するものとする。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- (2) 表法で水あたりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- (3) 堤防の上端（上面）の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

5 水位、雨量等の観測

水防管理団体（町）の情報担当者は、常に県水防本部及び関係する県南予地方局建設部、観測所と緊密な連絡を保ち、情報の収集・伝達・記録にあたるものとする。

（１）水位の観測

水防管理者（町長）は、県水防本部長（知事）からの水防に関する指示、あるいは、気象台からの気象通報に基づき、前記４の巡視・警戒を行い、危険が予想される場合は、必要に応じて巡視員を増員し、水位の監視を十分に行い、状況を逐次県水防本部に報告するものとする。

（２）雨量観測

水防管理者（町長）は、24 時間継続雨量 80 mm以上、又は時間雨量 20 mm以上が予想される場合には、頻繁に観測を行い、特に短時間雨量（10 分間雨量等）に注意し、県水防本部に連絡するとともに、町民への周知等必要な処置を取るものとする。

6 水防作業の安全確保

水防作業時には、水防団員（消防団員）は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

7 決壊・漏水等の通報・処置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）又は消防機関の長は直ちにその旨を関係機関に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

8 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある所において、消防職員又は水防団員（消防団員）は警戒区域を設定しその区域内へ無用の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域の住民又は水防現場にいる者を水防に従事させるができる。又、必要に応じて警察官の出動要請を求めることができる。

9 避難のための退去の指示

洪水のため著しい危険が切迫していると認められるときは必要と認める区域の町民、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。

その場合は、警察にその旨を通知する。避難の要領については、本編第 6 章「避難活動」により実施するものとする。

10 応援要請

水防管理者（町長）は、水防上必要があるときは第 2 編第 16 章「広域的な応援体制の整備」に基づき応援を要請するものとする。

第12章 人命救助活動

町は、救出を必要とする負傷者等に対する救助活動を行うにあたっては、関係機関との連絡を密にし、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行うものとする。加えて、宇和島地区広域事務組合消防本部及び鬼北消防署においては、人命救助活動の要となる関係機関であることから、町民の生命を守るため、最適配置を念頭に建替え整備を進めるものとする。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事からの通知に基づき町長が行うものとする。

1 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。
- (3) 町は、町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (4) 自主防災組織や事業所等及び町民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

2 救出計画

(1) 対象者

ア 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、次に該当する者とする。

- a 火災の際に火中に取り残された状態にある者
- b 地震等により倒壊家屋等の下敷きになった状態にある者
- c 水害の際に水に流されたり、又は孤立した地点に取り残された状態にある者
- d 山崩れ、地滑りなどにより生き埋めになった状態にある者
- e 交通事故、河川における遭難等により救出を要する状態にある者
- f その他これらに類する者

イ 災害のため生死不明の状態にある者で、次のような状態にある者とする。

- a 行方不明の者で生存していると推定される者
- b 行方はわかっているが生死が明らかでない者

(2) 救助隊の設置

災害のため救出を要する者が生じた場合、本部長（町長）の指示により消防団を主体とする救出隊を設置するものとする。

- ア 救出隊の人員は、災害の規模により本部長（町長）が指示する。
- イ 救出隊は消防署員及び消防団員をもって編成する。
- ウ 救出隊に捜索班と収容班を設置する。

(3) 救出の方法

ア 被災者の救出作業は、緊急を要するため直ちに救助隊を編成し、救出作業にあたるものとする。

イ 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、自衛隊、警察、その他防災関係機関の協力を得て救出にあたるものとする。

ウ 救出後は速やかに医療機関への収容等、救出者の救護にあたるものとする。

エ 救出活動

総務管理統括者は、災害対策本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、搜索班及び収容班を指揮して被災者の搜索及び収容を行わせるとともに搜索及び収容の現況や氏名、人員を調査のうえ本部長（町長）に報告するものとする。

a 搜索班

総務管理統括者の指揮のもとに被災現地における救出者の搜索を行う。搜索は発見のみにとどまらず、水害時の河川にある者を岸辺に、又、交通事故等により救出を要する者を搬出し、収容班に引渡すものとする。

b 収容班

救出された者を収容し、医療等を要する場合は、本編第 17 章「医療救護活動」に定める町内の医療機関、その他近くの病院等へ収容し、救護措置を行い、又、死亡と確認された者については、本部長（町長）が指示する場所へ転送するものとする。

（4）記録等

救出を実施した場合における整理保存すべき記録等は、次のとおりとする。

ア 救出状況記録簿

イ 救出関係支払証拠書類

ウ 救出用燃料受払簿

エ 救出用機械器具修繕費受払簿

3 救急計画

（1）実施主体

総務班は、現有の救急車両や人員のみで実施が困難な場合、近隣市町の消防機関に応援を要請するものとする。

（2）実施方法

ア 対象者

災害により負傷し、又は、救護・治療を要し、医療機関等へ搬送すべき者又は現場で応急処置を行う必要のある者

イ 救急の方法

救急搬送にあたっては、負傷者の状況、救護所・病院等に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送できるようにしておくものとする。又、現場で救急処置を行う必要のある者が多数いるときは、医師会等による出動が可能となるようにしておくものとする。

4 応援要請

災害対策本部は、救助隊では負傷者等の救出が困難な場合には、次の事項を示して県災害対策本部南予地方本部、警察本部に対して救出活動の実施を要請するものとする。又、必要に応じ民間団体の協力を求める。

（1）応援を必要とする理由、人員、資機材、場所、期間、その他周囲の状況等応援に関する必要事項

- (2) 大規模災害が発生し、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」等に基づき、応援要請を行う。
- (3) 河川の氾濫による孤立、又は道路の封鎖等により、著しく救出作業に難航を極める場合には、県消防防災ヘリコプター等を要請し空からの救出を行う。
※ 県消防防災ヘリコプターの要請方法等については、本編第 29 章「県消防防災ヘリコプターによる支援活動」を参照。

5 自主防災組織の活動

(1) 救出・救護活動の実施

がけ崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

又、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の手当を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(2) 避難の実施

町長や警察官等から避難の勧告等が出された場合には、町民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難にあたっては、必要最低限のもののみ携帯することとし、避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織等地域住民が協力して避難させる。

避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

ア 市街地……………火災、落下物、危険物

イ 山間部、起伏の多いところ…………がけ崩れ、地滑り

(3) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

6 救助隊員等の惨事ストレス対策

人命救助に従事した救助隊員等を対象に、必要に応じて、県及び関係機関に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

7 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、警察、消防等に連絡し早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り町や警察、消防等と連絡を取り、その指導を受ける。

第 13 章 遺体の搜索・措置・埋葬

町は、災害により死亡者が発生した場合にあっては、遺体の搜索、措置、埋葬についての確かつ迅速に実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事からの通知に基づき町長が行うものとする。

1 搜索実施体制

- (1) 遺体の搜索活動は、災害対策本部、警察が相互に連絡協力を密にし、これを実施する。
- (2) 消防団、自主防災組織及び町内関係機関、地域住民の協力、車両・機械器具の借上げ等可能な限りの手段、方法により早期収容に努める。

2 遺体の搜索等

(1) 行方不明者の確認等

- ア 行方不明者の届出の受理は、総務班において取り扱うものとする。届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を聴取し、記録するものとする。
- イ 届出のあった者については、前号の事項を記載した書面で県南予地方局を通じ県に通知する。ただし、状況により書面を持って通知することが困難な場合は、県防災通信システム等をもって連絡するものとする。
- ウ 搜索は総務班及び消防団が警察と協力し、搜索班を編成し実施する。又、被災の状況により、消防団及び各地域等に協力を要請し、地域住民の協力を得て実施するものとする。
- エ 町長(本部長)は、必要に応じ臨時に現地搜索班を編成し、連絡所を設け効果的な搜索活動を実施するものとする。

(2) 遺体の搜索等

- ア 遺体の搜索は、災害により行方不明になった者の内、災害規模、被災地域の状況等の事情により、既に死亡していると推定される者の搜索を行うものとする。
- イ 搜索により遺体を発見したときは、総務班及び警察に連絡するとともに、警察の行う身元確認に協力するものとする。

3 遺体の措置

- (1) 発見した遺体の収容や検案について、警察での対応が困難な場合は、町が遺体検案所を設置するものとする。
- (2) 遺体検案所及び遺体安置所については、公共建物等で収容に適当な場所を選定し、開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等の必要資材を確保するものとする。
- (3) 警察、自主防災組織、各地域等の協力を得て、遺体の身元引取り人の発見に努め、身元が確認された遺体は、遺体の氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。

相当期間引取り人が判明しない場合は、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し遺留品を保管する。

4 火葬・埋葬

- (1) 遺体について、遺族等の引取り人が判明しない場合又は遺族等が埋・火葬を

行うことが困難な場合、応急措置として火葬・埋葬を行うものとする。

- (2) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂や寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。

5 記 録

遺体搜索、措置及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておくものとする。

- (1) 遺体搜索記録簿
- (2) 遺体措置台帳
- (3) 埋葬台帳
- (4) 遺体搜索、遺体措置及び埋葬関係支払証
- (5) 遺体搜索用機械器具及び燃料等受払簿
- (6) 遺体搜索用機械器具修繕費支払簿

6 県への要請

遺体の搜索、措置、火葬及び埋葬について、町のみで対応ができないときは、遺体の搜索及び措置に必要な要員の派遣、死体措置器具・資材、輸送車両等の調達又は斡旋、大規模な遺体検案所及び遺体安置所の設置、遺体の措置及び火葬に関する近隣市町及び近隣県への協力依頼及び調整等の実施を、次の事項を示して県に対して要請する。

- ア 搜索、処理措置、火葬及び埋葬とそれぞれの対象人員
- イ 搜索地域
- ウ 埋葬施設の使用可否
- エ 必要な輸送車両の数
- オ 遺体措置に必要な資機材の品目別数量

7 町民及び自主防災組織の活動

町民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町や警察に提供するよう努めるものとする。

第 14 章 災害救助法の適用

一定規模以上の災害に際して、応急的な災害救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施し、町長が補助する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、町長は知事に代わって実施する。

又、知事の権限に属する事務の一部の実施を通知された場合は、通知された事項について、町長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

1 適用基準

町長は、次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は、直ちにその状況を記して知事に報告する。

なお、災害救助法による救助は、市町の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ現に救助を要する状態にあるときに実施される。

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 町の住家滅失世帯数が、次表に示す世帯数以上に達したとき。

町 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
5,000 人未満 (4,072 人) 平成 27 年 10 月 1 日国勢調査	30 世帯

イ 県内の滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、町の滅失世帯が次表に示す世帯数以上に達したとき。

町 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
5,000 人未満 (4,072 人) 平成 27 年 10 月 1 日国勢調査	15 世帯

ウ 県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上に達した場合で、町の被害世帯数が多数であるとき。

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情※がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

※ 内閣府令に定める特別の事情とは、被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準※に該当するとき。

※ 内閣府令で定める基準

- ・災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・被災者に対する食品の給与等に特殊の給与方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2 被害世帯数の換算基準

(1) 滅失世帯の算定方法

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

ア 住家が全壊、全焼、流失した世帯は1とする。

イ 住家が半壊、半焼した世帯は1／2とする。

ウ 住家が床上浸水した世帯は1／3とする。

(2) 住家の滅失等の認定基準

ア 全壊、全焼、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。

イ 半壊、半焼

住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。

ウ 床上浸水

ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となったものであるとする。

3 活動計画

町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、町長は、直ちにその旨を、県災害対策本部南予地方本部を通じて知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。

4 災害救助の実施機関

知事から町長への事務委任は以下の考え方により行われる。

実施機関	担当する救助事務
町長 (原則、県から委任)	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産（救護所における活動） 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 学用品の給与 8 埋葬 9 遺体の捜索及び処理 10 障害物の除去
知事 (原則、県が実施)	1 応急仮設住宅の供与

実施機関	担当する救助事務
	※ 愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに定められた役割分担に基づき、県及び市町が業務を実施するが、町は補助機関として業務にあたる。 2 医療及び助産（DMA Tの派遣など）

（県地域防災計画から）

5 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間

災害救助法による救助の対象、費用の限度額及び期間等は、内閣総理大臣が定める基準により救助の種類に応じて、知事が定める。

第 15 章 食料及び生活必需品等の確保・供給

町は、被災者の食生活を保護するための食料や、被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施するものとする。

又、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化するため、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

さらに、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

1 実施体制

災害時における食料及び生活必需品等の確保・供給は、町長(本部長)が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事からの通知に基づき町長が行うものとする。

(1) 食料供給の実施方針

食料供給は、次の場合に実施するものとする。

ア 被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

ウ その他、町長が必要と認める場合

(2) 生活必需品の実施方針

生活必需品の配給は、災害により住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等で、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失し、衣料、寝具その他生活必需品がないため、直ちに、日常生活を営むことができない被災者に対して行う。

2 食品等の調達

(1) 食料や生活必需品の非常持出しができない被災者等に対して緊急物資を配分する。

(2) 町は、自らの備蓄物資を供給するとともに、企業や民間団体とあらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調達する。これによって調達できないときは、他の緊急物資保有者から調達する。又、これらによっても調達ができない場合は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又は斡旋を要請するものとする。

ア 調達又は斡旋を必要とする理由

イ 必要な緊急物資の品目及び数量

ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

エ 連絡課及び連絡責任者

オ 荷役作業員の派遣の必要の有無

カ その他参考となる事項

3 配分方針及び配給・配付方法

(1) 配分方針

緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、

自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

(2) 食事の提供方法

指定避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設けるほか、食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

(3) 避難所への配給方法

食料及び生活必需品の指定避難所等への移送は、避難・復旧班が実施する。

なお、避難・復旧班による指定避難所等への移送が困難な場合は、県・県内市町への応援要請を行うほか、自主防災組織や地域の支え合い等の共助を要請するものとする。

(4) 被災者への配付方法

指定避難所での被災者への配付については、避難所運営マニュアルに基づき、避難所の食料・物資班等により公平に配付することとし、在宅の被災者等については、原則、指定避難所等の地域の物資供給場所において配布するものとする。

4 応急食料の国への支援要請

災害の程度が甚だしく広範囲で、災害地が交通途絶によって相当期間孤立した場合における取扱いは次のとおりとする。

- (1) 町は、応急用米穀の供給が必要と判断される場合、県を通じて農林水産省政策統括官に要請する。県に要請するいとまがないときは、直接、政策統括官に要請する。その場合、町は、必ず県に連絡する。

5 町民及び自主防災組織の活動

- (1) 食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、町に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織は、町が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- (3) 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

6 備蓄物資等の供給方法

町長(本部長)は、災害が発生し、外部からの援護物資等が到着するまでの間、業者へ物資調達要請を行うとともに、避難・復旧班により町の備蓄物資を供給する。なお、備蓄物資の供給にあたっては、公平に行うものとする。

又、冬季及び夏季並びに被災世帯構成員数等に応じて、物資購入計画をたて、これにより供給及び貸与を行う。品名及び数量は、記録するとともに必要な物資の調達が困難な場合は、県災害対策本部南予地方本部へ依頼するものとする。

衣料及び生活必需品の供給については、被災の状況を考慮し、自主防災組織等を通じて、指定避難所等でその都度支給するものとする。

物資購入関係支払等経理事務及び証拠書類等の管理保管については、総務班が行うものとする。

7 生活必需物資の種類

支給する物資は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲で現物を支給するものとする。

- (1) 寝 具 毛布、布団等
- (2) 衣 料 被服、作業衣、婦人服、子ども服、シャツ、下着等

- (3) 炊事用具 食器、ナベ、釜、包丁、ガス器具、バケツ等
- (4) 食 器 茶わん、汁わん、皿、はし等
- (5) 日用品類 石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、手ぬぐい、靴下、履物、傘等
- (6) 光熱材料 マッチ、ローソク、プロパンガス等

8 物資集積拠点等

町は、災害の規模及び発生地域等の状況に応じ、松野町多目的広場（森の国ドーム）を物資集積拠点として開設し、物資の集積及び配分を行うものとし、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。物資集積拠点だけで受入れの対応が困難となる場合は、他の公共施設での追加開設、民間所有の倉庫等の借上げを行うものとする。

9 燃料の供給

- (1) 町は、地域別、販売業者予想手持量等の把握に努めるとともに、関係機関及び販売業者と連絡を保ち、必要に応じて供給するものとする。
なお、ガス器具等の確保については、町内での確保が困難な場合、県と大手小売業者との間に締結されている協定に基づき、県を通じて要請を行うものとする。
- (2) 町は、役場等の行政庁舎、指定避難所、医療機関等、防災対策上特に重要な施設、又は、災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

第 16 章 飲料水等の確保・供給

町は、災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護するものとする。

1 実施体制

被災者に対する飲料水等の供給は、町長(本部長)が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事からの通知に基づき町長が行うものとする。

2 飲料水等の確保

町内で飲料水等の確保ができない場合は、次の事項を明示して県災害対策本部南予地方本部に調達斡旋を要請するものとする。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合は、その必要台数

3 給水方法

飲料水は保健所等の指示に基づき、次の方法により供給し、又は確保するものとする。

- (1) 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過器により浄水して供給する。
- (2) 供給の方法は、被災の状況に応じて次の内から行う。

ア 応急ろ過装置によるろ過給水

a 水道施設が損壊した場合は、供給人員、範囲等を考慮のうえ、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定して、ろ水基地とし、応急ろ過装置によりろ過した後消毒を行う。

b ろ過消毒した水は、給水車又は容器により搬送し給水する。

イ 容器による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源池から給水車又は容器により搬送し給水する。

4 給水量及び期間

災害発生後約 8 日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。

供給水量は、1 人 1 日 20 リットルを目標とし、飲料水等の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

5 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、迅速に応急復旧を行うものとする。町の能力をもって応急復旧困難な場合は、別表の町指定給水工事公認業者又は給水関係業者の応援を求める。

6 町民及び自主防災組織の活動

- (1) 災害発生後 3 日間は、町民自ら貯えた水等により、それぞれ飲料水等を確保する。
- (2) 災害発生後 4 日目から 7 日目位までは、自主防災組織等による給水及び町の応急給水により飲料水等を確保する。

- (3) 被災地内の井戸、湧水等を活用し、飲料水等の確保に努めるとともにその場合は、特に衛生上の注意を払う。
- (4) 町が実施する応急給水に協力し、運搬、配分等を行う。

第 17 章 医療救護活動

町は、被災者が医療救護を必要とする場合、中央診療所等医療機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じて適切な医療救護を行うものとする。

1 医療救護体制の確立

災害時の医療は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事からの委任に基づき町長が行うものとする。

町長は、救護所の開設、救護病院（中央診療所）等の収容状況の把握、調整、搬送先、救護病院の決定及び医薬品等の調達を行うものとする。

又、医療救護活動の実施にあたっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努めるとともに災害により在宅医療等の継続が困難な難病患者等に対する医療の確保に努める。さらに医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

（1）医療救護の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 病院又は診療所の収容先の決定
- オ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

（2）救護所の開設

救護所を開設する場合は、安全性を考慮して、被災状況に応じた開設予定施設等に設置し、被災者のメンタルヘルスを考慮した医療活動を行う。

救護所での医療活動は、町長の指揮の下で救護・支援班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護にあたる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。救護・支援班での実施が困難な場合は、宇和島医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等を要請することとし、宇和島医師会の医療救護班に対する指揮命令は宇和島医師会が行う。

救護所を開設した後は、速やかに町民に周知する。

（3）医療資機材等の確保

医療全般の実施に必要な医療資機材等（輸血用血液を含む。）については、中央診療所等で有しているものを使用するとともに、不足する場合は、宇和島保健所を通じて県に調達・斡旋を要請し確保する。

（4）情報収集及び提供

町は、消防、警察、宇和島医師会等との連携のもと以下について情報収集を行い、県への情報提供に努める。

- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ 指定避難所、救護所の設置状況及び医療ニーズ
- ウ 医薬品等医療資機材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況
- オ その他参考となる事項

2 医療救護班の要請

町は、災害の発生により医療救護が必要となったときは、宇和島医師会との協定に基づき医療救護班の派遣を要請するものとする。宇和島医師会による医療救護班の派遣が困難な場合は、次の事項を示し、宇和島保健所や災害医療コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請するものとする。

- ・派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
- ・必要な救護班数
- ・医療救護活動を必要とする期間
- ・派遣場所
- ・その他必要な事項

(1) 医療救護班

医療救護班の編成は、宇和島医師会に所属する医師、看護師、補助員とする。

(2) 医療救護班の活動

- ア 傷病者の傷病の程度判定と応急処置
- イ 重傷者の手当て及び中軽症者に対する処置
- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 転送困難な傷病者及び救護所等における軽傷者に対する医療
- オ 助産活動（分娩の介助、分娩後の処置、衛生資材の支給）
- カ 遺体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への収容状況等の報告

(3) 災害医療コーディネータ（公立病院コーディネータ）の活動

災害医療コーディネータ（公立病院コーディネータ）は以下の活動を行うものとする。

- ア 町内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- イ 町内におけるDMATや医療救護班の受入れ及び協働を行う。
- ウ 町内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- エ 災害拠点病院コーディネータ及び町内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

(4) 町の活動

- ア 被災により救護病院（中央診療所）等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定する。
- イ 傷病者を最寄りの救護所又は必要に応じて救護病院等に搬送する。
- ウ 救護所・救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
- エ 救護所・指定避難所等における医療ニーズ等を経時的に把握し、医療救護班等の受入調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、保健所に職員の派遣を要請する。
- オ 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

3 被災地外の町の活動

県からの協力要請に基づき、中央診療所職員等で構成する救護班を派遣するとともに、傷病者の受入れを行うものとする。

4 傷病者の搬送体制

- (1) 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、緊急を要する負傷者から行う。

- (2) 救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。
 - (3) 救護所等の責任者は、後方医療機関に収容する必要がある者の搬送を町に要請する。
 - (4) 救護所等から後方医療機関までの搬送は、町が県及び防災関係機関との連携・支援のもとに実施する。
 - (5) 陸上搬送が困難な場合は、県消防防災ヘリコプター等の出動を要請し、空輸による搬送を実施する等、状況に応じて対応する。
- ※ 県消防防災ヘリコプターの要請方法等については、本編第 29 章「県消防防災ヘリコプターによる支援活動」を参照。

5 愛媛県歯科医師会等への応援要請

町長は、医療救護に関して必要と認めたときは愛媛県歯科医師会、愛媛県薬剤師会、愛媛県看護協会等に応援を要請し、連携して医療活動を実施するものとする。

6 町民及び自主防災組織の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- (2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

第 18 章 防疫・衛生活動

町は、災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努めるものとする。

1 防疫活動の実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、県の指示、指導により町が実施するものとする。

- (1) 迅速かつ的確な防疫活動を実施するため、救護・支援班内に防疫班を編成する。
- (2) 汚染場所・物件の消毒、ねずみや昆虫等の駆除、生活用水の供給等必要な防疫活動を迅速かつ的確に実施する。
- (3) 甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請する。
- (4) 避難所、冠水地域、その他衛生条件が悪い地域を把握する。
- (5) 飲料水の消毒及び衛生指導を行う。
- (6) 塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。
- (7) 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。

2 巡回健康相談等の実施

救護・支援班は、宇和島保健所と協力して保健師による巡回健康相談を実施するものとする。

- (1) 指定避難所等における町民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。
- (2) 避難所の管理者等を通じて町民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- (3) 感染症の発生状況及び防疫活動の状況を、随時、宇和島保健所へ報告する。

3 指定避難所の衛生管理指導等

多数の被災者が避難生活を行う指定避難所においては、避難者で組織する避難所運営本部等に対して、宇和島保健所と共に、良好な衛生状態を保つための指導を実施する。

4 自主防災組織等の活動

自主防災組織は、指定避難所等において、良好な衛生状態を保ち健康管理の徹底に努めるよう周知するものとする。

- (1) 汚物の清掃、消毒等の実施
- (2) 手洗い、消毒の励行
- (3) 食器、器具等の消毒
- (4) 食品関係取扱者の衛生管理の強化

第 19 章 保健衛生活動

町は、災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県と協力して保健衛生活動を行う。

1 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

町は、県による避難所等の被災者に対する保健衛生活動の適切な実施のため、避難所等の衛生状況を要求に応じて速やかに報告する。なお、町が被災状況により、自ら情報収集ができない場合には、県に対して情報収集を行うよう要請する。

2 被災者等への保健衛生活動

(1) 町は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。

(2) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者等への保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等への保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

3 保健師等の応援・派遣要請

(1) 県及び県内市町による応援・派遣が困難である場合は、災害対策基本法や地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、厚生労働省健康局を通じて、その他の都道府県・市町村に保健師等の応援・派遣を要請する。

第 20 章 食品衛生活動

被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、町は、食品の衛生管理等を行う。

1 町の活動

- (1) 臨時給食施設の設置状況等、情報の提供を行う。
- (2) 消毒薬等必要物資を配布する。
- (3) 県が実施する臨時給食施設や食品関係営業者への監視指導に協力する。

2 町民の活動

- (1) 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒を行う。
- (2) 食品関係営業者は、県の食品衛生監視員の指示に従うとともに、自主管理を強化する。

第 21 章 廃棄物等の処理

町は、被災地域の環境衛生の万全を図るため、生活系ごみの収集処理、し尿の汲取処分、災害廃棄物等の処理を適切に行うものとする。

1 し尿処理・清掃活動体制の確保

(1) 町の活動体制

- ア 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- イ 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- ウ 清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- エ 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- オ 災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の仮置場への搬入方法及び分別方法等に関する町民への周知計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の広域的な処理・処分計画（松野町災害廃棄物処理計画）に基づき、災害時における応急体制を確保する。
- カ 必要に応じて、し尿処理に係る必要な助言及び市町間の調整、ポータブルトイレ等緊急援護物資の供給及び民間事業者等が所有する仮設トイレの調達斡旋、浄化槽の緊急点検及び応急復旧等に係る公益社団法人愛媛県浄化槽協会への協力依頼などを県へ要請する。

(2) 町民及び自主防災組織の活動

- ア し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行う。
- イ 自主防災組織を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレ等の設置を準備する。

2 生活系ごみ処理の実施

(1) 町の実施体制

- ア 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに収集体制、仮集積場所及び収集日時を定めて町民に広報する。
- イ 消毒、防臭用の薬剤及びごみ袋等を町民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、又は処理するように指導・広報する。
- ウ 町民によって集められたごみ置場のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選択した処理場に運び処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。
- エ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 町民及び自主防災組織の活動

- 自主防災組織を中心として、町による生活系ごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとる。
- ア 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りのごみ置場へ搬出する。

- イ 地域ごとに町民が搬出するごみ置場を設定し、町民に周知する。
- ウ 自主防災組織を中心として、ごみ置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- エ ごみは、町が定めた日時にごみ置場へ搬出する。

3 災害廃棄物処理の実施

(1) 町の実施体制

- ア 危険物、通行上支障がある物等を優先的に収集・運搬する。
又、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- イ 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難な物を、仮置場及び処理施設に運搬する。
- ウ 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
又、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
- エ 廃家電・廃自動車等の内、リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づく処理を行う。

(2) 町民及び事業所等の活動

- ア 町民は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法により搬出等を行う。又、河川、道路及び谷間等に投棄しない。
- イ 事業所等は、自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。又、町から災害廃棄物の処理について協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

一般廃棄物処理施設の概要

施設名	共用開始	施設規模	備 考
宇和島地区広域事務組合 環境センター（熱回収施設）	平成 29 年	120 トン/日	ストーカ炉
宇和島地区広域事務組合 環境センター（リサイクルセンター）	平成 29 年	20 トン/5h	破碎・選別・圧縮梱包
宇和島地区広域事務組合 汚泥再生処理センター	平成 27 年	220 kℓ/日	水処理方式：高負荷膜分離処理方式 ＋高度処理 資源化方式：リン回収
宇和島市一般廃棄物 最終処分場	平成 6 年	埋立容量： 60,000 m ³	準好気性埋立
愛南町環境衛生センター 最終処分場	平成 3 年	埋立容量： 60,000 m ³	準好気性埋立

第 22 章 障害物の除去

町及び各関係機関は、災害により発生した、主要道路及び生活道路並びに河川等の土石、木材等の障害については速やかに除去し、日常生活の確保に努めるものとする。

1 実施主体

被災地に生じた町が管理する各種公共土木施設等の障害物の除去は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事からの通知に基づき町長が行う。

2 道路上の障害物の除去

道路管理者（町長）は、管理する道路について、路上障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努める。

道路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、他の道路管理者、警察、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。

除去した障害物は、町があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。

又、適当な集積場がない場合は緊急輸送にあてる道路以外の道端等集積する。

3 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者（町長）は、河川管理者の協力を得ながら支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとる。

障害物の除去は避難・復旧班が担当するものとするが、障害物の規模及び範囲等に応じて土木業者の協力を得て、速やかに行うものとする。

4 応援の要請

町のみで対応できないときは県及び近隣市町に応援を要請する。

5 障害物の保管の場所

- (1) 障害物の大小によるが、原則として再び生命、財産に被害を与えない安全な場所とする。
- (2) 道路交通の障害とならない場所とする。
- (3) 盗難の危険のない場所とする。
- (4) 保管した障害物が滅失又は破損するおそれがあるとき、保管のための費用又は手数を要するときは、当該障害物を競争入札又は随時契約により売却し、その代金を保管する。

第 23 章 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管については、その飼養者等が行うものとするが、町は協力して動物の保護及び危害防止に努めるものとする。

必要に応じて、埋却及び焼却処理の処分方法の指導、死亡した獣畜及び家きんの処理などを県へ要請する。

1 動物保護活動

(1) 町における活動

- ア 被災動物の把握
- イ 飼養されている動物に対する餌の配布
- ウ 被災動物の一時収容、応急処置、保管、避難所におけるペットのためのスペースの確保
- エ 危険動物の逸走対策
- オ 被災動物救援センターの設置場所の斡旋
- カ 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- キ 災害死した動物の処理
- ク その他動物に関わる相談等

(2) 町民及び民間の活動

- ア 被災動物の一時保護、応急処置、通報
- イ ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- ウ 危険動物の逸走対策
- エ ボランティアによる被災動物救援センターの管理、運営
- オ その他行政への協力

2 死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きん等の処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きん等の処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

(1) 町における活動

- ア 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。
- イ 処理場所の確保について町のみで対応できないときは、宇和島保健所に協力を要請する。

(2) 飼養者等の活動

- ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、宇和島保健所長の許可を受ける。
- イ 処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。
- ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置については、宇和島保健所、町の指導を受け、適正に処理する。

第24章 応急住宅対策

町は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない困窮者のための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

ただし、応急仮設住宅の供与について、災害救助法が適用されたときは、知事からの通知に基づき町長が行うものとする。

1 被害状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握するものとする。

2 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅の建設

- (1) 応急仮設住宅の建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定するものとするが、災害その他の理由で建設に支障を来す場合は、状況に応じ、町において適宜定めるものとする。又、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するものとする。
- (2) 建設を県から委任された場合は、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会又は(一社)日本木造住宅産業協会の協力を得て建設する。
- (3) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (4) 町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

4 応急住宅の入居者の認定

- (1) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。
- (2) 入居者の認定を町長が行うこととされた場合は、自らの資力では住宅を確保できない者の内、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

5 町営住宅等の一時入居

町営住宅等の空家状況を把握し、被災者を一時的に入居させるものとする。

6 応急住宅の管理

- (1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退居手続・維持管理を行う。又、応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。
- (2) 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

7 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、さまざまな生活者の意見を反映できるよう配慮する。又、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールを作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援に努める。

8 住宅の応急修理

- (1) 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者の内、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。
- (2) 町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住可能な住宅の応急修繕を推進する。

9 建築資機材及び建築業者等の調達、斡旋要請

- (1) 町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県に斡旋又は調達を要請するものとする。

ア 応急仮設住宅の場合

- a 被害戸数（全焼、全壊、流失）
- b 設置を必要とする住宅の戸数
- c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- d 派遣を必要とする建築業者数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

イ 住宅応急修理の場合

- a 被害戸数（半焼、半壊）
- b 修理を必要とする住宅の戸数
- c 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- d 派遣を必要とする建築業者数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

- (2) 町は、町民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

10 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行うものとする。

障害物の対象	(1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 (2) 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に、障害物が運ばれているか又は屋敷内に運びこまれているため、家の出入りが困難な状態であること。 (3) 自らの資力を持っては、障害物の除去ができないものであること。 (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けたものであること。 (5) 応急措置の障害になるもので緊急を要する場合であること。
--------	---

なお、町長は、町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員

- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

11 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずるものとする。

第 25 章 応急教育活動

大規模な災害が発生した場合における、学校施設の被災及び児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財等の保護の措置を実施する。

1 実施責任者

災害が発生した場合の措置については、教育委員会が実施責任者となり、各学校長と連携しながら、応急教育対策、学校施設の応急復旧対策等を実施するものとする。

2 応急計画

学校長は、学校の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急教育の方法等について計画を定めておくものとする。

3 応急措置

- (1) 教育委員会は、施設の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害が少ない地域の学校施設、公民館、その他民有施設の借上げや応急仮設校舎の建設等速やかに授業ができるよう措置する。

なお、被害の状況により、必要があるときは町又は地域の住民の協力を求め、応急仮設校舎の建設にあたっては、関係機関の協力を要請して短期間に完成させる。

- (2) 学校長は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を教育委員会へ報告する。

ア 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えること。

イ 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。又、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。

ウ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休業など適切な措置を講じること。

エ 災害の規模に応じて、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県教育委員会と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

4 応急教育の実施

学校の施設が被災し又は学校が地域の避難所となった場合は、町は次の方法により応急教育を実施するものとする。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは町又は地域住民等の協力を求める。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒等及び保護者へ連絡する。
- (3) 全児童生徒等を学校に同時に受入れできない場合は、二部授業又は他の町有施設等を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。

- (4) 学校施設の応急復旧が困難な場合は、応急教育を他地域の学校又は公民館等で実施するとともに、応急仮設校舎を建設する。この場合、応急仮設校舎の建設までの間、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。
- (5) 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意する。
- (6) 必要に応じて、児童生徒等の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

5 学用品の調達及び支給

学用品の給付は、災害救助法が適用されたときは、知事からの通知に基づき町長が行う。

災害救助法が適用されない高校生の学用品等の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

- (1) 教科書については、学校長が被災学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し教育委員会へ報告する。報告後は、教育委員会の指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、教科書を求める。
- (2) 学用品については、教育委員会が給付するものとする。

ア 給付する品目の範囲

- a 教科書及び教材
- b 文房具
- c 通学用品

イ 給付の額

教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教材の実費とする。

ウ 給付期間

災害発生の日から、教科書は 1 か月以内、その他の学用品は 15 日以内とする。

6 保健衛生に関する事項

災害の状況に応じ、被災学校の教職員、児童生徒等に対し感染症予防接種や健康診断を実施するものとする。又、学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき宇和島保健所の指導、協力により校舎の清掃・消毒を行うものとする。

7 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

- (1) 学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難所責任者に対し、その利用について必要な指示を行う。
- (2) 教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。
- (3) 学校長は、避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、災害対策本部と必要な協議を行う。

8 学校施設の一時使用の措置

災害応急措置として、学校施設の一時使用の要請があった場合、学校長は、授業に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。

9 文化財の保護

文化財の保護については、次のとおりとする。

- (1) 文化財に関する応急対策等については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が策定する。
- (2) 文化財が被災した場合、所有者、管理責任者又は管理団体は、被害の調査を実施するとともに消防機関に通報する。
- (3) また、速やかに文化庁及び県教育委員会に被災状況を報告・協議し、復旧対策を実施する。

第 26 章 要配慮者に対する支援活動

町は、自主防災組織など地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行うものとする。

1 避難行動要支援者の避難誘導

救護・支援班、総務班、社会福祉協議会等で構成する「避難行動要支援者支援班」が主体となり、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランに基づき、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

又、福祉避難所や福祉避難スペース等、多様な避難先の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するものとする。

2 指定避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講ずるものとする。

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努めるものとする。

- (1) 指定避難所等への移送
- (2) 病院への移送
- (3) 福祉施設等への緊急入所

3 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への受入れにあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

4 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者ややむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等被災障がい者に対する援助を適宜提供するものとする。

- (1) 災害により補装具を亡失又はき損したものに対する修理又は交付
- (2) 被災障がい者の更生相談

5 応援依頼

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請するものとする。

第27章 ボランティア等への支援

町は、大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPO等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、社会福祉協議会と連携を図り、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

1 ボランティアの受入体制整備

町は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、社会福祉協議会と連携して、災害救援ボランティア支援本部をボランティアセンター内等に設置する。

町、社会福祉協議会、NPO、ボランティア関係団体が一堂に集う情報共有会議を開催し、町域における被災者ニーズの把握や、NPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行う。

2 災害救援ボランティア支援本部の任務

(1) ボランティア活動に関する情報収集

町が把握している情報をはじめ、ボランティア団体や被災町民等からの情報をとりまとめ、町内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

(2) ボランティア・被災町民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災町民等に対して的確に提供する窓口を開設する。

(3) ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

(4) ボランティアの斡旋

被災町民、県災害救援ボランティア支援本部や社会福祉施設等からボランティアの斡旋要請が出された場合、ボランティアグループ等の斡旋・派遣を行う。

3 情報、活動拠点及び資機材の提供

町長（本部長）は、ボランティアの活動が円滑に実施できるよう、安全性、利便性を考慮し、庁舎その他町有施設等をボランティアの活動拠点として提供するものとする。

又、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めるものとする。

4 県災害救援ボランティア支援本部への要請

災害救援ボランティア支援本部において、ボランティア不足の状況になった場合、県災害救援ボランティア支援本部にボランティアの斡旋を要請する。

第 28 章 応援協力活動

町は、広範な地域に被害がおよび、社会機能が著しく低下するなどの大規模な災害が発生した場合は、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

1 知事等に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し県災害対策本部南予地方本部を通じ、次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

又、県外への広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

2 他の市町等に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町村長や民間企業、各種団体等に対し応援を要請するものとする。又、被災町民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。

町が締結している各広域応援協定は、資料編のとおりである。

3 他の市町等に対する応援派遣

町長は、他の市町長等からの応援要請を受けた場合は、町の災害応急対策の実施状況との調整を図りながら、必要と認められる事項について協力を行うものとする。

4 被災市区町村応援職員確保システムの活用による対口支援の受援

災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の職員が被災し、災害対応にあたれない等の理由で、県及び県内市町の応援職員のみでは要員が不足する場合は、町長は「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省通知）に基づき、他自治体からの応援を要請する。

(1) 指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

(2) 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

ア 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本町の災害マネジメントを総括的に支援する。

イ その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、本町の災害応急対策業務（避難所の運営、
り災証明書の交付等の災害対応業務）を行う。

5 I S U T（災害時情報集約支援チーム）の受入体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成される I S U T（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。I S U Tは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、町等の防災対応を支援する役割を持つ。

町は、必要に応じて派遣される I S U Tと連携し対応にあたる。

6 外国からの応援活動

町は、国が受入れを決定し、県が作成する受入計画に基づいて、県が受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう、県及び関係機関と連携を図りながら、必要な支援を行うものとする。

第 29 章 県消防防災ヘリコプターによる支援活動

町は、各種災害又は事故等に際し、「愛媛県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県が所有する消防防災ヘリコプターの出動を要請することで、被害の最小化に努めるものとする。

1 支援活動の種類

県消防防災ヘリコプターは、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、災害の状況に応じて行うが、概要は次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防ぎょ活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

2 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に、緊急運航する。

- (1) 公共性
地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性
差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、町民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
- (3) 非代替性
県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

3 緊急運航要請手続

県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、「愛媛県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、町長が県防災航空事務所に対して電話等にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

- (1) 応援要請の原則
災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
 - イ 町の消防力によっては、防ぎょが著しく困難な場合
 - ウ その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合
- (2) 応援要請方法
県防災航空事務所に対し、電話等により次の事項を明らかにして要請を行う。
 - ア 災害等の発生日時、場所
 - イ 活動種別、状況
 - ウ 発生現場の気象状態
 - エ 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
 - オ 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
 - カ 支援に要する資機材の種別・数量
 - キ その他必要な事項

県防災航空事務所連絡先

緊急連絡用電話	089-965-1119
一般事務用電話	089-972-2133
F A X	089-972-3655
所長公用携帯電話	090-8975-9353
隊長公用携帯電話	090-8975-9354

第 30 章 自衛隊の活動

町長は、大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、町民の生命及び財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、効率的かつ迅速な応急活動を実施するものとする。

1 災害派遣要請事項

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要がある場合は、県災害対策本部南予地方本部を通じ知事に対し、自衛隊の派遣要請について、次の事項を示して必要な措置を講じるよう要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊中部方面特科隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- (1) 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

自衛隊連絡先

部 隊 名	連絡先
陸上自衛隊 中部方面特科隊	電話：089-975-0911 県防災通信システム：556-21、556-22 F A X：089-975-0911
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	電話：092-581-4031 F A X：092-581-4031

2 災害派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。

町は、総務班に連絡窓口を設置するとともに自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のない措置を講ずる。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び資機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 災害派遣部隊の受入れ

町長は、災害派遣部隊の宿泊施設として、避難所として使用していない小・中学校、公民館等の公共施設等必要な設備を可能な限り準備する。

4 災害派遣部隊の撤収要請

町長（本部長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくな

ったときは、速やかに文書をもって、県災害対策本部南予地方本部を通じ知事に対し、自衛隊の撤収を要請するものとする。

5 経費の負担区分

自衛隊の災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとする。又、2市町以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定めるものとする。

経費を負担する主なものは、次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に関するものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議し、決定する。なお、必要に応じて県が協議する。

第 31 章 公安警備活動

大規模災害発生時には、多数の町民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、町は、警察をはじめとする関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

又、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び町民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

なお、災害警備に関しては、この計画によるほか、愛媛県警察災害警備実施基礎計画及び各警察署の災害警備実施計画に基づき警備活動を行う。

第 32 章 水道の確保

町長（本部長）は、水道被害が、町民生活に大きな影響を及ぼすことから、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとする。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設への水道供給の優先的な復旧を行うものとする。

1 水道施設

避難・復旧班は、あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。

- （１）災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずるとともに、必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧活動を行う。
- （２）町民の生命に関わる、医療機関等について優先的に応急給水及び応急復旧を実施する。
- （３）応急給水及び応急復旧を実施する必要人員及び資機材が不足する場合は、他の班へ応援を依頼し、なお不足する場合は、相互応援協定等に基づき、県災害対策本部南予地方本部を通じて、他の市町に支援を要請する。

第 33 章 郵便事業の運営維持

松野町内等郵便局は、災害時においても各種の郵便事業の運営維持に努め、「災害発生時における松野町と松野町内等郵便局の協力に関する協定」に基づき、町と相互に協力するものとする。

1 郵便物の送達の確保

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等の応急対策を講じる。又、指定避難所等に避難した人にも送達できるよう町との避難者情報の共有手段の確保に努める。

2 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不可能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

(1) 災害発生時における松野町と松野町内等郵便局の協力に関する協定

松野町内等郵便局

郵便局名	住 所	連絡先
松野郵便局 ※	松野町大字松丸 452	42-0200
吉野郵便局	松野町大字吉野 2469	42-0300
目黒郵便局	松野町大字目黒 386-1	43-0200
広見郵便局	鬼北町大字近永 661	45-0550
宇和島郵便局	宇和島市丸之内 1-3-12	0570-943-872

※ 連絡責任者：松野郵便局長

第 34 章 豪雪災害防止活動

町長は、町内に豪雪があった場合、地域の特性、孤立地区の発生、なだれ等危険箇所の把握に努めるとともに、物資輸送に必要な輸送手段や除雪等による交通路の確保などの応急対策を実施するものとする。又、雪害対応にかかる経験が豊富な地方公共団体との相互応援協定の締結についても考慮するものとする。

1 道路の除雪対策

道路管理者（町長）は、特に緊急を要する区間について速やかに除雪を行い、道路交通の確保を図るものとする。

（1）除雪開始時期

除雪の開始時期は、交通に重大な支障をきたすと認められるときとする。特に集中的な大雪に対しては、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

（2）除雪体制の整備

道路管理者（町長）は、あらかじめ民間業者の保有する除雪機械を把握し、その調達、配置及び輸送方法について検討を加え、協力体制を確立するものとする。

（3）雪捨て場の指定

家屋連たん地域の除雪にあたっては、町は、各道路管理者と雪捨て場及び排雪方法について相互に連絡し、除雪計画に支障をきたさないよう協力体制を確立しておくものとする。

（4）道路管理者の措置命令等

道路管理者（町長）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者（町長）は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 災害発生時における広報

道路管理者（町長）は、安全で円滑な交通の確保のため、大雪時における道路通行止箇所及び迂回路などの道路情報を防災行政無線、ＩＰ告知端末及び報道機関等を活用して、正確かつ迅速に広報するものとする。

3 なだれ対策

（1）危険箇所の表示

なだれの発生が予想される場合は、町内の巡視を強化して、危険地域の早期発見に努め、危険箇所を発見したときは、赤旗等により表示を行い、その旨を直ちに関係機関に通報するとともに、必要がある場合は、雪止めの編さくを設けるなど緊急措置を講じる。

（2）退避

気温上昇によりなだれの危険が増大したときは、関係機関と緊密に連絡をとり、危険地域の世帯に対して警告、避難勧告あるいは避難指示（緊急）を行う。

（3）児童生徒等に対する措置

町長、学校長、その他関係機関は、なだれ危険箇所の周知徹底を図り、通常の経路以外の通行を避け、登下校は集団で行い、保護者、教員等が引率するよう指導する。

4 学校教育対策

学校長は、老朽建物をはじめ、渡り廊下、ひさし等の補強に努め、屋根の雪おろしは早めに行って、雪ずりの危険を避けるとともに、施設保全に万全を期する。大雪により、児童生徒等の自力による登下校が不可能と判断した場合は、その旨を直ちに各家庭に連絡し、関係機関の協力を得て、安全な通学手段の確保に努めるものとし、必要に応じ防災行政無線、I P 告知端末での放送を依頼するものとする。

次の事態が発生した場合は、その状況を下記の系統により速やかに報告するものとする。

- (1) 臨時休業した場合
- (2) 児童生徒等に事故があった場合
- (3) 学校施設に被害が発生した場合

小・中学校→教育委員会→南予教育事務所→県教育委員会

5 保健衛生及び医療措置

豪雪で交通途絶された地域で、緊急に医療を施さなければならない患者が発生した場合は、避難・復旧班がこの地域の道路除雪作業を優先的に行い、救護・支援班が主体となり、医薬品の確保、往診等の措置を行い、必要に応じて消防機関に緊急搬送（ドクターヘリによる搬送を含む。）を依頼するなど、町民の人命救助にあたるものとする。

6 孤立地区との連絡通信

豪雪で通信サービスや交通が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合、町は、衛生携帯電話等を活用した通信の確保に努めるとともに、県に県消防防災ヘリコプター等による支援を要請する。

第 35 章 大規模火災応急活動

本編第10章「消防活動」を準用するものとする。

第 36 章 林野火災応急活動

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 町の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、速やかに県消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携をとり水利等の確保を行う。
※ 県消防防災ヘリコプターの要請方法等については、本編第 29 章「県消防防災ヘリコプターによる支援活動」を参照。
- (4) 火災の規模が大きく町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」「愛媛県消防団広域相互応援協定」等に基づき、関係市町等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
※ 自衛隊の要請方法等については、本編第 30 章「自衛隊の活動」を参照。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の町民等の避難誘導を行う。

第4編 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、町民の意向を尊重しながら県、町が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

又、町は、県の協力を受け、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1章 公共施設災害復旧対策

町は、災害により公共施設が被災した場合、被災した箇所の内、緊急に復旧を要する箇所については、応急復旧の措置をとるものとする。

復旧事業の実施にあたっては、各施設の早期原形復旧に努めるとともに、再度の災害発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に実施するものとする。

1 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、現状復旧を基本にしつつ、再度被災防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。特に、二次的な災害防止の観点から対策に配慮するものとする。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行うものとする。

(1) 農林水産業等施設

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）及び土地改良法（昭和24年法律第195号）を活用し実施する。

(2) 道路、河川

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により実施する。

(3) 砂防等施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第27号）により実施する。

(4) 公営住宅等

公営住宅法（昭和26年法律第193号）により実施する。

(5) 水道施設

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。

(6) 公立学校施設

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）により実施する。

(7) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合の対応

特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

2 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、県と協力し、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

(1) 町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

(2) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(3) 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。又、環境汚染の未然防止又は町民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

(1) 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

(2) 町の活動

ア 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。

イ 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

4 災害査定の促進

災害が発生した場合には、町は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて県へ報告し、復旧事業が迅速になされるよう努めるものとする。

第2章 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

又、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

1 復興計画の作成

(1) 計画の策定

町長は、必要があると認めたときは、復興計画を策定する。

(2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、農山村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

(3) 計画の基本方針

計画策定にあたっては、総合計画等との調整を図る。

(4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、町民に周知し、被災地の復興を促進する。

(5) 国・県との調整

計画策定にあたっては、国や県等との調整を行う。

2 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

(1) 町は、国が定める復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 町は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣の斡旋を求める。

3 防災まちづくりを目指した復興

(1) 町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な地域環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の町民のみならず将来の町民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来の方向性を示し、町民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 町は、復興のため街区の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措

置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに町民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な街区の形成と都市機能の更新を図る。

- (3) 町は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 町は、防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分町民に対し説明し理解と協力を得るように努める。又、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 町は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を町民に説明しつつ、その解消に努める。
- (6) 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、町民に対し行う。
- (8) 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

4 復興財源の確保

(1) 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

(2) 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

ア 財政需要見込額の算定

被災状況調査をもとに、次の財政需要見込額を算定する。

- a 復旧・復興事業
- b その他

イ 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

ウ 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

(3) 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

ア 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保するものとする。

- a 災害復旧事業債
- b 歳入欠かん等債
- c その他

第3章 災害復旧資金

災害からの速やかな復旧を図るため、町は、災害時における復旧資金計画を作成する。

1 中小企業を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(2) 支援活動

ア 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

イ 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

ウ 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

2 農林漁業者を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(2) 支援活動

ア 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。

イ 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

第4章 被災者等に対する支援

町は、被災した災害からの速やかな復旧を図るため、次のとおり被災者措置を講ずるものとする。

1 要配慮者の支援

(1) 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難な場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

(2) 支援活動

ア 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

a 要配慮者被災状況及び生活実態

b 社会福祉施設の被災状況

イ 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

ウ 健康管理の実施・巡回健康相談

県（宇和島保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。又、避難所の管理者等を通じて町民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

エ 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる人や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった人がいる場合に、適切に成年後見制度を利用できるようにする。

2 義援物資の募集及び配分

(1) 物資受入れの基本方針

ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

イ 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けないものとする。

ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を1箇所的大量に集約することが効率的である。少量で多品種の義援物資については、集約が困難であり、各指定避難所等への配分の支障となるおそれがあるほか、ニーズがない物資は、各指定避難所等へ配分されないおそれがあり、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対しては、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼する。

イ 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼する。

(3) 受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先及び送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受け付けること。

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと。

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

(5) 配分等

町への義援物資は、指定避難所等を経由して必要とする被災者に対して公平かつ迅速な配分を行うものとする。

3 義援金の募集及び配分

(1) 受入体制の整備

町への義援金を受け付けるために、役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討するものとする。

(2) 配分等

町への義援金は、公平かつ迅速な配分を行うため、関係者により配分委員会を設置し、配分金額、配分対象者、配分方法、配分状況の公表等を協議するものとする。

4 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び松野町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 62 年条例第 7 号）に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して災害障害見舞金の支給を行い、町民の福祉及び生活の安定を図るものとする。

ア 災害弔慰金の額

死 亡 者	金 額
死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	500 万円
その他の場合	250 万円

※ ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、前記の額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

イ 災害障害見舞金の額

障 が い 者	金 額
当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合	250 万円
その他の場合	125 万円

5 被災者の経済的再建支援

(1) 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。また、被災者支援連携システムを活用し、迅速な被害調査、罹災証明の発行、被災者台帳の整備等を図るよう努める。

(2) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。又、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア 死亡者数

イ 負傷者数

ウ 全壊・半壊住宅数 等

(3) 罹災証明の交付

災害対策基本法及び松野町罹災証明書等交付要綱に基づき、各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、被災者支援連携システム等を活用して罹災証明書を交付する。また、被災者からの届け出に基づく罹災届出証明書、被災証明を交付する。なお、被害認定調査の実施にあたっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とする。

(4) 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、被災者支援連携システム等を活用して個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

(5) 各種資金の貸付等

被災者のうち要件に該当する者に対する災害援護資金、生活福祉資金、その他の融資等について、県、社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通措置を講じる。

ア 生活福祉資金

イ 母子福祉資金

ウ 父子福祉資金

エ 寡婦福祉資金

オ 災害援護資金 等

(6) 被災者生活再建支援金の申請受付等

災害により被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の適用となる規模の被害が発生したときは、被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。又、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図る。

(7) 町税等の減免等

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）、条例及び松野町災害による被災者に対する町税等の減免に関する取扱要綱に基づき、町民税、国民健康保険税、介護

保険料の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

6 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、町は、次の措置を講じるものとする。

(1) 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

又、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

イ 県との協議

公営住宅等の供給に関する役割分担について、県と協議する。

ウ 町営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅等の町営住宅を供給する。

エ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する

(2) 雇用対策

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

(3) 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、町は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護の要件を満たす被災者の困窮の程度に応じて、県に協力して最低生活を保障し生活の確保を図る。

7 生活再建支援策等の広報・PR

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、次のような災害関連情報や生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

又、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(1) 生活再建支援施策等の広報・PRの実施

広報紙やホームページ等を活用し、災害関連情報や各種支援に関する内容を広報・PRする。

ア 義援金の募集等

イ 各種相談窓口の案内

ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報

エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報

オ 被災者生活再建支援金に関する情報

カ ボランティアに関する情報

キ 雇用に関する情報

- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報等

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。外国人に対しては、災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター、又は県や国際交流協会等と連携し、外国人であることに配慮した対応を行う。

(3) 被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

8 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を実施するものとする。

(1) イベント・商談会等の実施

県や関係団体等と連携し、必要に応じ、町独自のイベントや誘客対策等を実施する。

(2) 風評被害への対応

町は、県、国及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報するとともに、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を図る。

第5編 原子力災害対策

第1章 原子力災害事前対策

本町に最も近い原子力発電所は、四国電力株式会社伊方発電所である。

しかし、本町は国が定めるP A Z（予防的防護措置を準備する区域：原子力施設を中心としておおむね半径5kmの地域）やU P Z（緊急防護措置を準備する区域：原子力施設を中心としておおむね半径30kmの地域から、P A Zを除いた地域）には含まれていない。

その一方で、原子力発電所における緊急事態や、緊急事態により発生しうる災害に対しては、町民の関心が高いことや、隣接している宇和島市がU P Z内に含まれていること、緊急事態発生時には、本町への避難の可能性があるため、町は、県や関係機関等の協力を得て、事前対策の取組を推進する。

第1節 本町の役割

原子力災害対策における町の役割は、以下のとおりとする。

- 1 原子力災害発生時における広域避難者の受入計画の策定及び実施に関すること。
- 2 重点市町における緊急事態応急対策の応援に関すること。
- 3 原子力災害に関する広報の実施に関すること。

第2節 災害応急体制の整備

1 町の防災体制の整備

原子力発電所における緊急事態は以下のとおり分類される。

町は、以下の各状況、県の活動体制に応じた防災体制をあらかじめ定めておく。

(1) 警戒事態

ア 対象事象等

警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階

イ 概要

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者の内施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

ウ 県の活動体制

- 警戒配備体制（警戒配備、特別警戒配備）
- （２）施設敷地緊急事態
- ア 対象事象等
- 特定事象（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条第 1 項前段の規定に基づき通報を行うべき事象）が発生した段階
- イ 概要
- 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
- ウ 県の活動体制
- 災害対策本部
- （３）全面緊急事態
- ア 対象事象等
- 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
- イ 概要
- 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
- ウ 県の活動体制
- 災害対策本部

2 緊急物資等の確保

災害が大規模となり、被災地において緊急物資の不足が発生した場合、又は、消防・救急等の即時対応が要請された場合に速やかに対応できるよう、あらかじめ県と調整し、必要な物資・資機材等の確保に努める。

3 緊急輸送にあてる道路・避難道路の確保

被災地への人員・物資等の輸送や被災地からの避難者の移動、負傷者等の搬送等に備え、県とあらかじめ緊急輸送にあてる道路・避難道路の確保に努める。

第 3 節 防災知識の普及

1 職員に対しての防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、必要に応じて職員を対象に研修を行う。

- （１）放射線及び放射性物質の特性
- （２）原子力発電所施設の概要
- （３）原子力災害とその特性
- （４）町地域防災計画（本編 原子力災害対策）と県の原子力防災対策に関する知識
- （５）原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- （６）職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- （７）家庭及び地域における防災対策
- （８）その他必要な事項

2 町民に対しての防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、町民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため広報活動を実施する。

- (1) 原子力災害に関する一般的知識
- (2) 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護方法等に関する知識
- (4) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (5) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (6) 指定避難所その他避難対策に関する知識
- (7) 非常持出品の準備等家庭における防災対策に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 要配慮者等への配慮に関する知識
- (10) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (11) 被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- (12) 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスに関する知識

第4節 原子力防災訓練の実施

町は、必要に応じて、県や国が行う防災訓練に職員を派遣し、技能の習得・向上に努める。

第5節 広域避難者受入体制の整備

原子力災害の発生に備え、県の広域避難計画に基づき、避難者の受入体制を整備する。

なお、風水害や地震と原子力災害が同時に発生し、避難者が大量に発生する可能性があるため、複合災害の状況に応じた柔軟な対応を行うことを前提とする。

第2章 緊急事態応急対策

第1節 応急措置の概要

1 町のとるべき措置

町は、原子力発電所における緊急事態の発生を覚知したときは、災害対策本部総務班を中心に以下の活動を行う。

- (1) 情報収集活動
- (2) 広報・広聴活動
- (3) 被災地への応援協力活動

第2節 情報収集活動

1 県からの情報収集

放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は、及ぶおそれがある場合、知事（県災害対策本部長）は、必要に応じて町に情報の提供を行うこととされている。

町は、県からの第一報を受けた場合、継続的な情報収集に努めるとともに、今後の町の対応、町民への広報内容等について、県と調整を行う。

第3節 緊急時モニタリング

1 町内の放射線量の観測

知事（県災害対策本部長）から、放射性物質の大量放出の連絡を受けた場合、県が実施する町内で生産される農林水産物や工業製品等（地域生産物）の放射線量のモニタリングの結果を、定期的に町民に公表する。

第4節 広報・広聴活動

1 町の広報・広聴活動

町は、原子力発電所等における緊急事態の状況など、町民に対して、継続的に広報を行う。広報にあたっては、正確な情報をわかりやすく伝えることに努め、デマや風評に惑わされず、冷静沈着に行動するよう促す。

又、緊急事態に対して不安を抱く町民の問い合わせ等に対応できるよう、相談窓口の設置を検討する。

ボランティアの募集を実施する場合は、社会福祉協議会とともに、募集内容等の広報を行う。

第5節 被災地への応援協力活動

1 避難者の受入れ

原子力災害により広域避難者が発生した場合は、県等の広域避難計画に基づき、避難所を開設し、避難者の受入れを行う。

この際、町民に対しては不要不急の外出を控えるよう要請し、速やかな避難の実施に努める。

避難所や避難道路を指定した場合、県及び被災市町に通知する。

2 応援要請への対応

被災市町や県から、緊急物資の供給等の応援要請を受けた場合、可能な範囲で対応する。

3 緊急輸送における緊急輸送にあてる道路・避難道路の確保

町内を走る道路を緊急輸送にあてる道路・避難道路として利用することとされた場合、警察により交通規制が実施されることがあるため、町民に関連する情報等の提供を行う。

又、交通規制等によりその他の道路において交通渋滞が発生する可能性があることから、不要不急の外出を控えるよう、広報に努める。

4 ボランティア活動支援

被災地におけるボランティアニーズは県、国、関係団体が把握する。

町は、これらの情報をもとに、社会福祉協議会とともに、必要に応じてボランティアを募集し、被災地等に派遣する。

第3章 原子力災害中長期対策

第1節 汚染の除去等

1 継続的な環境放射線モニタリング

放射性物質の放出が長期間に及ぶ可能性があるため、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した後にも、県が実施する継続的な環境放射線モニタリングの結果を、定期的に町民に公表する。

2 除染

環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の結果、町民の生活に影響のある放射線量が観測された場合、県や国、その他関係機関が区域を設定して実施する除染作業に、可能な範囲で協力する。

第2節 風評被害等の影響の軽減

町は、風評被害等の防止又は影響を軽減するために、必要に応じて県が実施する町内で生産された地域生産物の放射線量の計測結果を公表するとともに、県と協力し、国、関係機関、報道機関、業界団体や市場関係等に情報を提供する。又、観光地の安全性アピールのための広報活動を行うものとする。